

大学機関別認証評価

# 自己評価書

平成27年6月

神奈川県立保健福祉大学



# 目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	4
	基準2 教育研究組織	8
	基準3 教員及び教育支援者	23
	基準4 学生の受入	40
	基準5 教育内容及び方法	52
	基準6 学習成果	98
	基準7 施設・設備及び学生支援	112
	基準8 教育の内部質保証システム	133
	基準9 財務基盤及び管理運営	146
	基準10 教育情報等の公表	171



## I 大学の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 大学名 神奈川県立保健福祉大学  
 (2) 所在地 神奈川県横須賀市  
 (3) 学部等の構成  
     学部：保健福祉学部  
     研究科：保健福祉学研究科  
     附置機関：実践教育センター  
     関連施設：附属図書館、地域貢献研究センター  
 (4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）  
     学生数：学部958人，大学院57人  
     専任教員数：100人

### 2 特徴

#### 【県政策における位置づけ】

神奈川県では、平成9年に「かながわ新総合計画21」を策定した。その中で「保健・医療・福祉を担う人材の確保」の主要政策として「保健・医療・福祉人材養成の新拠点整備」、21世紀を展望した重点プロジェクトの一つとして「保健・医療・福祉の人材づくり」を位置づけ、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点づくりのため、県立保健福祉大学の整備に取り組むことが決まった。

平成19年の「神奈川力構想」では、県内の保健・医療・福祉人材の養成の充実及び現任者教育の充実と専門性の向上が主要施策として掲げられ、その拠点として本学が位置づけられた。

平成24年度には「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指して、「かながわグランドデザイン」が策定され、医食農同源などの取り組みについて、本学がその一翼を担うこととなった。

#### 【沿革】

本学は、平成15年4月に開学した。開学にあたり、4年制大学としての保健福祉学部に加え、附置機関として実践教育センターを設置した。大学の基本理念のひとつである「生涯にわたる継続教育の重視」を具体化する現任教育機関として、保健・医療・福祉の分野で既に活躍している様々な職種の方々の一層のレベルアップを図っている。

平成19年4月には、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持って、それぞれの分野と連携・協力をめざすことのできる高度専門職業人を育成することを目標に大学院（修士課程）を開設した。

平成24年1月には、開学10周年を迎えるに当たり、改めて、本学の3つの基本理念（①保健・医療・福祉の連携と総合化②生涯にわたる継続教育の重視③地域社会への貢献）を再確認するとともに、今後の10年で取り組むべき課題を明らかにした「将来構想」を策定した。

平成25年11月には、地域貢献及び地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究等を一層促進し、地域の発展に寄与することを目的として、地域貢献研究センターを設置した。

#### 【本学の特徴】

##### ① 「ヒューマンサービス論」の開設

本学では、基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」「ヒューマンサービス」を実践するために必要な幅広い知識や、豊かな教養を身につける必要性について学生一人ひとりが深く理解し、本学で様々な科目を学ぶ意欲を育むことをめざしている。

そのため本学の理念を反映させた象徴科目として「ヒューマンサービス論Ⅰ」を1年次、さらに4年次に「ヒューマンサービス論Ⅱ」・「ヒューマンサービス総合演習」を必修科目として設置し、専門領域の壁を越えて、全学の学生が共に学び議論する授業形態で、ヒューマンサービスへの理解を深めている。

また、21年9月にヒューマンサービス研究会を立ち上げ、定期的に研究集会を開催し、紀要「ヒューマンサービス研究」を発行している。

##### ② 連携実践教育科目の開設

「保健・医療・福祉の連携と総合化」を実現するためには、専門分野だけでなく、他分野の各専門職の役割・現状・課題について把握してはならない。そこで「健康論」など、連携実践教育科目を開設している。

##### ③ 病院や社会福祉施設など現場での学習・体験の重視

保健・医療・福祉の様々な場面における実践や、利用者の状況を理解する実習を多く取り入れている。

##### ④ 現任教育機関「実践教育センター」の設置

すでに保健・医療・福祉の各分野で活躍されている様々な職種の方のより一層のレベルアップを図るため、指導・管理者養成、高度専門等の各教育研修を実施し、地域が抱える課題解決をテーマとした実践研究に取り組んでいる。

## II 目的

### 1 本学の基本理念及び教育目標について

本学の目的は、学則では「保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材の育成と現任者への継続教育、さらには大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」（学則第1条）、大学院学則で「保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」（大学院学則第1条）と定めている。

本学は、ヒューマンサービスを実践できる人材の育成をミッションとし、次の3つの基本理念を掲げている。

#### (1) 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が修得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身に付けた、トータルなサービスのできる人材の育成を目指す。さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身に付けるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成する。

#### (2) 生涯にわたる継続教育の重視

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきている。こうした在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の資質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療や在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行う。

#### (3) 地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参画のもとコミュニティ形成の一翼を担う開かれた大学を目指す。

### 2 「神奈川県立保健福祉大学将来構想」について

本学は、平成24年度に開学10周年を迎えるに当たり、改めて3つの基本理念を再確認し、今後の取り組むべき課題を整理して、重点的な取組を掲げた今後の10年間の「神奈川県立保健福祉大学将来構想」を策定した。

#### (1) 教育について

県民が生きがいをもって健やかな人生を送ることが出来る社会づくりを目指して、高い倫理観と多様性を認め合う寛容の精神、コミュニケーション能力と総合的で幅広い教養を身につけ、ヒューマンサービスを実践する人間性豊かな専門人材を養成し、危機対応能力を持ち、自ら考え自らの意思で行動し、地域の保健医療福祉のリーダーとしての資質を備えた人材の育成を目指す。生涯学習社会における主体的学習者の形成を目指し、卒業後の継続教育を大切にす。今後10年間で本学の卒業生は社会の中堅として活躍することが予測される一方、専門性の更なる向上のための学習ニーズが一層高まり、実践教育センターが益々重要な役割を果たすことが求められる。そのために、実践教育センターは学部との連携を強化し、現任者教育をより充実させる。また、卒業生と在学生の交流を強化し、卒業生の実践知が教育現場にフィードバックされ、研究成果の発表や必要な情報を交換したり共有したりする機会と場所を用意する。また、大学院博士課程を設置し、ヒューマンサービスの理論的体系化に貢献できる研究者を養成し、教育・連携実践・研究・地域貢献の更なる強化を目指す。

(2) 研究について

人材養成・連携実践・地域貢献を一層充実させていくためには、それらを支える研究活動をさらに強化することが必要となる。本学は、特に地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究を一層推進するため、開学 10 周年を機に、「地域貢献・研究センター」（仮称）を設置し、県内の大学や研究機関との連携を図りつつ、地域の活性化につながる研究を一層強化する。

(3) 連携実践について

臨床現場における多職種との連携・協働やチーム医療、地域包括ケアシステムの実践など、学問領域の枠を超えた総合的支援を目指し続ける。加えて、関係性を創り出すことを大切にする視点から、ボランティア活動など、学内外における学生の多様な自主的活動を推奨支援すると同時に、ヒューマンサービスの実践に必要なネットワークづくりや教育と現場のクロスファンクションによる連携教育を強化する。

(4) 国際交流と国際貢献について

国際交流、特にアジアとの国際交流を活発化し、国際貢献をより積極的に行う。まず、アジアからの留学生を積極的に受け入れると同時に、日本人学生の海外での異文化体験や海外留学をサポートする体制を整え、グローバル意識と感性を備えた専門人材の育成を目指す。また、教員による国際交流を推奨することによって教育研究活動の国際化を推進し、アジア諸国における保健医療福祉の向上に貢献する。

(5) 大学運営について

ヒューマンサービスを実践していくには、教育・研究・地域貢献を効率よく推進できる大学運営は欠かせない。今後引き続き、大学教職員のみならず、学生、卒業生、各職能団体、地域社会の方々などの支えと参画を得た、より開放的で効率の良い、学習者中心の大学運営の在り方を模索していく。また、少子化の進展に伴って大学間競争がより激しくなることが予測される中で、ヒューマンサービスの実現に相応しい質の高い入学者を確保し、県民のニーズと時代の要請を的確にとらえ、変化に対応できる個性豊かで魅力あふれる大学づくりを目指す。

3 学部、研究科等ごとの教育目標について

(1) 保健福祉学部の教育目標

教育目標として、次の6項目を挙げている。①かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を培う。②人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を培う。③人々にとって最適な保健・医療・福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を培う。④保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。⑤専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を培う。⑥国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として、広く世界に貢献する力を培う。

(2) 保健福祉学研究科の教育目標

教育目標として、次の3項目を挙げている。①保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成②行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成③現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成

(3) 実践教育センターの教育目標

次の3項目を主要な教育目標として教育研修を実施している。①職業倫理や人権意識を磨くなど、より深く人を理解するための高い教養を身につける。②医療・看護・介護技術等の高度化に対応する専門知識・技術の向上を図る。③関連する分野を理解し、保健・医療・福祉の連携を実践する能力の向上を図る。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

**観点 1-1-①:** 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

**【観点到係る状況】**

大学の目的はヒューマン・サービスを実践できる人材を育成し、県民の保健、医療、福祉の向上に寄与すること及び実践的に地域社会に貢献することとし、学則第 1 条に明確に定めている（資料 1-1-①-A）。なお、地域貢献を大学の役割としてより明確に示すため、平成 27 年 4 月 1 日に学則を改正している。大学の目的に基づいた基本理念として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続学習の重視」「地域社会への貢献」を掲げ、学部の教育理念と教育目標とともに、大学の設置認可申請時から本学の教育方針を明確にしている（資料 1-1-①-B、C）。また、開学 10 年を迎えるに当たり、将来ビジョン検討会議を設置し、これまでの歩みと今後の方針について検討を進め、教授会での審議を経て今後 10 年間の大学の方向性を示した将来構想を策定した（資料 1-1-①-D）。これらの文書は、大学のホームページで公開しているほか、大学案内パンフレット、学生便覧等に適宜掲載し、周知を図っている。

**資料 1-1-①-A 大学の目的（学則第 1 条）(27.4)**

（目的）

第 1 条 神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）は、保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマン・サービスを実践できる人材の育成と現任者への継続教育、さらには大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

**資料 1-1-①-B 基本理念（抜粋）**（大学HP <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/201307160006/>）

**1 保健・医療・福祉の連携と総合化**

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成します。また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が修得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身につけ、トータルなサービスのできる人材の育成を目指します。さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身につけるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成します。

**2 生涯にわたる継続教育の重視**

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の講じようのみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきています。こうした、在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の資質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療、在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行います。

**3 地域社会への貢献**

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参加のもとコミュニティ形成に参加する開かれた大学を目指します。

## 資料1-1-①-C 教育理念と教育目標(抜粋)

**教育理念**

本学部では、人間についてのこうした認識を基盤として、高い倫理観を根底に持ち、多様性を認め合える寛容の精神、深い洞察力、鋭い感性を備え、「ひと」としての尊厳を大切にしたヒューマンサービスを実践できる人材を育成します。

また、保健・医療・福祉の各領域に関わる総合的な幅広い知識と技術を身につけ、専門領域に関する理論と実践力を基盤に関連する領域の人々と連携し、トータルなサービスのできる人材を育成します。

さらに、医療、看護、介護技術の進歩に対応できる科学的根拠に基づくしっかりとした基礎教育を身につけるとともに、新たな知識を活用し、応用し、神奈川の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成します。

**教育目標**

1. かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を培う。
2. 人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を培う。
3. 人々にとって最適な保健医療福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を培う。
4. 保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。
5. 専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を培う。
6. 国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を培う。

(大学HP <http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/2013071800019/>)

## 資料1-1-①-D 将来構想(抜粋)

平成25年に開学10周年を迎え、開学してからの10年間の実践、そして保健・医療・福祉を取り巻く激しい社会変化の現状を踏まえ、我々は「健やかな人生を支えること」「関係性を創り出すこと」「自立・自律を育むこと」の必要性を痛感し、時代のニーズを的確に捉え、今後の10年においてより着実にヒューマンサービスを実践するために「神奈川県立保健福祉大学の将来構想」を策定しました。

- (1) 教育について
- (2) 研究について
- (3) 連携実践について
- (4) 国際交流と国際貢献について
- (5) 大学運営について

**重点的な取り組み**

- (1) 地域貢献研究センター(仮称)の設置について
- (2) 大学院博士課程設置の検討について
- (3) 地方独立行政法人化の取り組みについて

(大学HP <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013072900022/>)

【分析結果とその根拠理由】

本学の学則及び基本理念において、教育、研究、地域貢献に係る本学の目的を明確に定めており、その内容は、学校教育法第 83 条に定められた大学一般に求められる目的に適合している。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学は、平成 19 年 4 月に保健福祉学研究科修士課程を開設した。大学院では、保健福祉学の深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを、大学院学則の目的(第 1 条)に明確に定めている（資料 1-1-②-A）。

また、学則を踏まえて教育理念と教育目標を設置認可時から定め、これらの文書は、大学のホームページで公開しているほか、大学案内パンフレット、研究科便覧等に適宜掲載し、周知を図っている（資料 1-1-②-B）。なお、今後 10 年間の大学院の方向性を示した将来構想では、今後の重点的な取組の一つとして「大学院博士課程設置の検討」を掲げている（資料 1-1-②-C）。

資料 1-1-②-A 大学院の目的（大学院学則第 1 条）(27.4)

（目的）

第 1 条 神奈川県立保健福祉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健・医療・福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって県民と地域社会の保健、医療、及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

資料 1-1-②-B 大学院の教育理念と教育目標

教育理念

少子高齢社会の進展に伴い、療養・介護期間の長期化への対応や在宅ケアの拡充と質の向上、利用者本位のサービス提供の基盤づくりなどの課題が増大しており、高齢期においても住み慣れた地域での質の高い生活を送れるような保健・医療・福祉の連携した取り組みが求められています。

このようなニーズに応えるため、本学大学院では「保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進」を目的として、保健・医療・福祉にかかわる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力をめざすことのできる高度専門職業人を育成することを目標にしています。

教育目標

- 保健医療福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成
- 行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成
- 現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらに高める人材の育成

(大学HP <http://www.kuhs.ac.jp/daigakuin/2013072400324/>)

## 資料1-1-②-C 将来構想 (抜粋)

## (2) 大学院博士課程設置の検討について

開学10年の歩みを通して、我々は「人（ヒューマン）」を大切にすることを基本に置いてヒューマンサービスを実践してまいりましたが、今後の10年を見据えると、保健医療福祉分野における研究と生涯学習と地域貢献とを結び付けて強化していく必要があると考えます。

本学の修士課程においては高度専門職業人育成を目標に、既に4期生までを社会に送り出していますが、ヒューマンサービスのより一層の具現化に向け、各専門職が現場において質の高い連携・協働を実践し、またその体系化を図っていくためには、研究者・教育者・地域のリーダーを育成する大学院博士課程の設置が求められています。アジアからの留学生の受け入れも視野に入れて、県内の各大学院と関連機構との連携による教育環境の充実も含め、有効な大学院博士課程のあり方についての検討を具体的に進めてまいります。(大学HP <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013072900022/>)

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院学則及び教育理念と教育目標において、大学院の目的を明確に定めており、その内容は、学校教育法第99条に定められた大学院一般に求められる目的に適合している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

## 【優れた点】

- 学則及び基本理念、教育理念等において、学部及び大学院の目的が明確に定められている。
- 学部、大学院の目的に一貫性がある。
- 大学の将来的な方向性が「将来構想」において明確化された。

## 【改善を要する点】

- 大学院博士課程の設置に向けた検討を進めるにあたり、大学院の目的を具現化するカリキュラムにしていく必要がある。

## 基準2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、保健福祉学部の一学部からなり、その中に看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の4学科を置き、リハビリテーション学科には、理学療法学専攻及び作業療法学専攻の2専攻がある。各学科等の入学定員及び収容定員の合計は、入学定員230名、収容定員953名となっている（資料2-1-①-A）。4学科に加えて、保健福祉学部の中に学科に準じた教員組織として、4学科に共通する科目を担当する教員からなる人間総合・専門基礎担当を置いている。

この構成は、「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」という本学保健福祉学部の教育目標を達成するためであり、総合的・基礎的な分野と専門分野との間に「くさび」を打ち込むことで早い時期から専門分野のカリキュラムと連携・協働を実現することを視野にいたしたカリキュラムを組んでいる。

人間総合・専門基礎においては学科の枠を超えて総合的・基礎的な知識・技術と併せて、連携して協働できる力を修得させることを意図し、各学科はそれぞれの専門の知識・技術を理解・修得させる。

上記の学部・学科の構成により、例えば、学士課程の理念・目標達成のための象徴科目であるヒューマンサービス論Ⅰ、Ⅱや、連携実践教育科目である地域保健医療福祉連携論などの教育を人間総合・専門基礎担当を加えた5つの学科等が協働して取組めるよう配慮している（別添資料2-1-①-B）。

#### 資料2-1-①-A 学科・専攻別入学定員及び収容定員(27.4.1現在)

保健福祉学部(学科名)	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	90人	3年次8人	376人
栄養学科	40人	3年次4人	168人
社会福祉学科	60人	2年次3人	249人
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	20人		80人
リハビリテーション学科 作業療法学専攻	20人		80人
計	230人	15人	953人

#### 別添資料2-1-①-B 関係するシラバス

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、ヒューマンサービスの実現というミッションのもと、保健・医療・福祉の連携と総合化を進めることのできる看護師等の人材、管理栄養士等の人材、社会福祉士等の人材、リハビリテーションの人材を育成するこ

とを目的として設立された大学であり、共通科目を担当する教員組織としての人間総合・専門基礎担当を含め、学部及び学科等の構成は教育研究の目的を達成するうえで適切である。

**観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学では、ヒューマンサービスを実践できる人材の育成というミッションを実現するために、各学科共通の科目として、大学の理念を象徴する科目である「ヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱ」をはじめ、人間総合教育科目、連携実践教育科目を配置し、4学科の学生が共に学ぶことができる機会を数多く設定している（資料2-1-②-A）。

これらの科目については、学科相当の教員組織として置かれている人間総合・専門基礎担当の10名の教員が主として担当しており、各学科の教員が協力して担当に加わっている。科目内容・実施体制等については、人間総合・専門基礎担当が各学科の意向も踏まえ調整に当たっているが、最終的に総合的調整は、カリキュラム委員会が所管している（資料2-1-②-B）。

人間総合教育科目群の課題については、実践行動計画に「総合的で幅広い教育を身につけるための教養教育や英語教育、専門職として必要な医学教育の在り方」について意見交換を行い、これらのカリキュラムや教授法について検討することを方針として掲げている（資料2-1-②-C）。

これまで、人間総合・専門基礎担当を中心に各学科で検討を行ってきたが、今後は、各学科の課題認識を全学的議論へと高め、大学としての対応方針を検討していく必要がある（資料2-1-②-D）。

**資料 2-1-②-A 本学のカリキュラム構成と科目内容**

科目名	科目の目的	科目の構成
象徴科目	本学の理念であるヒューマンサービスを深く理解し、卒業後、実社会でヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。	1年次にはヒューマンサービスの基本理念等を学ぶヒューマンサービス論Ⅰを、4年次にはこれまでの学びを基盤とし、ヒューマンサービスの理論的な枠組みを学ぶヒューマンサービス論Ⅱを配置している。
人間総合教育科目	高い倫理観や豊かなコミュニケーションをはじめ、社会、自然との関わりや国際的な視野を育むなど、深く人間を理解するための幅広い教養を身に付けさせる。	科目を「自己形成・人間理解群」「社会理解群」「自然理解群」「国際理解群」「情報理解群」の5群野で構成し、日本国憲法や化学、さらには英会話など、学生が幅広い教養等を身につけるための授業を展開している。
連携実践教育科目	保健・医療・福祉の連携に必要な幅広い知識や技術を学び、トータルなサービスを提供するための連携実践能力を養う。	科目を「基礎・展開科目」「関連科目」の2分野で構成し、学生がトータルなサービスを提供するための連携実践能力を培うため、健康論や保健医療福祉論などの授業を展開している。
専門創造教育科目	4つの学科ごとに専門的な知識や技術を学ぶとともに、将来にわたって学び続ける意欲を培う。	4学科ごとに、専門的な知識や技術を取得するとともに、国家試験受験資格等を得るための授業を展開している。

## 資料2-1-②-B 象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目の実施体制(27.5.1 現在)

	象徴科目	人間総合教育科目	連携実践教育科目	専門創造教育科目	計
専任	2	18	9	337	366
非常勤	0	31	6	62	99
計	2	49	15	399	465

## 資料2-1-②-C 実践行動計画(抜粋)

## 4 教育内容及び方法と成果

## (2)教育課程・教育内容

## 【今後の取り組み】&lt;学部&gt;

- ・人間総合教育科目群において、ヒューマンサービスの実現に寄与するため、総合的で幅広い教養を身につけるための教養教育や英語教育、専門職として必要な医学教育の在り方について、社会的なニーズ、卒業生の意見、各学科の要望やニーズについての意見交換を積極的に行い、教養教育・英語教育・医学教育のカリキュラムや教授法について検討する。

## 資料2-1-②-D 人間総合教育科目群の課題と方向性(平成25年度実践行動計画取組結果 抜粋)

- ・人間総合教育科目群のミッションでもある、ヒューマンサービス実現への総合的かつ幅広い教養の修得のために、理系文系の一般教養科目、特に英語教育について常勤教員の必要性を踏まえた全学的な議論を行っていく。
- ・学生の抱える学修上の課題について、必要に応じて教養・英語・医学教育担当者との情報交換をはかる必要がある。
- ・各学科のニーズの聞き取りについて公式なしくみ(連絡担当員の配置や、教務委員の活用など)の整備が望まれる。
- ・人間総合では、まず英語教育さらには体育教育について、総合的かつ、幅広い教養の修得のために、常勤教員獲得の必要性を全学的に議論していく。

## 【分析結果とその根拠理由】

教養科目を含む各学科共通科目として、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目を設定し、これらを中心的に担う教員組織として、4学科と別に学科相当の教員組織である人間総合・専門基礎担当を置いている。人間総合・専門基礎担当が、これらの科目の内容・実施体制等の調整にもあたっているため、学科を超えた全学的観点での調整も円滑に行われている。そのうえで、総合的な調整は、最終的にはカリキュラム委員会が担うこととなっており、教養科目の実施体制は適切に整備されている。人間総合教育科目群については、「総合的で幅広い教育を身につけるための教養教育や英語教育、専門職として必要な医学教育の在り方」及びこれらのカリキュラムや教授法について検討することが課題である。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院は修士課程として保健福祉学研究科保健福祉学専攻を置き、入学定員 20 人、収容定員 40 人である。保健福祉学専攻は、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション（理学療法・作業療法）の 4 領域から構成されている（資料 2-1-③-A）。看護領域は科学的根拠に基づいた知識をもとに、人間と環境に働きかけて支援するヒューマンケアリングのプロセスを通して多様化する人々のニーズを捉え、他職種と連携しながら看護を提供できる高度専門職業人の育成を目的とする。栄養領域は人間栄養学を基盤とし、医療・介護現場等での栄養ケア・マネジメントの構築・運営・指導ができるより高度な栄養管理能力を有する管理栄養士の育成を目的とする。社会福祉領域は人々のニーズを全人間的に把握し、人々と協働してそのニーズを包括的に充足していくジェネリックな視点を持った行動力ある専門職の育成を目的とする。リハビリテーション領域は多様化する社会ニーズに的確に対応できる科学的根拠に基づいた、主体的問題解決能力を有する人材の育成を目的とする。

こうした領域の構成により、「保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進」という大学院の教育研究の目的の達成を目指している（資料 2-1-③-B）。

資料 2-1-③-A 大学院の構成

保健福祉学研究科	保健福祉学専攻	入学定員	収容定員
	看護領域	20人	40人
	栄養領域		
	社会福祉領域		
	リハビリテーション領域		

資料 2-1-③-B 大学院の教育研究の目的(研究科便覧)

<p>教育研究の目的と目標</p> <p>目的・保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進</p> <p>目標・保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、施設・地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成</li> <li>・現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらにこれを高めていく人材の育成</li> </ul>
---

【分析結果とその根拠理由】

大学院の 4 領域の構成は、保健・医療・福祉の連携と総合化及び各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進という教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学の教育活動の一部を担うセンター等としては、事務局教務学生課内の組織である実習センターと大学の附置機関である実践教育センターがある。また、学内組織である地域貢献研究センターについても、今後、教育活動の一部を担う役割も想定している。

本学は、ヒューマンサービスを実践できる人材を育成するために、実習を重視したカリキュラムを編成している（資料 2-1-⑤-A）。実習センターは、学外で行われる臨地実習に関連した諸手続きを行うため設置したもので、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで、開室しており、3 名の専属スタッフが在籍している。実習センターは、学生への実習施設の情報提供、実習施設への依頼・契約等、実習用通学定期券に関する証明書発行、学生の実習先での出欠席のチェック、実習謝礼の支払い等を行っている（資料 2-1-⑤-B）。実習センターの運営は、教務委員会の専門部会である実習センター運営委員会が所掌している（資料 2-1-⑤-C）。

実践教育センターは、保健・医療・福祉分野に従事する者の教育と同分野の研究を行うことを目的として、大学の附置機関として設置したもので、看護師・介護福祉士・管理栄養士等の専門性の向上や最新の知識・技術の修得等のための教育プログラムを提供している。実践教育センターは、センター長のもと、事務職 8 名、専任教員 19 名（看護職 14 名、保健師 1 名、福祉職 3 名、栄養士 1 名）、司書 3 名、他 1 名、計 31 名の常勤教職員と約 200 名の非常勤講師が教育・研修にあたっている。実践教育センターは正規の学生以外に対する教育サービスを提供する組織として地域貢献の役割を担うとともに、本学学生に卒業後の機会を提供することで、教育活動の一部を担う位置づけも有している（資料 2-1-⑤-D）。

なお、地域貢献研究センターは、神奈川における地（知）の拠点づくりの一環として全学的な組織体制を構築して、地域貢献及び地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究等を全学的に一層促進し、地域の発展に寄与することを目的として設置したものである。地域貢献研究センターの活動としては、地域の現場での研究・実践活動も想定しており、今後は、そうした場を学生の実習の場として生かしていくことも検討している。その際には、必要な企画・調整を地域貢献研究センターが行う形で、教育活動の一部を担う役割を想定している（別添資料 2-1-⑤-E）。

資料2-1-⑤-A 科目別実習実績

科目名	学科	学年	学生人数	計	施設数	計
保健医療福祉論	全	1年	236	236	23	23
基礎看護学実習Ⅰ	看護	1年	80	992	4	180
基礎看護学実習Ⅱ	看護	2年	77		3	
老年看護学実習	看護	2年	82		10	
地域看護学実習(24カリ)	看護	2年	81		6	
成人看護学(急性期)実習	看護	3年	76		5	
成人看護学(慢性期)実習	看護	3年	75		9	
精神看護学実習	看護	3年	74		12	
小児看護学実習	看護	3年	76		4	
リプロダクティブ・ヘルスケア実習	看護	3年	75		4	
在宅看護学実習	看護	3年	80		16	
地域看護学実習	看護	4年	78		28	
統合実習	看護	4年	78		19	
養護実習Ⅰ	看護	3年	20		19	
養護実習Ⅱ	看護	4年	18		27	
ソーシャルワーク実習	看護	4年	5		5	
統合実習(助産コース学生)	看護	4年	6		2	
助産学実習・統合実習(助産コース学生)	看護	4年	5		4	
助産学実習	看護	4年	6	3		
臨床栄養学臨地実習Ⅰ	栄養	3年	42	195	19	90
給食経営管理論臨地実習Ⅰ	栄養	3年	40		25	
給食経営管理論臨地実習Ⅱ	栄養	3年				
臨床栄養学臨地実習Ⅱ	栄養	4年	47		19	
公衆栄養学臨地実習Ⅰ	栄養	3年	47		15	
公衆栄養学臨地実習Ⅱ	栄養	3年	2		1	
栄養教育実習	栄養	4年	17		11	
介護福祉実習Ⅰ	社会福祉	2年	12	127	6	103
ソーシャルワーク実習	社会福祉	3年	70		65	
介護福祉実習Ⅱ	社会福祉	3年	14		7	
社会福祉専門実習	社会福祉	4年	-		-	
介護福祉実習Ⅲ	社会福祉	4年	13		7	
精神保健福祉援助実習	社会福祉	4年	18		18	
評価学実習	PT	3年	19	53	19	53
総合臨床実習Ⅰ	PT	4年	17		17	
総合臨床実習Ⅱ	PT	4年	17		17	
臨床見学	OT	1年	20	78	8	73
評価学実習	OT	3年	17		26	
総合臨床実習Ⅰ	OT	4年	21		20	
総合臨床実習Ⅱ	OT	4年	20		19	
			計	1,681	計	522

資料2-1-⑤-B 実習センターの機能と実績

専属スタッフ3名により運営

○臨地実習に関する事務

- ・実習施設への手続き関係事務
- ・実習用通学定期の申込事務
- ・実習先謝礼金に係る事務
- ・新規実習施設の文部科学省への申請事務

○連携実践教育科目保健医療福祉論I(全学共通)

- ・見学施設への手続き事務
- ・学生名簿の作成、実習資料の作成等
- ・各見学施設へのスケジュール等送付
- ・遅刻、欠席、終了報告の対応
- ・見学施設謝礼金に係る事務

○情報発信

- ・センター内に各施設のパフレット、医療や病院関係の新聞記事を配架

資料2-1-⑤-C 実習センター運営委員会要綱(抜粋)

神奈川県立保健福祉大学実習センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 本学保健福祉学部で行う学外実習に係る共通理解及び連携・協力体制を推進し、学外実習教育の充実を図ることを目的として、学内委員会規程第7条の規定に基づき、教務委員会の専門部会として「実習教育センター運営委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の職務)

第2条 委員会は実習センターの運営に関する事項を検討し所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科理学療法学専攻、リハビリテーション学科作業療法学専攻及び人間総合・専門基礎担当の各1名の本学専任教員から選出するものとする。

2 委員会は、教授会の承認を得て、前項の規定に定める者以外の者を委員会の構成員とすることができる。

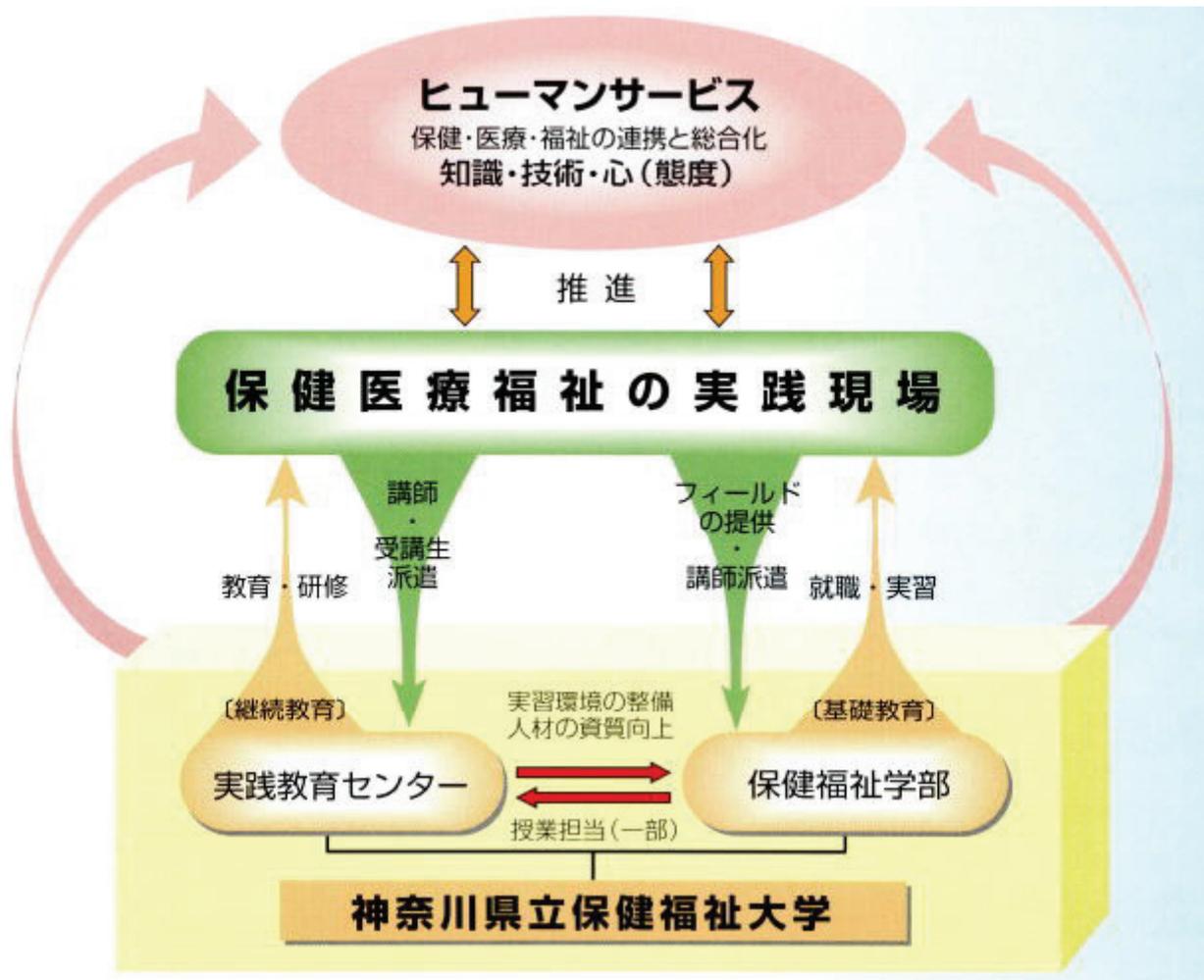
3 委員会に教務学生課長が陪席する。

資料2-1-⑤-D 実践教育センターの概要

実践教育センターは、県立保健福祉大学の基本理念の一つである「生涯にわたる継続教育の重視」を具体化し、保健・医療・福祉の分野で既に活躍されている様々な職種の方々の一層のレベルアップを図るため、現任教育機関として平成15年4月に県立保健福祉大学の開学に併せて附置された。実践教育センターでは、総合的なヒューマンサービスを担う保健・医療・福祉人材の育成をめざし、次の視点で現任教育を実施している。

- ・職業倫理や人権意識を磨くなど、より深く人を理解するための高い教養を身につける。
- ・技術の高度・専門化や多様なニーズに対応するための専門的な知識・技術の向上を図る。
- ・関連分野に関する幅広い知識や関連職種との連携を実践できる能力の向上を図る。

また、病院や福祉施設等の方々とともに、地域が抱える課題を解決するための実践研究に取り組んでいる。さらには、保健・医療・福祉の分野に従事する専門職種の方々の研修や研究活動の拠点、交流の場として実践教育センターを活用していただき、日常の現場において総合的なサービスを提供できる多職種間の業務連携が効果的に実践されるよう支援している。



## 別添資料2-1-⑤-E 地域貢献研究センターの概要

## 【分析結果とその根拠理由】

実習センターは、実習を重視した本学の教育体制をサポートしており、本学の目的であるヒューマンサービスの実現を達成するために必要な役割を担っている。実践教育センター及び地域貢献研究センターは、本学の基本理念のうち「生涯にわたる継続教育の重視」及び「地域社会への貢献」にそれぞれ対応した教育活動を行うために必要な役割を担うもので、いずれもその構成は適切なものである。

**観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。**

**また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。**

## 【観点到係る状況】

教授会の役割については、学則第12条に定めており、教育公務員特例法第3条に基づく学部長の選考、教員の採用及び昇任等について審議するとともに、学校教育法第93条に基づく学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項について学長に意見を述べることとなっている（資料2-2-①-A）。なお、教授会に係る学則の規定は、学校教育法の改正を受けて、平成27年4月1日付で改正した。

教授会の構成員は、教授、准教授、講師であるが、学長が必要と認める者として、学長、副学長、特任教授がこれに加わっているほか、事務局長及び課長等が陪席している。なお、人事に関する事項については、専任の教授を構成員としている（資料2-2-①-B）。

教授会は学部長を議長とし、原則として毎月第3週の水曜日に開催しており、必要に応じて臨時教授会も開かれる。平成26年度は計12回開催した。教授会は、人事や教育研究に関する重要な事項を審議するとともに、教員に対する全学的な情報周知・意思統一の場としての機能も有している（資料2-2-①-C）。

なお、教授会開催に先立って各学科長等で構成する学科長会議を開催し、教授会で審議事項とする内容及び提出資料等についての確認を行っている。また、教授会は議事録を作成し、議事録は次回の教授会で配布・確認している。

学則第13条に基づき、教授会のもとには13の学内委員会を設置しており、本学の運営に関する連絡調整、企画審査等を行っている。学内委員会の組織、所管事項等については、保健福祉学部学内委員会規程で定めている（資料2-2-①-D）。学内委員会は、その所管事項のほか、教授会審議事項等のうち学部長から諮問された事項について審議し、その結果は教授会に報告される（資料2-2-①-E）。（報告のうち軽易な事項は、学内HP掲示板への議事録の掲載で代替することとなっている。）

学部の教育課程や教育方法等を検討する組織としては、学内委員会として、教務委員会とカリキュラム委員会があり、教務委員会の下に実習センター運営委員会と時間割検討ワーキンググループを置いている（資料2-2-①-F）。

教務委員会は、各学科・専攻及び人間総合・専門基礎担当から各1名、計6名で構成され、選任された教員を委員長とし、履修指導、単位の認定に関すること等を所管している。実習センター運営委員会と時間割編成ワーキンググループは、各学科・専攻及び人間総合・専門基礎担当からの計7名で構成し、学外実習計画及び運営に関する事項と時間割の編成に関する事項を担当している。

カリキュラム委員会は各学科及び人間総合・専門基礎担当から2名の計10名で構成され、カリキュラムの構成

に関する事項を担当している。

これらはそれぞれ毎月1回定例会を開き、必要時には臨時で開催し、審議内容は議事録に記録している（資料2-2-①-G）。

大学院の運営に関しては、大学院学則第5条に基づき、研究科委員会を置いており、教員の人事や教育研究に関する重要な事項を審議している。

研究科委員会の構成員は、教授、准教授、講師であるが、学長が必要と認める者として、学長、副学長、特任教授がこれに加わっているほか、事務局長及び課長等が陪席している。なお、人事に関する事項については、専任及び学部兼任の教授を構成員としている（資料2-2-①-H）また、大学院の運営を円滑に進めるため、研究科運営会議が置かれており、研究科委員会開催に先立って、重要審議事項等についての確認を行っている。

大学院の教育課程や教育方法等に関しては、研究科運営会議で検討を行うほか、より詳細な検討についてはその下部組織となるカリキュラム検討ワーキンググループにおいて議論を行っている（資料2-2-①-I）。

#### 資料2-2-①-A 学則第12条(27.4)

(教授会)

第12条 学部に、教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学部長の選考に関する事項
- (2) 教員の採用及び昇任に関する事項
- (3) 前各号に規定するもののほか、教授会の審議が必要なものとして学長が定める事項

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業、課程の修了及び賞罰に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前各号に規定するもののほか、学部の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

5 教授会は前項に規程するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 前3項に定めるもののほか、教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

資料 2-2-①-B 教授会・専任教授会の構成員

	教授会	専任教授会
学則	<p>学則(抜粋) (教授会) 第12条 学部に、教授会を置く。 2 教授会は、教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。</p>	
教授会 規程	<p>(組織) 第2条 教授会は、保健福祉学部の教育を担当する専任の教授、准教授、講師、学長が必要と認める者をもって組織する。</p>	<p>(組織) 2 前項にかかわらず、保健福祉学部の人事等に関する事項については、保健福祉学部の教育を担当する専任の教授をもって組織する教授会において審議する。</p>
構成員	<p>教授、准教授、講師、学長、副学長、 特任教授、(陪席)事務局長、総務課長、 教務学生課長、企画課長</p>	<p>教授 (陪席)事務局長、総務課長</p>

資料 2-2-①-C 教授会・専任教授会の審議事項 (平成 26 年抜粋)

<p>教授会審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学籍等異動について</li> <li>・平成 27 年度授業週について</li> <li>・編入学の一部募集停止に伴う学則改正について</li> <li>・カリキュラム改正に伴う学則及び履修規程の改正について</li> <li>・横須賀市との連携について</li> <li>・がんセンターとの連携について</li> </ul> <p>専任教授会審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の任期更新について</li> <li>・教員の公募について</li> <li>・教員承認審査委員会の設置について</li> </ul>
---

資料 2-2-①-D 学内委員会規程(27.4.1)

名称	主な所管事項	委員数(あらかじめ定める委員) [陪席者]
総務・企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算・決算に関すること(研究費の配分を含む)</li> <li>○ 施設の整備・運営に関すること</li> <li>○ 環境保全・安全管理に関すること(学生・職員、ゴミ対策等を含む)</li> <li>○ 勤務評定(教特法21条)に関すること</li> <li>○ 学内規程の整備に関すること</li> <li>○ 広報に関すること</li> <li>○ 国際交流に関すること</li> <li>○ A0入試の検討に関すること</li> </ul>	6人 [事務局長]
FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ファカルティーディベロップメントに関すること</li> </ul>	6人 [事務局長]
地域貢献推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域貢献の推進に関すること</li> <li>○ 公開講座に関すること</li> </ul>	5人 [企画課長]
人権・倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハラスメント防止指針に関すること</li> <li>○ 差別と人権侵害の防止指針に関すること</li> <li>○ 審査体制の運営に関すること</li> <li>○ 倫理保持に関すること</li> </ul>	7人(学外有識者1名を含む) [事務局長]
入試委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般選抜に関すること</li> <li>○ 特別選抜に関すること</li> <li>○ 編入学・転入学・研究生等の選考に関すること</li> <li>○ 選抜試験の実施に関すること</li> <li>○ A0入試の実施に関すること</li> <li>○ 試験問題に関すること</li> </ul>	6人 [企画課長]
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間割の編成に関すること</li> <li>○ 履修指導に関すること</li> <li>○ 単位の認定に関すること</li> <li>○ 卒業の認定に関すること</li> <li>○ 編入学・転入学生の履修に関すること</li> <li>○ 科目等履修生に関すること</li> <li>○ 入学生の既修得単位の取り扱いに関すること</li> <li>○ 学外実習の運営に関すること</li> <li>○ 連携実践教育科目の運営に関すること</li> </ul>	6人 [教務学生課長]
カリキュラム委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カリキュラムの検討・改正・実施に関すること</li> <li>○ カリキュラムの検討・改正・実施に係る授業担当教員及び学科等並びに関係委員会との調整に関すること</li> </ul>	10人 [教務学生課長]
学生委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生生活に関すること</li> <li>○ 学生の健康管理に関すること(健康診断の実施を含む)</li> <li>○ 学生相談に関すること</li> <li>○ 学生表彰に関すること</li> <li>○ 授業料等の減免審査に関すること</li> <li>○ 奨学金受給資格の審査に関すること</li> <li>○ 学生自治会に関すること</li> <li>○ ボランティアセンターに関すること</li> <li>○ 部活動指導に関すること</li> <li>○ 大学祭に関すること</li> </ul>	5人 [教務学生課長] [学生相談員]
進路支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就職・進路支援に関すること</li> </ul>	5人 [教務学生課長]
図書・情報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 附属図書館に関すること</li> <li>○ 図書資料等の収集管理に関すること</li> <li>○ 学内情報システムの活用に関すること</li> <li>○ 大学ホームページの運営に関すること</li> </ul>	6人(図書館長を含む) [企画課長]
研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学誌の編集・発行に関すること</li> <li>○ 教育研究活動報告書の編集・発行に関すること</li> <li>○ 研究助成等の実施に関すること</li> <li>○ 実験動物の管理・審査に関すること</li> <li>○ 研究における安全の確保に関すること</li> </ul>	5人 [総務課長]
研究倫理審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究実施に際しての倫理的審査に関すること</li> </ul>	7人(学外有識者2名を含む) [事務局長]
COI(利益相反)委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利益相反に関する自己申告書の審査に関すること</li> <li>○ 利益相反防止に関する施策に関すること</li> <li>○ 利益相反管理のための調査に関すること</li> <li>○ その他利益相反に関する重要事項に関すること</li> </ul>	9人(学外有識者1名を含む) [事務局長]

資料2-2-①-E 教授会規定第5条

<p>(学内委員会への諮問)</p> <p>第5条 学部長は、審議事項のうち、必要があるときは、教授会に諮り、常設又は臨時の学内委員会に諮問することができる。</p> <p>2 前項の諮問を受けた学内委員会の委員長は、その審議の結果を教授会に報告しなければならない。</p>
---

資料2-2-①-F 教育課程・教育方法等を検討する組織(27.4.1)

委員会名	主な所管事項	委員数等
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間割の編成に関すること</li> <li>○履修指導に関すること</li> <li>○単位の認定に関すること</li> <li>○卒業の認定に関すること</li> <li>○編入学・転入学生の履修に関すること</li> <li>○科目等履修生に関すること</li> <li>○入学生の既習得単位の取り扱いに関すること</li> <li>○学外実習の運営に関すること</li> <li>○連携実践教育科目の運営に関すること</li> </ul>	<p>6人</p> <p>陪席(教務学生課長)</p>
実習センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学外実習の運営に関すること</li> </ul>	<p>7人</p> <p>陪席(教務学生課長)</p>
時間割編成ワーキンググループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間割の編成に関すること</li> </ul>	<p>6人</p> <p>陪席(教務学生課長)</p>
カリキュラム委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○カリキュラムの検討・改正・実施に関すること</li> <li>○カリキュラムの検討・改正・実施に係る授業担当教員及び学科等並びに関係委員会との調整に関すること</li> </ul>	<p>10人</p> <p>陪席(教務学生課長)</p>

資料2-2-①-G 教育課程・教育方法等を検討する組織での主な審議事項(平成26年度)

<p>教務委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○卒業研究シラバスについて</li> <li>○キャンパスプランのバージョンアップについて</li> <li>○重複履修について</li> <li>○看護学科各課程(コース)の選考について</li> <li>○社会福祉学科精神保健福祉士課程(コース)の選考について</li> </ul> <p>カリキュラム委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○カリキュラムポリシーについて</li> <li>○カリキュラム改正(栄養学科)について</li> <li>○教務関係規程の見直しについて</li> <li>○非常勤講師について</li> </ul>
--

資料 2-2-①-H 大学院学則第 5 条

(研究科委員会)	
第 5 条 本学大学院に研究科委員会を置く。	
2 研究科委員会は、教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。	
3 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議する。	
(1) 研究科長の選考に関する事項	
(2) 教員の採用及び昇任に関する事項	
(3) 前各号に規定するもののほか、研究科委員会の審議が必要なものとして学長が定める事項	
4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。	
(1) 学生の入学、卒業、課程の修了及び賞罰に関する事項	
(2) 学位の授与に関する事項	
(3) 前各号に規定するもののほか、本学大学院の教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項	
5 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。	
6 前 5 項に規定するもののほか、研究科委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。	

資料 2-2-①-I 研究科運営会議等の概要

委員会名等	
研究科委員会	・資料 2-2-①-H のとおり
研究科運営会議	・大学院の運営を円滑にするために連絡調整等を行う。 ・研究科長、専攻長、事務局長、総務課長、教務学生課長、企画課長、教員 14 名
カリキュラム検討 ワーキンググループ	・共通科目や他の領域に及ぶ改正の場合に立ち上げる。 ・改正に係る関係領域の教員等

【分析結果とその根拠理由】

本学の教授会、研究科委員会等は、毎月定例的に開催され、重要事項について審議するとともに学内の意思統一を図る場として機能しており、教育活動に係る重要な事項を審議するために必要な活動を行っている。

また、学部における教務委員会、カリキュラム委員会等、大学院における研究科運営会議等の組織は各学科、領域の教員が参加して教育課程や教育方法等を検討するために適切な構成となっており、必要な活動を行っている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- 教養科目を含む各学科共通科目として、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目を設定し、これらを中心に担う教員組織として、4学科とは別に人間総合・専門基礎担当を置き、学科を超えた全学的観点による共通科目の実施及び調整が円滑に行われている。
- 実習センターは、実習を重視した本学の教育体制をサポートし、本学の基本理念である「生涯にわたる継続教育の重視」に対応した教育活動に重要な役割を担っている。

### 【改善を要する点】

- 「総合的で幅広い教育を身につけるための教養教育や英語教育、専門職として必要な医学教育の在り方」について議論を深め、人間総合教育科目群のカリキュラムや教授法について検討することが課題である。
- ICTの活用については、先進事例に学び更に検討を進めていく必要がある。

## 基準3 教員及び教育支援者

### (1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

#### 【観点到る状況】

本学の組織としては、保健福祉学部、保健福祉学研究科、図書館、事務局、地域貢献研究センターが置かれ、実践教育センターが附置されている(資料3-1-①-A)。職員は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置いている。教員の組織体制は、学長の下に副学長1名を配置しており、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる役割を担っている。その他の教員が所属する組織は、保健福祉学部の中に看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の4つの学科と、学科相当の組織として人間総合・専門基礎担当がある。また、リハビリテーション学科には、理学療法学専攻と作業療法学専攻がある(資料3-1-①-B)。

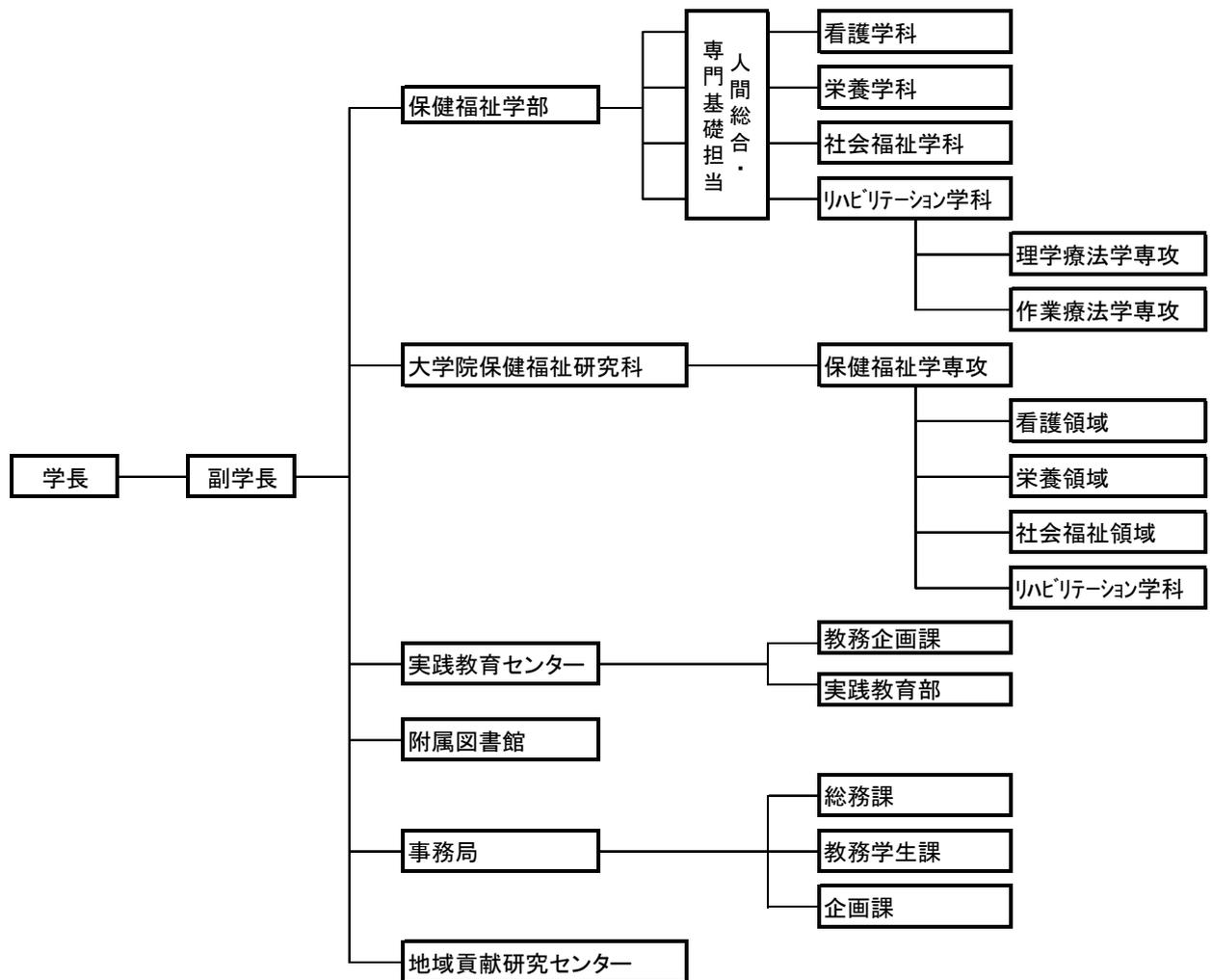
人間総合・専門基礎担当は、専門分野だけでなく関連する他の分野とも連携することができる人材の育成と本学のミッションであるヒューマンサービスの理解のために設けられている人間総合教育科目、連携実践教育科目を担当し、各学科との組織的連携体制を確保している。

保健福祉学部の責任者は保健福祉学部長であり、各学科長等との連携のもと学部に関する事項を総括している。看護学科など4つの学科の責任者は各学科長であり、学科に関する事項を総括している。人間総合・専門基礎担当の責任者は担当科長であり、各学科との連携のもと人間総合・専門基礎担当教員に関する事項を総括している。また、理学療法学専攻と作業療法学専攻にはそれぞれ専攻長を置いており、リハビリテーション学科長を補佐している(資料3-1-①-C・D)。

教育活動については、人間総合・専門基礎担当を含め各学科で定期的に学科会議を開催し、教員間の連携を図っている。また、各種学内委員会を設置し、各学科等から選出される教員による委員と事務局との役割分担の下で、組織的な連携体制を確保している(基準2 資料2-2-①-D 参照)。

大学院においては、教員が所属する組織は、保健福祉学研究科の中に保健福祉学専攻がある。保健福祉学研究科の責任者は研究科長であり、専攻長との連携のもと研究科に関する事項を総括している。保健福祉学専攻に専攻長を置いており、専攻を代表し、専攻に関する事項を総括している(資料3-1-①-E)。研究科長及び専攻長は学部の教員を兼務しており、その他の大学院の専任教員は、学部の教員が兼務する体制となっている。

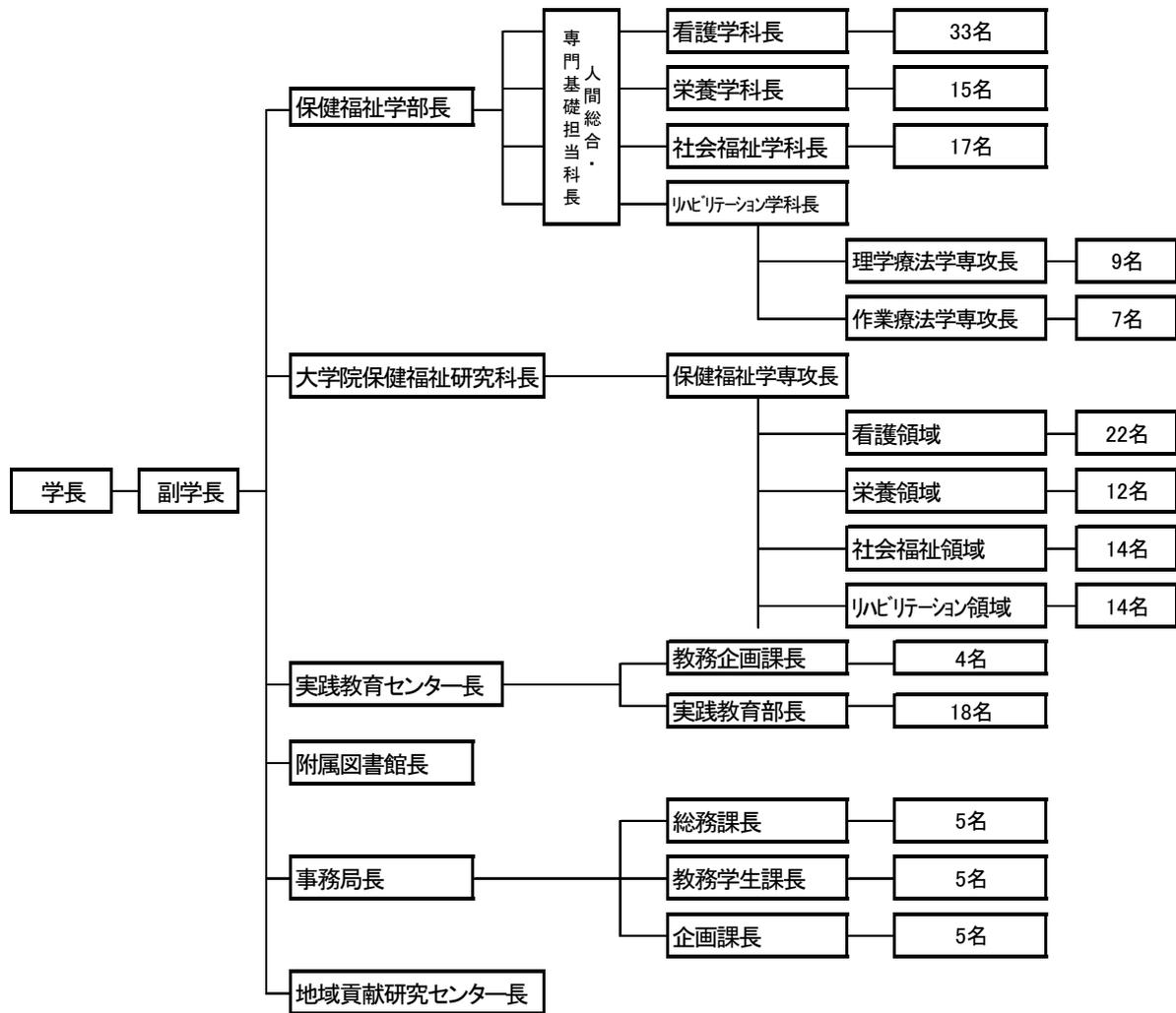
資料3-1-①-A 本学の組織図



資料3-1-①-B 学科別教員数（職位別）(27.5.1 現在)

	看護学 科	栄養学 科	社会福 祉 学科	リハビ リ テー ション 学科	人間総合・ 専門基礎 担当	大学院	計
教授	8	5	8	7	4	2	34
准教授	10	4	6	4	4	0	28
講師	9	2	2	3	3	0	19
助教	7	5	2	5	0	0	19
計	34	16	18	19	11	2	100

資料3-1-①-C 本学の教員組織図



資料3-1-①-D 学則 (抜粋)

神奈川県立保健福祉大学学則(抜粋)

(学科長等)

第8条 学部の各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

2 学科長は、当該学科を代表し、学科に関する事項を総括する。

3 リハビリテーション学科に、学科長を補佐するため理学療法学専攻長及び作業療法学専攻長を置き、それぞれ当該専攻の教授をもって充てる。

4 保健福祉学部に、人間総合・専門基礎教育担当の教授をもって充てる担当科長を置き、人間総合・専門基礎教育担当教員に関する事項を総括する。

資料 3-1-①-E 大学院学則 (抜粋)

神奈川県立保健福祉大学大学院学則(抜粋)		
(研究科、専攻等及び学生定員)		
第3条 本学大学院に保健福祉学研究科(以下「研究科」という。)を置く。		
2 研究科に設置する専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。		
研 究 科	入学定員	収容定員
保健福祉学研究科保健福祉学専攻	20 人	40 人
(専攻長等)		
第4条 研究科の専攻に専攻長を置き、当該専攻の教授をもって充てる。		
2 専攻長は、当該専攻を代表し、専攻に関する事項を総括する。		

【分析結果とその根拠理由】

学則及び大学院学則に基づき、教育研究に関わる組織と責任の所在が明確に示されている。

学生の所属する4つの学科を単位として、学年担任制やゼミ担当教員を基礎に学生に対する教育研究の責任体制を確保している。また、人間総合・専門基礎担当を含め各学科等では定期的に学科会議を開催するとともに、学部単位での総合的な検討組織として、各種学内委員会を設置し、各学科等から選出される教員の適切な役割分担のもので、組織的な連携体制の確保を図っている。

**観点 3-1-②：** 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点到に係る状況】

本学は、「ヒューマン・サービスを実践できる人材の育成」を目的としており、「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」ことを教育目標に掲げている。こうした基本的考えのもと、教育カリキュラムは、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目から体系的に構成し、特に重要な科目を必修科目としている。

具体的には、象徴科目であるヒューマンサービス論Ⅰ及びⅡ、人間総合教育科目のうち本学の分野に係る基礎的科目、卒業研究を必修科目としている。また、卒業により看護学科は看護師、栄養学科は管理栄養士、社会福祉学科は社会福祉士、理学療法学専攻は理学療法士、作業療法学専攻は作業療法士の国家試験受験資格を取得できるように必修科目を定め、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、管理栄養士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等が定める基準を満たしたカリキュラム編成と教員配置を行っている。(別添資料 3-1-②-A) (資料 3-1-②-B)。

また、看護学科、栄養学科、社会福祉学科の卒業時に選択により取得できる国家資格に行いても、上記の指定規則等に定めるカリキュラムと教員配置を行っている。

現在、学部の学生収容定員については、全学科、学年合わせて953名(看護学科376名、栄養学科168名、社会福祉学科249名、リハビリテーション学科160名)であり、これに対し、現在191名(常勤教員102名、非常

勤講師 89 名) の教員で教育を行っている (資料 3-1-②-C)。

教員の配置状況、研究分野、教育活動については、シラバス等で公表している。

学士課程の教育を行う専任教員数は 98 名で、教授が 32 名となっており (資料 3-1-②-D)、大学設置基準第 13 条に定める人数を確保している。

教育上主要な科目である必修科目は、総単位数の 91.2%を専任の教授又は准教授が担当しており、大学設置基準第 10 条の要件を満たしている (資料 3-1-②-E)。また、演習・実験・実習を伴う授業科目は、複数の専任教員で対応するか、非常勤助手が支援する体制をとっている。

こうした教員配置により、本学学士課程の目的とする教育を行っている。

- 別添資料 3-1-②-A 保健師助産師看護師学校養成所指定規則  
 管理栄養士学校指定規則  
 社会福祉士介護福祉士学校指定規則  
 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

資料 3-1-②-B 本学で取得可能な国家資格 (受験資格) (平成 27 年度学生便覧から)

(1) 卒業により取得できる資格

本学を卒業すると次の資格が取得できます。

学 科 (専 攻)		取 得 資 格
看護学科		看護師国家試験受験資格
栄養学科		管理栄養士国家試験受験資格及び栄養士免許
社会福祉学科		社会福祉士国家試験受験資格
リハビリテー ション学科	理学療法学専攻	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法学専攻	作業療法士国家試験受験資格

(2) 選択により取得できる資格

看護学科、栄養学科及び社会福祉学科では、履修課程(コース)を設けており選択により次の資格も取得できます。ただし、いずれの履修課程(コース)にも選考があります。詳しいことは、担当の教員と相談してください。

(平成 26 年度以降入学生)

学 科	取 得 資 格	選考時期	定員
看護学科	助産師国家試験受験資格	3 年次後期	10 名
	保健師国家試験受験資格	2 年次後期	36 名
		3 年次編入学後	8 名
	養護教諭一種免許状	1 年次後期	24 名
	社会福祉士国家試験受験資格	1 年次後期	20 名
栄養学科	栄養教諭一種免許状	2 年次後期	20 名
社会福祉学科	介護福祉士国家試験受験資格	1 年次前期 (5 月)	20 名
	精神保健福祉士国家試験受験資格	2 年次後期	20 名

資料3-1-②-C 本学学部の教員現員数 (27.5.1現在)

区分	学長	副学長	教授	准教授	講師	助教	常勤教員計	非常勤講師	計
人数	1	1	34	28	19	19	102	89	191

資料 3-1-②-D 本学学士課程の専任教員の配置状況 (27.5.1現在)

	教授	准教授	講師	助教	合計	大学設置基準が求める数 (別表第一)
看護学科	8	10	9	7	34	12
栄養学科	5	4	2	5	16	6
社会福祉学科	8	6	2	2	18	10
リハビリテー ション学科	7	4	3	5	19	8
人間総合・専門 基礎担当	4	4	3	0	11	—
						(別表第二) 50
合 計	32	28	19	19	98	86

(注) 学長、副学長及び大学院専任教員は含まない。

資料3-1-②-E 専任教員の科目の担当状況

(必修・選択・自由科目別単位数、専任教授・准教授、その他の専任教員、非常勤講師別)

教員担当状況(述べ科目数) (27.5.1現在)

	必 修	選 択	自 由	総 計
教 授	1 2 9	3 1	2 9	1 8 9
准 教 授	7 2	2 6	1 5	1 1 3
講 師	3 2	1 5	6	5 3
助 教	7	4	0	1 1
非常勤講師	2 3	6 2	1 4	9 9
総 計	2 6 3	1 3 8	6 4	4 6 5
専任教員割合	91.2%	55.0%	78.1%	78.7%
非常勤割合	8.7%	44.9%	21.8%	21.2%

※科目責任者でカウント

※象徴・人総・連携については、看護学科のカリキュラムでカウント

※専門科目について複数学科で開講されているものは重複でカウント

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学士課程において、大学設置基準を上回る専任教員を配置し、教育上主要な科目である必修科目の88.6%を専任の講師以上が担当している。また、演習・実験・実習を伴う授業科目は複数の専任教員による対応又は非常勤助手が支援する体制をとっており円滑に実施されている。さらに、保健・医療・福祉に係る国家資格取得に必要なカリキュラムと教員を配置している。

これらの教員配置により、本学が目的とする学部教育は遂行されている。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院の学生収容定員は40名であり、これに対し、現在94名（本学専任70名、非常勤24名）の教員で教育を行っている（資料3-1-③-A）。

教員の配置状況、研究分野、教育活動については、シラバス等で公表している。

大学院担当専任教員は、教授2名（学部の教授を兼務）を除き、学部の教員が兼務しているが、修士課程の研究指導教員35名（うち教授29名）と研究指導補助教員28名を確保しており、大学院設置基準第9条に定める人数を確保している（資料3-1-③-B）。なお、修士課程の講義総単位数の97%を専任教員が担当している（資料3-1-③-C）。

こうした教員配置により、大学院修士課程の目的とする教育を行っている。

資料3-1-③-A 本学大学院の教員現員数 (27.5.1現在)

区分	教授	准教授	講師	助教	専任教員計	非常勤講師	合計
人数	33	26	11	0	70	24	94

資料3-1-③-B 大学院研究指導教員及び研究指導補助教員数 (27.5.1現在)

分野	領域	修士課程	
		研究指導教員	研究指導補助教員
保健福祉	看護	10 (9)	13
	栄養	8 (6)	4
	社会福祉	8 (8)	6
	リハビリテーション	9 (6)	5
合計		35 (29)	28

(注) ( ) 内は教授数の内数

資料3-1-③-C 大学院講義単位数と専任教員及び非常勤講師の担当割合

CNS込み平成27年度カリキュラム総単位数、科目担当で集計		
総単位数A	専任教員B	非常勤講師C
197	191	6
	割合(B/A)	割合(C/A)
	97%	3%

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院では、修士課程の目的とする教育に必要な教員が配置されており、大学院設置基準が定める教員数を十分に確保している。

観点3-1-④：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学教員の採用選考の方法は、教員組織をより活性化するため、原則として公募により広く人材を求めることとしている。現在、本学教員100名のうち、女性教員数は62名であり、全教員のおよそ62%の割合を占める（資料3-1-④-A）。また、外国籍の教員は2名である。なお、年齢、性別のバランス、外国籍教員の確保等についての目標設定は行っていない。

神奈川県では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として「子育てを支えあう職員行動計画」を策定し、職場の理解と協力のもと、必要な休暇・休業制度を設けており、本学もこれに基づき子育てのしやすい職場環境づくりを進めている。また、家族の介護に必要な場合に取得できる休暇制度も整備されている。なお、出産休暇、育児休業には代替教員を確保し、学生への教育への影響を少なくし安心して休暇を取得できるようにしている（別添資料3-1-④-B）。

教員の任期制に関しては、大学教員等の任期に関する法律第3条第1項の規定に基づき教員の任期に関する規程等を定め、全ての職位に対し教員任期を定め、一定期間後はその間の教育研究活動を組織的に評価する仕組みを開学当初から導入・運用してきた（資料3-1-④-C）。

各領域において県内の現場の第一線で活躍している者を数多く講師として迎えることにより、教育上の効果を高めているが、このことは同時に教員に多くの刺激を与え、活性化にもつながっている。

研究活動を通じた教員組織活性化の取組としては、学内外での若手教員の協働研究に対しこれを奨励する研究費助成を開学当初から行っている。大学紀要である「神奈川県立保健福祉大学誌」の発行に関しては、学内教員による査読を制度化して運用している。学内研究発表会は、開学当初から、特定の学問分野に限定することなく全学的な対応として、教員だけでなく大学院生、学部生にも開かれた形で開催してきたことにより、各教員の研究テーマを教員同士が知ることにつながっている。教員の教育研究活動報告については、開学後の早い段階からこれを全教員に課し、教員組織の活動に関し組織的な把握に努めてきた。

このほか、FD研修会は、他大学から様々な分野の経験豊かな教員を招聘し、演習形式も含めた形式で取り組み、教員組織の開発に努めてきた。

大学院の教員組織の活性化のための措置は、学部と共通であるが、中長期的な視点からの大学院独自の活性化策については、今後、研究科運営会議などでの検討が必要である。

資料3-1-④-A 教員配置及び性別・年齢構成（27.5.1現在）

学科等別 構成		看護 学科	栄養 学科	社会福祉 学科	リハビリテーション 学科	人間総合・ 専門基礎担当	大学院	計
教員数（人）		34	16	18	19	11	2	100
性別 (人)	男性	3	4	9	14	7	1	38
	女性	31	12	9	5	4	1	62
平均 年齢 (歳)	教授	54.5	56.2	58.1	54.3	53.3	54.0	—
	准教授	50.5	49.3	49.8	47.0	44.3	—	—
	講師	44.2	36.0	39.0	36.3	52.7	—	—
	助教	38.1	31.6	39.5	31.6	—	—	—

別添資料 3-1-④-B 子育てや介護のための休暇制度等の概要

資料 3-1-④-C 神奈川県立保健福祉大学における教員の任期に関する規程 (抜粋)

神奈川県立保健福祉大学における教員の任期に関する規程

(任期を定めて任用する教員の職)

第2条 任期を定めて任用する教員の職、任期等は、別表のとおりとする。

2 任期中に休職等があった場合は、前項に関わらず当該休職等の期間に応じて、任期を延長することができる。

(教員任期委員会)

第3条 本学に次の各号に掲げる事項を審議するための教員任期委員会を設置する。

- (1) 業績評価の方法等に関する事項
- (2) 任期中における業績評価に関する事項
- (3) 前条第2項における延長する任期に関する事項
- 2 教員任期委員会委員は保健福祉学部教授会規程第2条第2項に定める教授会の構成員から選出するものとし、委員長は保健福祉学部長をもって充てる。
- 3 教員任期委員会は、第1項各号の事項について審議したときは、その結果を評議会に報告するものとする。

(業績評価)

第4条 教員任期委員会は、次の各号に掲げる事項について業績評価を行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 本学運営に関する事項
- (4) 社会への貢献に関する事項

別表 (第2条関係)

部局等	職	任期	再任に関する事項	根拠規程
保健福祉学部	教授	10年	再任可	法第4条第1項第1号
	准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
保健福祉学研究科	講師	5年	再任可ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号
	助教	5年	再任可 ただし、2回限りとする。1回目の再任の任期は3年、2回目の再任の任期は2年とする。	法第4条第1項第1号
	助手	5年	再任可 ただし、2回限りとする。1回目の再任の任期は3年、2回目の再任の任期は2年とする。	法第4条第1項第1号

備考 任期中に保健福祉大学教員定年規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。

【分析結果とその根拠理由】

教員組織の活動をより活性化するために、公募制による教員採用、教員の任期制、女性教員が出産・育児と教育研究の両立を可能とするための措置、現場の第一線で活躍する人物の講師としての起用、研究活動を通じて教員組織を活性化する取組等を導入しており、適切な措置が講じられている。

研究活動では、協働研究の奨励や学内研究発表会を分野を限定せず開催することなどにより、研究活動における連携の強化と活性化に努めている。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育公務員特例法第3条の規定に基づき、教員の採用に関しては、「保健福祉大学保健福祉学部及び保健福祉学研究科教員選考基準」を、採用及び昇任に関しては、「保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程」「保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程施行細則」を定めて運用している（資料3-2-①-A、B、C）。

教員の採用にあつては、原則として公募により候補者を募集し、教員採用選考審査委員会を設置し教員採用候補者を審査している（資料3-2-①-D）。教育指導能力については、書類審査及び面接で把握された他大学等での教育実績、専門職等としての実務経験、研究業績、学位取得の状況、着任後の教育研究活動への抱負等をもとに評価している。

昇任の判断にあつては、本学での教育研究活動の実績を評価の最優先項目として位置付けたうえで、学部内の各学科等から選出した10名の教授と学部長からなる昇任審査委員会を設置し審議することで適切な運用に努めている（資料3-2-①-E）。

大学院教員の採用（起用）に関しては、各領域の人事小委員会で、研究業績、学位取得の状況等をもとに教育研究上の指導能力を評価したうえで、その他の事項を含め詳細を検討した後に、研究科委員会において人事を進めている。

資料 3-2-①-A 保健福祉大学保健福祉学部及び保健福祉学研究科教員選考基準（抜粋）

（教授の資格）

第 3 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- （1）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- （2）研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- （3）学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- （4）大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- （5）芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- （6）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第 4 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- （1）前条各号のいずれかに該当する者
- （2）大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- （3）修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- （4）研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- （5）専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第 5 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）第 3 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- （2）その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第 6 条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- （1）第 3 条又は第 4 条各号のいずれかに該当する者
- （2）修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- （3）専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第 7 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- （2）前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

資料3-2-①-B 保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程（抜粋）

（選考の機関）

第2条 教員の選考は、保健福祉大学保健福祉学部及び保健福祉学研究科教員選考基準により教授会規程（平成15年4月1日教授会決定）第2条第2項に定める教育を担当する専任の教授をもって組織する教授会（以下「専任教授会」という。）の議に基づき、学長が行う。

（採用審査委員会の設置）

第3条 専任教授会は、採用選考の必要が生じたときは、その都度、教員採用選考審査委員会（以下「採用審査委員会」という。）を設置する。

- 2 採用審査委員会は、原則として保健福祉学部5名の委員をもって組織する。
- 3 採用審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は、採用審査委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 採用審査委員会には、事務局長が指名する者が陪席するものとする。

（採用審査委員会の所掌事項）

第4条 採用審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 教員採用候補者の公募の実施に関する事項
- (2) 教員採用候補者の審査に関する事項
- (3) その他教員採用候補者の選考に必要な事項

（採用審査委員会の運営）

第5条 採用審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 採用審査委員会は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員の任期は、当該選考終了時までとする。
- 4 採用審査委員会は、選考を行うにあたり、必要と認めるときは、学外の専門家含む採用審査委員会委員以外の者の意見を聴取することができる。
- 5 採用審査委員会の会議及び議事録は公表しない。

（採用選考の実施方法）

第6条 採用選考の実施方法は、公募により広く人材を求めるものとする。

ただし、次に掲げる場合は、個別選考を行うことができるものとする。

- (1) 公募を行ったが、適当な人材が得られない場合
- (2) 余人には代えがたい人材を確保する必要がある場合

その他学長が公募を行う必要がないと判断する場合

## 資料 3-2-①-C 保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程施行細則 (抜粋)

(採用選考の手続き)

第3条 教員を採用しようとする学科等は、次の内容を明らかにした上で、案件を総務・企画委員会の議を経て、専任教授会へ提案する。

- (1) 採用する教員の担当予定科目
- (2) 採用予定教員の職位
- (3) 採用予定年月日
- (4) 採用しようとする理由

2 専任教授会は、学科等から出された案件の内容を精査した上で、教員採用の必要があると認められるときは、学長あてに採用の発議を行う。

3 学長は、必要に応じて事前に人事課と調整を行った上で、採用手続きを開始することを決定する。

4 採用審査委員会は、次の方法により審査する。

- (1) 第一次審査 書類選考
- (2) 第二次審査 面接選考等

5 採用審査委員会は、審査内容を文書により専任教授会に報告する。

6 専任教授会は、採用審査委員会から報告のあった審査結果を基に審議を行い、議長は審議結果について、速やかに学長に報告する。

7 学長は、専任教授会から報告のあった教員採用候補者が、保健福祉大学保健福祉学部教員選考基準に沿っていると判断したときは、知事に内申する。

(昇任審査委員会の委員の構成)

第4条 規程第7条第2項に定める各学科等の委員は、学科長、人間総合・専門基礎担当科長、専攻長、その他教授の中から、各学科等において2名選出する。

ただし、やむをえない場合には、当該学科等の准教授を委員とすることができる。

2 委員の選出については、学科等内で調整の上、学科長等が選定する。

(昇任選考の手続き)

第5条 昇任審査委員会からの依頼により、各学科等は、昇任候補者推薦のため、学科長等を議長とし、教授で構成する人事小委員会を設置する。

2 人事小委員会は、内部で検討の上、職位ごとに別途定める様式により資料を作成した後、議長から昇任審査委員会委員長に対し提出する。

3 昇任審査委員会は、各学科等から提出された資料を基に昇任候補者の審査を行う。

4 昇任審査委員会の委員長は、専任教授会に対し審査結果について報告する。

5 専任教授会は、昇任審査委員会から報告のあった審査結果を基に審議を行い、議長は、審議結果について、速やかに学長に報告する。

**資料 3-2-①-D 教員採用選考審査委員会での審査方法**

- ・選考審査委員会は、募集の対象となっている学科等の長を含む教授 3 名とその他の学科の教授 2 名の計 5 名で構成し、慣例として当該学科長又は担当科長が委員長となる。
- ・なお、募集対象者が学科長又は担当科長の後任の場合は当該学科長等は選考審査委員に加わらないこととしている。
- ・この 5 名で公募書類により公募要件を満たしているか等の選考を行い、その合格者の面接選考を行って採用候補者を選考する。

**資料 3-2-①-E 昇任審査委員会での審査方法**

- ・昇任選考審査委員会は、保健福祉学部長及び各学科と人間総合・専門基礎担当から推薦された各 2 名の委員で構成し、保健福祉学部長が委員長となる。

**【分析結果とその根拠理由】**

教員の採用基準及び昇任基準は明確に定められ学内に公表されている。運用に当たっては、教員採用選考審査委員会、昇任審査委員会等を設置して適切に行っている。また、その際、学部教員については教育上の指導能力、大学院教員については教育研究上の指導能力の評価を行ったうえで、それぞれの人事を行っている。

**観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。**

**【観点に係る状況】**

教員の教育研究活動等に関する継続的な評価は、基本的に各学科ごとに行われており、全学的な制度構築は検討中である。

各学科では、教育活動については、毎年教員から提出される教育研究活動報告書、各期ごとにとりまとめられる学生による授業評価等を通じて、研究活動については、教育研究活動報告書のほか、学内及び学科研究助成への応募状況、学内及び学科内研究発表会への参加状況、研究助成外部資金獲得状況等を通じて、このほか学内委員会等での活動状況や地域貢献活動への参加状況等を通じて、日常的に教員の評価が行われている（別添資料 3-2-②-A）。

その結果により教育研究活動の改善が必要な場合は、指導・助言が行われることで適切な対応がなされている。

評価結果を人事上の措置に反映させているものとしては、「教員の任期に関する規程」に基づく業績評価、「教員選考基準」「教員採用及び昇任選考規程」「教員採用及び昇任選考規程施行細則」に基づく昇任審査、地方公務員法第 22 条第 1 項の条件付採用に係る成績評価がある。これらについては、各学科での評価のほか、自己評価も踏まえ、総合的に評価を実施している（別添資料 3-2-②-B）。

なお、平成 26 年 5 月に「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が公布され、教育公務員特例法が改正されたことにより、法人化されていない公立大学教員の人事評価制度が法制化された。本学では、改正法に対応した新たな人事評価制度のあり方について、総務・企画委員会で検討を始めている。人事評価制度を教育研究活動等の活性化につなげるために、適切な評価方法や人事管理にどのように反映させるか等が課題となっている（資料 3-2-②-C）。

別添資料 3-2-②-A 評価に係る資料の概要（教育研究活動報告書(大学ホームページ参照  
<http://www.kuhs.ac.jp/kenkyuu/>)、授業評価(別添)

別添資料 3-2-②-B 任期評価、昇任評価、条件附採用評価での評価項目(実施要綱)

資料 3-2-②-C 新たな人事評価制度の検討課題

保健福祉大学における新たな教員人事評価制度の検討課題	
1	検討体制について 総務・企画委員会が取り組む。
2	総務・企画委員会での検討計画 平成27年 4月 参考資料及び検討計画案の提示 5～6月 人事評価制度に向けた意見集約・論点整理 7～12月 骨子案、第一次案、第二次案を順次検討 平成28年 2月 人事評価制度案（最終） 3月 教授会・評議会での審議 4月 人事評価制度施行
3	人事評価制度に係る検討課題
○	評価事項・評価対象 ・評価事項としては、教育活動、研究活動、大学運営、社会貢献でよいか。 ・それぞれどういった項目を評価対象とすべきか等
○	評価者等評価の実施方法 ・自己評価の取り扱いをどうすべきか。 ・一次・二次評価を誰が行うか。 ・評価を数値化すべきか等
○	評価の活用方法 ・総務省から昇任、昇給、勤勉手当、分限、人材育成等での活用が示されているが、どう取り扱うべきか等
○	その他 ・人事評価におけるICTの活用をどうすべきか等。

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育及び研究活動等の評価は、各学科において継続的に行われている。また、評価の結果、教育研究活動に課題がみられた場合には、指導・助言により適切な対応がなされている。

各学科での評価のほか、自己評価等も踏まえた総合的評価により、任期評価、昇任評価、条件附採用評価が行われ、人事上の措置に反映されている。

現在、法改正を踏まえ新たな人事評価制度のあり方について検討を行っており、教育研究活動等の活性化につながる制度構築が課題となっている。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

本学は専任の事務職員19名を配置している。また、その他に臨時的任用職員1名、再任用を含む非常勤職員13名を配置し、さらに適宜、日々雇用職員を配置し、教育支援の適切な対応を図っている(資料3-3-①-A)。

教育活動を支援する職員としては、成績管理・学生支援等を担う教務学生課に専任事務職員6名、健康相談員1名、学生相談員2名、教務助手1名など非常勤職員8名、入学者選抜、学内情報システム等を担う企画課に専任事務職員6名、臨時的任用職員1名、非常勤職員1名を配置しているほか、総務課にも研究費補助金等に係る事務、卒業式・入学式に係る事務、教員の研修・福利厚生に係る事務、体育施設等の利用に関する事務等を担当する職員を配置している(資料3-3-①-B)。

また、各学科及び大学院に計8名の非常勤助手を配置し、それぞれの教務事務に当たっている(資料3-3-①-C)。

さらに、学外に校医(精神科医)、ハラスメント学外相談員(精神科医、弁護士、臨床心理士)を配置している。

附属図書館については、図書館長は副学長が兼務しており、専任の司書2名、非常勤の司書3名のほか、日々雇用職員の司書1名を配置している。また、夜間業務は委託しており、受託事業者が司書1名を配置している。

また、学内情報システムを運用するため、企画課にスキルを有する専任事務職員を1名配置しているほか、委託業務として、SEを常駐させている。

本学の事務職員のうち、常勤職員及び事務補助に当たる非常勤職員は、県の人事方針により3年程度の期間で転出することが多いため、教育支援者として必要な知識・経験を有する人材を継続的に確保することが課題となっている。

なお、TAについては現在導入していないが、実践行動計画において検討課題として位置付けている。本学大学院は社会人学生が多く、現状では、大学院生がTAとして学部学生の指導にあたることは困難であるが、現在検討を進めている大学院博士課程設置の際には、TA及びRAの導入を積極的に検討していくこととしている。

資料3-3-①-A 事務職員等の配置状況(27.5.1現在)

区分	事務局長	事務職員	再任用職員	臨時的任用職員 非常勤職員
総務課	1	6	1	2
教務学生課		6		8
企画課		6		2
図書館		(司書)2		(非常勤司書)3

※更に適宜、日々雇用職員を配置

資料3-3-①-B 教育活動を支援する職員の配置状況（配置状況と役割 27.5.1 現在）

区 分	内 容	配置人数
学生に関すること	・時間割作成 ・学籍管理 ・卒業式、入学式準備、運営 ・成績管理 ・学生支援（学生活動、健康相談、学生相談） ・実習調整	16
入試に関すること	・入試選抜試験の企画運営・大学入試センター試験の実施	8
情報システムに関すること	・学内ネットワーク、機器の管理・整備 ・ホームページの運営管理	2
教員の研究に関すること	・科学研究費関係事務手続き、経理事務 ・受託研究費関係事務手続き、経理事務	2
教員の給与・福利厚生		3
施設・設備の利用、管理	・維持管理、修繕関係事務手続き ・施設使用の管理	3

※人数は重複カウントしている場合がある。

資料3-3-①-C 各学科等の非常勤助手の配置状況(27.5.1 現在)

学科名	配置人数	非常勤職員の主な担当業務
看護学科	1	・学科内教務費、研究費の経理事務
栄養学科	1	・学科内会議運営
社会福祉学科	1	・学科長の業務補助
リハビリテーション学科	1	・学科の受付窓口、学生対応
人間総合・専門基礎担当	2	・授業準備、実験補助
大学院	2	・大学院生用の事務局業務(大学院のみ)

【分析結果とその根拠理由】

現在、本学の教育活動を展開するために必要な教育支援者は適切に配置されているが、知識・経験を有する人材を継続的に確保することが課題となっている。

TA等については、大学院博士課程設置に向けた課題として取り組んでいる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 人間総合・専門基礎担当は、本学のミッション、基本理念に即した教育を実現するための組織的連携体制を確保している。
- 大学設置基準を上回る専任教員を配置し、少人数教育を実現している。
- 現場の第一線で活躍している専門家を講師として起用することにより、地域の教育資源を生かし教員組織の活性化を図っている。

【改善を要する点】

- 教員評価は学科ごとに行われており、全学的な人事評価と連動することが必要である。
- 博士課程の設置に伴うTA等の導入を検討する必要がある。

## 基準 4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、従来は、「求める学生像」を示したものであり、これと教育理念及び教育目標を併せて入学者選抜の基本的考え方を示すものであったが、より明確化を図るため、平成27年3月に教授会及び評議会の審議を経て、現行の形に改定した（資料4-1-①-A）。

大学院については、出願しようとする者は、入学後の履修計画や研究計画について、原則として事前に相談を受けることとしており、その中で、本学の入学者受入の基本的考え方も伝えてきたが、より明確化を図り、周知を強化するため、平成27年3月に研究科委員会及び評議会の審議を経て、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明文化した（資料4-1-①-B）。

学部、大学院ともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、大学ホームページ、大学案内、学生募集要項等に明記している。

#### 資料 4-1-①-A 神奈川県立保健福祉大学入学者受入方針

##### アドミッション・ポリシー（求める学生像）

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部では、教育理念のもと教育目標を達成するために必要な資質と能力を備えている人々を受け入れます。卒業後に保健・医療・福祉の専門職として、多職種連携のもとに本学の理念であるヒューマンサービスを実践するためには、豊かな人間性と高い倫理観および使命感と確かな技術を持って自ら行動する能力が必要です。本学部入学試験では、このような観点からすべての学科で面接試験を課すとともに、次のような学生を求めています。

- 1 ヒューマンサービス理解のために必要な人間に対する関心を持ち、生命の尊厳を重視する人
- 2 保健・医療・福祉の専門職として必要な学問、技術、資格の修得に意欲的な人
- 3 人文・社会・自然科学など幅広く学ぶために必要な基礎学力を有している人
- 4 地域社会とその保健・医療・福祉に関わる課題への理解を深める意欲のある人
- 5 創造性、社会性および責任感がある人
- 6 協調性を持ち、コミュニケーション能力を持つ人
- 7 グローバル社会に対応するための基礎的語学能力を持つ人
- 8 将来的に、保健・医療・福祉分野のリーダーとして活躍する意欲のある人

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、受験生の皆さんの持てる力を総合的に評価します。

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/nyuushi/2013072400027/>)

## 資料4-1-①-B 神奈川県立保健福祉大学大学院入学受入方針

## アドミッション・ポリシー（求める学生像）

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科の教育理念を達成し、高度専門職業人を育成するため、本学では以下のような要件を備えた学生を求めています。

1. 人間や人間を取り巻く社会に関する深い理解を求め、保健福祉学の探求に自ら取り組む意欲のある人
2. 専門職や当事者と協働し、各種システムと連携して、課題を解決し、評価する能力を高めたい人
3. 保健・医療・福祉の課題を、科学的・論理的に研究するための基礎的な能力を備えている人
4. 地域社会の保健・医療・福祉分野のリーダー、管理者または教育者として貢献する意欲のある人

入学受入試験では、以上の観点に立って、それぞれの課題解決へ向けて意欲的に研究に取り組もうとする力を、総合的に評価します。

## 【分析結果とその根拠理由】

平成27年3月の改定により、求める学生像をより具体的に示したことから、学部、大学院ともに入学受入方針は、本学の教育理念に則り明確に規定されている。

## 観点4-1-②： 入学受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

## 【観点到係る状況】

入学受入方針に沿った学生を受け入れるために、一般入試と特別選抜試験の2種類の選抜方法を採用している。一般入試では、受験機会の拡大を図り、幅広く受験生を募るために、前期日程と後期日程の2回の選抜を行っている。

受験機会の拡大、多様な学生の確保を図るなどの観点から、前項の一般入試以外の特別選抜試験として、推薦入試（推薦Aと推薦B）の他、社会人、私費外国人留学生、帰国生徒、編入学生の受入も行っている（資料4-1-②-A、B）。推薦Aは神奈川県内の進学需要への対応及び神奈川県の保健・医療・福祉を支える人材の育成という本学設置の趣旨を踏まえて、県内在学又は在住の高校（特別支援学校高等部を含む）卒業見込み者に受験機会を提供するものである。また推薦Bは県内高校の看護科及び福祉科に在籍の卒業見込み者を対象に実施するものである。

社会人の特別選抜は、生涯教育・生涯学習という本学設置の趣旨を踏まえて、社会人学生による大学教育の活性化、多様化に対応するため、各学科定員を確保して行っている。また、私費外国人留学生と帰国生徒の特別選抜は、国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を培うという本学設置の趣旨を踏まえて実施するものであり、さらに編入学試験は保健・医療系短期大学、専門学校卒業者等を対象にして実施している。

なお、入学受入の方法は資料のとおりである（資料4-1-②-C）。

一般入試（前期・後期日程）の受験者数は、入学受入数に対して前期は3倍前後、後期は4～8倍と高い倍率で推移

している。一方、特別選抜（推薦A）では、受験者数が、入学者数に対しおおむね2倍前後で推移しており、県内からの学生の確保に貢献している。また、推薦Bは、2倍未満の倍率で推移し、県内の看護科及び福祉科を有する高校からの学生が入学しやすい状況になっている。

社会人入試については、募集人員に対して1.5倍から2.7倍、編入学については1.7倍から3.0倍の受験者を確保しており、社会人や編入学を希望する学生のニーズに対応しているが、合格者及び入学者は募集人員を下回る状況が続いている。この結果、編入学については定員を充足していない。これに対しては、募集人員、試験の方法、試験の周知のあり方等を全学的視点で総合的に検討する必要がある。

大学院では、入学者受入方針で定めたとおり、「人間や人間を取り巻く社会に関する深い理解を深め、保健福祉学の探求に自ら取り組む意欲ある人」など、課題解決に向けて意欲的に研究に取り組む人材を社会全体から幅広く求めている。そのため、大学院選抜では、一般選抜とは別に社会人選抜を設けるとともに、試験内容も一般選抜とは異なり面接試験を重視し、研究に対する意欲やこれまでの社会人としても経歴を踏まえた選抜を実施している。（資料4-1-②-D）

**資料4-1-②-A 一般入試（前期・後期日程）及び特別選抜（推薦A・B）の受験者数と入学者数**

区分	一般入試（前期日程） 募集人員100 (平成25年度まで95)			一般入試（後期日程） 募集人員15			特別選抜（推薦A） 募集人員91 (平成25年度まで86)			特別選抜（推薦B） 募集人員 7		
	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率	受験者	入学者	倍率
平成23年度	372	116	3.2	211	27	7.8	176	86	2.0	7	6	1.2
平成24年度	340	123	2.8	101	14	6.7	164	85	1.9	6	4	1.5
平成25年度	417	109	3.3	122	28	4.1	175	80	2.2	2	2	1.0
平成26年度	403	118	3.1	126	21	5.7	181	86	2.1	8	6	1.3
平成27年度	392	*118	3.2	97	19	5.1	160	85	1.9	6	5	1.2

\*追加合格を含まず。

**資料4-1-②-B 特別選抜（社会人、私費外国人留学生、帰国生徒）、編入学の受験者数と入学者数**

区分	社会人 募集人員17		私費外国人留学生 募集人員若干名		帰国生徒 募集人員若干名		編入学 募集人員15 (平成26年度まで22)	
	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者	受験者	入学者
平成23年度	46	12	10	6	1	1	59	17
平成24年度	30	8	17	3	6	2	66	13
平成25年度	26	8	8	5	2	1	47	5
平成26年度	39	7	4	0	0	0	56	12
平成27年度	34	6	2	1	2	1	41	9

資料4-1-②-C 入学試験の実施方法

入学者選抜の方法

		学科・専攻	定員	選抜方法	
一般入試	前期日程	看護学科	40	センター試験・総合問題・個人面接	
		栄養学科	15	センター試験・総合問題・個人面接	
		社会福祉学科	25	センター試験・総合問題・集団面接	
		リハビリテーション学科 理学療法学専攻	10	センター試験・個人面接	
		リハビリテーション学科 作業療法学専攻	10	センター試験・個人面接	
	後期日程	看護学科	5	センター試験・小論文・個人面接	
		栄養学科	5	センター試験・小論文・個人面接	
		社会福祉学科	5	センター試験・小論文・集団面接	
	特別選抜	推薦A	看護学科	33	小論文・個人面接
			栄養学科	17	小論文・個人面接
社会福祉学科			23	小論文・集団面接	
リハビリテーション学科 理学療法学専攻			9	小論文・個人面接	
リハビリテーション学科 作業療法学専攻			9	小論文・個人面接	
推薦B		看護学科	4	小論文・個人面接	
		社会福祉学科	3	小論文・個人面接	
社会人		全学科	若干名	小論文・個人面接(社会福祉学科は集団面接)	
帰国生徒		全学科	若干名	小論文・個人面接	
私費外国人留学生		全学科	若干名	総合問題・個人面接	

一般入試

試験の種類	試験の内容	試験時間
総合問題	高等学校の学習内容を前提とし、保健福祉に関する資料(テーマ)を素材として、論理的思考力、創造力、表現力などを問う総合的な記述試験を行う。	90分
小論文	日本語の文章を素材として、論理的思考力、創造力、表現力などを問う総合的な記述試験を行う。	90分
面接	志願動機、興味・関心、将来の進路などに関する質問から学習意欲、理解力、表現力などを、また、集団面接の場合はチームワーク、リーダーシップなどを含めて総合的に評価する。	個人面接は10分程度 集団面接は30分程度

特別選抜(推薦A、推薦B)

試験の種類	試験の内容	試験時間
小論文	英文読解と英文を参考にした日本語による小論文の論述。	90分
面接	志願動機、興味・関心、将来の進路などに関する質問から学習意欲、理解力、表現力などを、また、集団面接の場合はチームワーク、リーダーシップなどを含めて総合的に評価する。	個人面接は10分程度 集団面接は30分程度

資料4-1-②-D 大学院入学者選抜の受験者数と合格者数

区分	一般選抜		社会人選抜		受験者 合計(A)	合格者 合計(B)	倍率 (A)/(B)
	受験者	合格者	受験者	合格者			
平成23年度	10	7	29	14	39	21	1.9
平成24年度	7	7	11	8	18	15	1.2
平成25年度	3	2	32	24	35	26	1.3
平成26年度	7	4	29	20	36	24	1.5
平成27年度	8	6	23	17	31	23	1.3

【分析結果とその根拠理由】

学部的一般入試、特別選抜（推薦A・B、社会人、私費外国人留学生、帰国生徒）、編入学は、保健・医療・福祉の専門職を目指す県民に広く門戸を開き、多様な学生を受け入れることができる制度となっており、適切な受入方法を採用している。これらの選抜方法により、入学者受入方針に沿って適切な学生を受け入れている。

大学院においても、入学者受入方針に沿って学生を受け入れるために、社会人選抜を設けるなど適切な選抜方法を採用している。

学部の社会人選抜及び編入学については募集人員を上回る受験者を確保しているが、合格者及び入学者は募集人員を下回る状況が続いている。この結果、編入学については定員を充足していない。これに対しては、募集人員、試験の方法、試験の周知のあり方等を全学的視点で総合的に検討する必要がある。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

学部の入学者選抜の実施体制は、入試委員会（各学科の入試委員と事務局入試担当者から構成される）を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜実施、評価、次年度へ課題の整理などを行っている（資料4-1-③-A）。

試験及び合否判定に当たっては、大学及び各学科の教育目標に照らして、事前に評価項目、評価基準、合否判定基準を設定し、それらにしたがって厳正に評価している。試験問題の作成及び採点は、各学科の教員等から構成する入学者選抜試験問題作問・採点委員会が担い、作問の質の適正さを確保するために、学外委員を加えた入学者選抜作問審査委員が審査を行う体制をとっている。合格者の決定は、いずれの選抜方法においても、筆記試験と面接試験の採点結果に基づいて入試委員会が判定資料を作成し、各学科の意見を聞いた後、入試委員会において合格者判定原案を作成し、合否判定会議（学長、副学長、事務局長、学部長、各学科長、入試委員長から構成される）で決定する。試験結果については、簡易開示の方法を定め、受験生本人に開示している（資料4-1-

－③－B)。

さらに面接試験については、試験終了後に各学科もしくは専攻単位で、各面接グループ、面接官ごとの採点結果のばらつき等の検証を行い、年度単位で評価方法の見直しを行っている。

大学院入試に関しては、研究科入試委員会を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題の整理などを行っている。面接試験は、受験者1名に対し複数名の試験官によって面接評価項目に基づいて行い、公正な実施体制をとっている。合格者の決定は、研究科入試委員会が筆記試験と面接試験の採点結果をもとに判定資料を作成し、合否判定会議において合否判定を実施している。

#### 資料4-1-③-A 入試委員会の構成と所管事項

##### ○委員会構成員

各学科教員 6名、陪席(企画課長)

##### ○所管事項

- ・一般選抜に関する事
- ・特別選抜に関する事
- ・選抜試験の実施に関する事
- ・A0入試の実施に関する事
- ・試験問題に関する事
- ・編入学・転入学・研究生等の選考に関する事

#### 資料4-1-③-B 試験結果の開示について(募集要項)

本学では、平成27年度一般入試の個人成績を受験者本人に開示します。

○開示期間 (前期日程の試験結果)  
平成27年5月1日(金)から平成27年6月1日(月)まで  
土日祝日を除く、毎日8:30～17:15

○開示請求の  
できる方 平成27年度一般入試の受験者本人に限ります。  
(保護者を含め代理人による請求には応じません)

○開示場所 本学事務局企画課

○開示方法 閲覧とします。

○申し込み方法 平成27年度一般入試の受験票(B票)を持参し、受験者本人が  
本学事務局企画課 窓口にお越しください。

○開示内容 ①平成27年度一般入試の個別学力検査等の試験ごとの得点  
②平成27年度一般入試の総合得点  
③平成27年度一般入試の順位

○その他 電話等での請求にはいっさい応じません。  
必ず受験票(B票)を持参してください。

##### 【入学者選抜業務に係る個人情報の取り扱いについて】

本学では、入学者選抜業務に際して志願者から収集した個人情報について、神奈川県個人情報保護条例に基づき、次のように取り扱います。

区 分	収集した個人情報の取り扱い
選抜に合格し、入学手続を行った場合	入学手続後、学籍簿等の作成や入学後の学生指導のため、引き続き利用します。
選抜に合格したが入学手続を行わなかった場合 選抜に不合格となった場合	平成28年4月1日までにすべて廃棄します。

【分析結果とその根拠理由】

本学の学部、大学院ともに入学者選抜は、企画から作問、合否判定、課題の検証に至るまで、適切な実施体制により公正に実施されている。

**観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。**

【観点到に係る状況】

本学では、入学者受入方針に沿った学生の受入ができるように、入試委員会で各学科の意向を取入れ、毎年改善を行っている。

また、各選抜方法ごとに入試実施後、入試委員長（大学院は研究科入試委員長）が学長と試験結果を踏まえた課題等について意見交換を行っており、合否判定会議（学部及び大学院）においても、合否判定についての議論だけでなく、試験結果を踏まえた課題についても議論を行っている。さらに、合否判定結果決定後は、学長補佐会議にもその状況が報告され、課題について意見交換を行っている。

改善に向けた具体的取組としては、平成21年度以降では、私費留学生について、必要な学力をよりの確に把握するため、選抜方法のうち小論文を総合問題に変更したこと（平成22年度入試）、社会のニーズ等を踏まえて看護学科の定員を増やしたこと（平成26年度入試）、後期日程の受験者について、前期日程と異なる視点で能力を把握するため、選抜方法のうち総合問題を小論文に変更したこと（平成27年度入試）、受験者のニーズ等を踏まえ、編入学の定員を見直したこと（平成27年度入試）、特別選抜の推薦A、Bの見直しを行ったこと（平成28、31年度入試）があげられる。（資料4-1-④-A）

近年の休学者数及び退学者数の推移をみると、平成23年度、24年度に一時的増加がみられたが、平成25年度には減少している（資料4-1-④-B）。入学者に対する退学者の比率は、他大学に比べ低い水準であり（資料4-1-④-C）、入学者が大学に適合できない事例は少ないものとなっている。

今後、各区分の入試成績のデータとGPAスコアによる入学後の学業成績の関連についての分析等を実施することを検討している。

また、大学院における各年度の休学者数及び退学者数は、設立した平成19年度から平成26年度までの8年間の合計で、休学者の実人員は10人、うち退学者6人。休学歴の無い退学者1人となっているが（資料4-1-④-D）、受験前に事前相談を受けることを原則としていることもあって、入学後に大学院に適合できない学生は非常に少なく、多くの院生が所期の目標を達成して修士課程を修了している状況であり、入学者受入方針に沿った学生の受け入れがなされている。大学院開設8年目であり、今後、修了生の累積数が増えることにより入学者選抜の検証が可能になるので、これに取り組む必要がある。

大学院に係る入学者選抜改善の取組としては、平成25年度入試から、社会人特別選抜の出願資格から県内在住・在勤の条件を撤廃し、より門戸を開放する措置をとった。

なお、今後、高大接続改革の動向を踏まえた対応が必要となっている。

資料4-1-④-A 改善に向けた具体的取組事例

入試年度	取組内容	取組理由
平成22年度入試	私費留学生の小論文を総合問題に変更	的確な学力把握のため
平成26年度入試	看護学科定員を10名増	社会のニーズ等を踏まえて定員増
平成27年度入試	一般入試(後期日程)の総合問題を小論文に変更	前期日程と異なる視点での能力把握のため
	編入学定員の見直し 社福3年次及びリハビリテーション学科の編入学廃止	入学定員の充足率が低い
平成28年度入試	推薦A(社会福祉学科)への出願を1名から複数可へ変更する。 以下は今後の取組 ・推薦Bを廃止しその定員を推薦Aに繰り入れる。 ・看護学科の推薦Bの対象校からの推薦Aへの出願を1校から2名まで推薦可とする。	開学時に比較して特別選抜(推薦A及び推薦B)における出願者数が減少傾向にあるため

資料4-1-④-B 年度別休学者数及び退学者数(単位:人) (教務学生課調べ)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
休学者数	23	25	28	23	20
退学者数	7	10	14	5	3

資料4-1-④-C 退学率の比較(単位:%)

区分	平成16年「ひらく 日本の大学」調査結果報告書より			本学の状況
	全体	設置者別(公立大)	入学定員別(300人未満)	
平成25年4月入学者のうち平成26年3月までに退学・除籍した学生の比率	1.8	1.0	2.7	0.4
平成22年4月入学者のうち平成26年3月までに退学・除籍した学生の比率	8.1	4.0	9.9	3.6

(「平成26年『ひらく 日本の大学』調査結果報告書」(平成26年9月 朝日新聞×河合塾)。本学データは教務学生課調べ)

資料4-1-④-D 年度別休学者数及び退学者数(大学院)(単位:人)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
休学者数	5	3	3	4	3	18
退学者数	2	2	0	3	0	7

(教務学生課調べ) 休学者の実人員は10名、うち退学者6名。休学歴の無い退学者1名)

【分析結果とその根拠理由】

休学者数、退学者数や退学者の比率の他大学との比較から見て、本学では学生の大学への不適合は少なく、国家試験合格率や就職率が高い水準となっていること等から判断すると、学部においては、本学の入学者受入方針に沿った学生が受入れられている。ただし、GPA などのデータの詳細な分析を入試体制にフィードバックするには至っていないため、今後はこれらのデータを有効に活用したうえで、入試体制の改善を図ることが必要である。

また、大学院に関しても、不適合の発生は少なく、学生が所期の目標を達成している状況から見て、入学者受入方針に沿った学生が受入れられていると考えられるが、今後、修了生の動向を見守りつつ、入学者受入方針に沿った学生が受け入れられているか検証を行う必要がある。

**観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。**

【観点に係る状況】

本学の入学定員は学士課程230名（看護学科90名（平成25年度までは80名）、栄養学科40名、社会福祉学科60名、リハビリテーション学科理学療法学専攻20名、リハビリテーション学科作業療法学専攻20名）、編入学15名（看護学科8名、栄養学科4名、社会福祉学科3名）、及び修士課程20名である。

編入学を除く学士課程の最近5年間の入学者数は、定員に対する比率で見ると、1.00から1.13までと適正水準の範囲内であり、毎年ほぼ定員どおりの受入れとなっている（資料4-2-①-A）。

編入学については、前回平成20年度の大学機関別認証評価で「改善を要する点」として指揮されたように、定員充足率が低いことが課題であったため、受験者のニーズ等を踏まえて見直しを行い、平成27年度の募集から、社会福祉学科及び理学療法学専攻の3年次編入学と作業療法学専攻の2年次編入学を廃止した。

しかし、平成27年度編入学試験においても、看護学科の3年次編入学は定員充足率が低いことから（資料4-2-①-B）、特別選抜のあり方等と併せ、定員、試験の方法、試験の周知のあり方等を全学的視点で総合的に検討する必要がある。

大学院に関しては、保健福祉学研究科の入学定員は20名であり、平成21年度～26年度までの入学者数は文部科学省の定員基準である定員×1.3倍以内で定員管理がなされている（資料4-2-①-C）。平成24年度入試において比率が1.0を下回ったことをふまえ、社会人特別選抜の出願資格を実務経験のみに変更する案を研究科入試委員会でまとめ、研究科運営会議での承認を経て、変更を実施した。その結果、翌年平成25年度入試においては出願者数が増大し、定員数の入学者を補充することができた。

資料4-2-①-A 入学者選抜状況（編入学を除く）

年 度	学 科	定員	入学者	比率
平成23年度	看護	80	80	1.00
	栄養	40	41	1.03
	社会福祉	60	67	1.12
	リハビリテーション	40	41	1.03
平成24年度	看護	80	81	1.01
	栄養	40	44	1.10
	社会福祉	60	67	1.12
	リハビリテーション	40	41	1.03
平成25年度	看護	80	82	1.03
	栄養	40	43	1.08
	社会福祉	60	68	1.13
	リハビリテーション	40	40	1.00
平成26年度	看護	90	92	1.02
	栄養	40	42	1.05
	社会福祉	60	63	1.05
	リハビリテーション	40	41	1.03
平成27年度	看護	90	92	1.02
	栄養	40	40	1.00
	社会福祉	60	64	1.06
	リハビリテーション	40	40	1.00

資料4-2-①-B 入学者選抜状況（編入学）

年 度	学 科	定員	入学者	比率
平成 23 年度	看護 3 年次	8	8	1.00
	栄養 3 年次	4	4	1.00
	社会福祉 2 年次	3	3	1.00
	社会福祉 3 年次	3	0	0.00
	リハビリ理学 3 年次	2	0	0.00
	リハビリ作業 2 年次	2	2	1.00
平成 24 年度	看護 3 年次	8	7	0.88
	栄養 3 年次	4	4	1.00
	社会福祉 2 年次	3	2	0.67
	社会福祉 3 年次	3	0	0.00
	リハビリ理学 3 年次	2	0	0.00
	リハビリ作業 2 年次	2	0	0.00

平成 25 年度	看護 3 年次	8	2	0.25
	栄養 3 年次	4	3	0.75
	社会福祉 2 年次	3	0	0.00
	社会福祉 3 年次	3	0	0.00
	リハビリ理学 3 年次	2	0	0.00
	リハビリ作業 2 年次	2	0	0.00
平成 26 年度	看護 3 年次	8	4	0.50
	栄養 3 年次	4	4	1.00
	社会福祉 2 年次	3	3	1.00
	社会福祉 3 年次	3	0	0.00
	リハビリ理学 3 年次	2	0	0.00
	リハビリ作業 2 年次	2	1	0.50
平成 27 年度	看護 3 年次	8	2	0.25
	栄養 3 年次	4	4	1.00
	社会福祉 2 年次	3	3	1.00

資料 4-2-①-C 大学院入試における入学者選抜状況

	定員	入学者	比率
平成 23 年度	20	20	1.0
平成 24 年度	20	15	0.75
平成 25 年度	20	26	1.3
平成 26 年度	20	23	1.15
平成 27 年度	20	23	1.15

【分析結果とその根拠理由】

編入学を除く学士課程の入学者数は、適正水準の範囲内である。編入学については、定員の見直しを行ったが、なお、充足状況に課題があるため対応策の検討を行っている。

現在、保健福祉学部の在籍者数は 4 学年合わせて 958 名であり、1 学年の平均学生数は 239.5 名である。これは、毎年の編入学含む募集定員 242 名（平成 26 年度からは 252 名）と同数よりやや少ない程度である。以上のことから本学では適切な定員管理がなされている。

大学院については、適切な定員管理が行われており、選抜試験の実施状況を踏まえた改善も行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、これに沿った学生の受入方法を導入している。
- 学部（編入学を除く）及び大学院ともに、質の高い学生の受入と定員充足が確保されている。
- 学部の退学者の比率は他大学より低く、学生の大学への不適合の割合は少ない状況である。

【改善を要する点】

- 編入学の定員充足の問題は、全学的に総合的な検討を行い対応を図る必要がある。
- 社会人選抜については合格者数が募集人員を下回る状況となっていることから、他の特別選抜と併せ、その在り方を検討する必要がある。

## 基準 5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <学士課程>

観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められているか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、大学の設置時に学部の教育理念、教育目標及びこれらに基づく教育課程の編成方針を定め、これに則って教育課程を編成・実施してきた(別添資料5-1-①-A)。また、学部を構成する看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科においても学科独自の教育理念と教育目標が決められている。これらの文書は、学生便覧、大学パンフレット、大学ホームページに掲載し、教職員、学生をはじめ広く周知してきた。

平成20年の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(答申)により、教育課程編成・実施方針の重要性と改革の方向性が示されたことを受けて、答申に示された改革方向の具体化に取り組むとともに、改めて、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定することとし、これらを実践行動計画に課題として位置付け、継続的に取組を進めてきた。

教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、カリキュラム委員会で内容を検討し、他の委員会で検討を進めた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)との整合を図ったうえで、教授会、評議会の審議を経て、平成27年4月1日に決定した(資料5-1-①-B)。

また、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、大学ホームページに掲載し、教職員、学生等に周知を図っているが、今後、大学パンフ、学生便覧等にも掲載していくこととしている。

#### 別添資料5-1-①-A 学部の教育理念、教育目標、教育課程の編成方針(大学案内)

#### 資料5-1-①-B 教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

##### ○学部教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部では、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成します。

- 1 深く人間を理解するとともに、専門分野のみならず、総合的に保健・医療・福祉を学ぶことができる。
- 2 大学の理念を象徴する科目「ヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱ」をはじめ、「人間総合教育科目」、「連携実践教育科目」を配置し、4学科の学生が共に学ぶことができる。
- 3 各学科の専門分野を学ぶ「専門創造教育科目」により、理論のみならず実践力を身につけることができる。
- 4 卒業時には、国家試験受験資格等を取得することができる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(答申)を踏まえ、本学の教育理念、教育目標が実現できるような教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に定めている。

また、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、大学のホームページに掲載し、学内外に周知しており、今後は、大学パンフレットや学生便覧等への掲載を予定している。

**観点 5-1-②：** 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

**【観点に係る状況】**

本学では、教育目標の一つとして「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う」ことを掲げている。また、保健福祉学部の中に看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4学科があり、リハビリテーション学科には理学療法学、作業療法学の2専攻がある。卒業時にはそれぞれ看護学、栄養学、社会福祉学、理学療法学、作業療法学の学士の学位を授与している（資料5-1-②-A）。

教育カリキュラムは、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目から体系的に構成されている。象徴科目は、大学の理念を習得するための科目であり、1年次の「ヒューマンサービス論Ⅰ」により理念を理解し、4年次の「ヒューマンサービス論Ⅱ」で理念を構築させる。人間総合教育科目は、自己形成・人間理解群、社会理解群、自然理解群、国際理解群、情報理解群からなり、深く人間を理解するための幅広い教養を習得することを目的とする。連携実践教育科目は、保健・医療・福祉の連携に必要な幅広い知識や技術を学び、総合的なサービスを提供するための連携実践能力を養う。専門創造教育科目は、各学科・専攻ごとの専門的な知識技術を学ぶとともに、将来にわたって学び続ける意欲を培っている（別添資料5-1-②-B）。そして、講義・演習・実習を有機的に組み合わせ、ヒューマンサービスを実践できる保健・医療・福祉分野の専門家育成のために必要な科目を段階的に配置している。

シラバスでは、各科目の配当年次が明示されているほか、先修条件も指示されている（別添資料5-1-②-C）。学科、専攻、履修課程（コース）ごとに履修モデルがある（資料5-1-②-D）。コースナンバリングはないが、教員が学生に応じた履修指導を行っており、学生は教育課程編成・実施方針に沿った教育を体系的に受け、学位取得に必要な知識・技術・能力・態度等を習得することができる。

本学の教育課程を修了した者は、学科の領域に対応した国家試験の受験資格を取得する。国家試験の受験に関しては厚生労働省の省令による指定規則による教育課程の編成が規定されており、本学では指定規則に合致した体系的教育課程が編成されている。

**資料 5-1-②-A 学部の学科・専攻と学位（学則第 44 条）**

第 44 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

看護学科を卒業した者 学士(看護学)

栄養学科を卒業した者 学士(栄養学)

社会福祉学科を卒業した者 学士(社会福祉学)

リハビリテーション学科 理学療法学専攻を卒業した者 学士(理学療法学)

作業療法学専攻を卒業した者 学士(作業療法学)

**別添資料 5-1-②-B 教育カリキュラムの構成（大学案内）**

**別添資料 5-1-②-C シラバス（カリキュラム表等）（大学案内）**

資料5-1-②-D 履修モデル(例)

	1年次	2年次	3年次	4年次
<b>科 目 概 要</b>	ヒューマンサービス論Ⅰ			ヒューマンサービス論Ⅱ
<b>人 間 総 合 教 育 科 目</b>	英語(英会話Ⅰ)、英語(講読)、英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)、英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)			
	人間関係とコミュニケーションⅠ 人権・ジェンダー 文献検索とクリティーク 統計学  倫理と人間 宗教と人間 哲学 教育原論 ボランティア・市民活動論	英語(総合英語)、英語(英会話Ⅱ)  心理学 人間関係とコミュニケーションⅡ 健康スポーツ パラアトリースポーツ 創作・造形活動 日本国憲法 社会学 現代社会と危機管理 多文化理解 国際社会と日本		
<b>教 育 携 帯 実 践 科 目</b>	健康論 保健医療福祉論Ⅰ 公衆衛生学	保健医療福祉論Ⅱ 疫学・社会調査	地域保健医療福祉連携論	ヒューマンサービス総合演習 保健福祉行政論
	救命・救急学概論、医用機器概論、家族社会学、カウンセリング論  薬の基礎科学、感染の予防と管理、口腔健康論			
<b>専 門 創 造 教 育 科 目</b>	体のしくみⅠ 体のしくみⅡ 栄養学 感染症学 病理学	臨床薬理学 病態生理学 疾病と治療Ⅰ 疾病と治療Ⅱ 疾病と治療Ⅲ 問題に基づく学習法(PBL) 看護関係法規 心のしくみ		
	看護学原論 ヘルスアセスメント論 看護技術論Ⅰ 学校保健論Ⅰ 看護理論概説	看護技術論Ⅱ(看護過程) 看護技術論Ⅲ(看護過程) 老年看護学Ⅰ 老年看護学Ⅱ リプロダクティブ・ヘルスケアⅠ リプロダクティブ・ヘルスケアⅡ 成人看護学(急性期)Ⅰ 成人看護学(慢性期)Ⅰ 小児看護学Ⅰ 小児看護学Ⅱ 精神看護学Ⅰ 精神看護学Ⅱ 地域看護学Ⅰ 地域看護学Ⅱ 産業保健論Ⅰ	看護倫理 エビデンスベーストナーシング(EBN) 成人看護学(急性期)Ⅱ 成人看護学(慢性期)Ⅱ 小児看護学Ⅱ 小児看護学Ⅲ 在宅看護学	看護研究法 終末期看護論 看護管理論 災害看護論 看護応用ゼミナール 看護とキャリアディベロップメント 看護教育学 国際看護論 臨床看護応用演習
	基礎看護学実習Ⅰ	老年看護学実習Ⅱ 基礎看護学実習Ⅱ 地域看護学実習	リプロダクティブ・ヘルスケア実習 成人看護学(急性期)実習 成人看護学(慢性期)実習 小児看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習	統合実習
<b>研 究 業</b>				卒業研究

看護学科を卒業するためには、126単位以上を修得する必要があります。また、看護学科では、選択により下欄の科目を履修することによって、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、養護教諭一種免許状、社会福祉士国家試験受験資格を取得できる課程(コース)を用意しており、いずれか1つを選択できます。

<b>専 門 創 造 教 育 科 目</b>	<b>助産学関連科目</b> 28単位		助産学概論	性と生殖の生理と病態 助産診断技術学Ⅰ 助産診断技術学Ⅱ 助産診断技術学Ⅲ 助産診断技術学Ⅳ 助産管理論Ⅰ 助産管理論Ⅱ 地域母子保健 ウイメンズヘルスケア ハイリスク母子の治療とケア 助産学実習
	<b>学 校 公 衆 衛 生 学 関 連 科 目</b> 15単位	学校保健論Ⅰ(再) 学校保健論Ⅱ	産業保健論Ⅰ(再) 公衆衛生看護活動論	産業保健論Ⅱ  公衆衛生看護活動演習Ⅰ 公衆衛生看護活動演習Ⅱ 公衆衛生看護管理論Ⅰ 公衆衛生看護管理論Ⅱ 公衆衛生看護学実習
	<b>教 育 関 連 科 目</b> 24単位	教育課程論 学校保健論Ⅰ(再) 学校保健論Ⅱ	総合演習(養護教諭) 教育心理学 教育方法論	学校保健方法論 養護概説 教育相談論 現代教職論 養護実習Ⅰ
	<b>社 会 福 祉 士 関 連 科 目</b> 43単位	現代社会と福祉	ソーシャルワークⅠ ソーシャルワークⅡ 社会福祉行政財と福祉計画 社会保険論 高齢者福祉論 児童福祉論 障害者福祉論	ソーシャルワークⅢ 社会福祉組織運営論 公的扶助論 医療福祉論 ソーシャルワーク演習Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ 就労支援サービス※ 権利擁護と成年後見制度※ 更生保護制度※
				ソーシャルワークⅣ ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク実習 ソーシャルワーク実習指導Ⅱ

※就労支援サービス・権利擁護と成年後見制度・更生保護制度はいずれか1科目を選択します。

(再) は上の表中にある科目が再度掲載されていることを示しています。

(注) 編入学生は、保健師課程(コース)のみ選択が可能です。

【分析結果とその根拠理由】

本学のミッション、教育理念・教育目標を実現するために、教育課程編成・実施方針を策定し、これに基づいて、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的なカリキュラムを構成している。学生は教員の履修指導の下、学科、専攻、履修課程（コース）ごとの履修モデルに沿って学習を進めることができる。これにより、学位取得に必要な知識・技術・能力・態度等を習得するようになっている。

また、教育課程を修了した者は、各学科に対応する国家試験を受験する資格を取得するため、厚生労働省の指定規則に合致した体系的教育課程が編成されており、学位名と専門職種名に適切な教育課程となっている。

**観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

【観点に係る状況】

学生の進路変更などのニーズに応えるために、編入学・転入学・再入学・転学科（専攻）の制度を設けている（資料5-1-③-A、B）。転入学・編入学の学生への配慮として、既習得単位の認定を行っている（資料5-1-③-C、D）。また、1年次入学生のうち他大学等の卒業生には、30単位を超えない範囲で既習得単位を認めている。学外の教育施設等(TOFLE、TOEIC)において学習した学生に対しては、これを単位認定している（資料5-1-③-E、F）。他学科の授業は、修得した単位を卒業要件の単位に加えることはできないが、教育上や施設設備に支障がない場合には履修することができる（別添資料5-1-③-G）。なお、単位互換制度は整備しているが、現在は対象としている協定校はない（資料5-1-③-H、I）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことは、「ヒューマンサービスを実践できる人材の育成」をミッションとする本学では、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続学習の重視」といった基本理念に織り込まれている（資料5-1-③-J）。教育課程編成及び授業科目の内容は、国家試験受験資格取得を前提としたものとなっており（資料5-1-③-K）、体験学習を重視し充実した体制で行っている実習は、学生の社会的・職業的自立に必要な能力向上において重要なものとなっている（別添資料5-1-③-L）。さらに、教育課程外においても、国家試験受験支援・就職活動支援等を通じて学生の能力向上を図っている（資料5-1-③-M）。

このほか、学生の多様なニーズは1)授業ごとに記述される学生のリアクションペーパー、2)半期ごとに実施される授業評価、3)学生との個別な情報交換、4)実習時の学生との面接等を通じて把握し、学科会議などを通して共有・協議し、必要であれば教育課程編成の編成や授業科目の内容に反映させている。

学術の発展動向は、関連学会や職能団体等から出されるガイドラインや指針等、最新の学術論文やシステムティックレビュー、学術集会で取り上げられるトピックス、国家試験等の出題基準等を通じて把握し、タイムリーにシラバス等に反映させて授業を展開している。

社会からの要請については、実習施設や就職先の院長・施設長・実習指導者等からの意見・アンケート結果、卒業生からのフィードバック・アンケート結果、大学を支援する会や公開講座等での一般市民からの意見等を参考にして、地域社会に求められる内容を授業に反映させる工夫を行っている。

資料5-1-③-A 学則(抜粋) (編入学、転入学、転学科等に係る規定)

神奈川県立保健福祉大学学則

(編入学)

第25条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、学部への編入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法第132条の規定に基づき専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に定めるもののほか、編入学に必要な事項は、別に定める。

(転入学及び再入学)

第26条 学長は、学部へ転入学及び再入学を志願する学生があるときには、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第27条 学長は、他の学科へ転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て相当年次にこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転学科を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、転学科について必要な事項は別に定める。

資料5-1-③-B 転学科(専攻)に関する規程(抜粋)

転学科(専攻)に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則第27条第3項の規定に基づき、転学科(専攻)に関し必要な事項を定めるものとする。

(受け入れることができる学科(専攻)、転学科(専攻)先の年次)

第2条 転学科を受け入れることができる学科(専攻)は、次のとおりとし、転学科(専攻)先の2年次へ移籍するものとする。

受け入れることができる学科(専攻)

社会福祉学科 リハビリテーション学科作業療法学専攻

資料5-1-③-C 学則(抜粋) (入学前の既修得単位の認定)

<p><b>神奈川県立保健福祉大学学則</b> (入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学部の学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 学長は、教育上必要と認めるときは、学部の学生が本学に入学する前に行った第35条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。</p> <p>3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学等の場合を除き、30単位を超えないものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>
--

資料5-1-③-D 既修得単位の認定に関する規程(抜粋)

既修得単位の認定に関する規程						
(趣旨)						
第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則第33条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。						
(1年次入学生の認定範囲)						
第2条 1年次入学生の既修得単位の認定は、学生の申請により、人間総合教育科目、連携実践教育科目の授業科目の内30単位を上限として行う。						
(転編入学生の認定範囲)						
第3条 転編入学生の既修得単位の認定は、学生の申請により、次の領域の授業科目及び単位数の範囲内で行う。なお、別表2に定める授業科目は、学生の申請により、入学資格をもって、次の単位数の範囲内で既修得単位として認定をすることができる。						
授業科目区分	看護学科	栄養学科	社会福祉学科 (2年次編入)	社会福祉学科 (3年次編入)	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	リハビリテーション学科 作業療法学専攻
人間総合教育科目	21	24	12	24	12	24
連携実践教育科目	5	13	5	11	7	10
専門創造教育科目	72	45	45	45	68	25
合計	98	82	62	80	87	59
2 前項の規定にかかわらず、別表に定める授業科目は、既修得単位の認定をすることができない。						
(修業年限)						
第4条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。						

資料5-1-③-E 学則(抜粋) (大学以外の教育施設等における学修)

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第35条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学部の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及び文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定に基づき与えることができる単位数は、第33条第3項並びに前条第2項及び第3項の規定に基づき本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

資料5-1-③-F 学外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程 (抜粋)

学外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則第33条第4項及び第35条第3項の規定に基づき、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及び文部科学大臣が定める学修(以下「学外の教育施設等における学修」という。)の単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定範囲)

第2条 次表左欄に掲げる学外の教育施設等における学修を修得した者は、申請により同表右欄に掲げる本学における授業科目(未修得のものに限る)を履修したものとみなし単位を与える。

学外の教育施設等における学修	授業科目及び単位数
TOEFL-CBT 190点以上	英語(英会話Ⅰ)(1単位)
TOEFL-PBT 520点以上	英語(講読)(1単位)
TOEFL-IBT 68点以上	英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)(1単位)
TOEIC 645点以上	英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)(1単位)
上記のうちいずれか	英語(総合英語)(1単位)
	英語(英会話Ⅱ)(1単位)
	上記のうち2単位

2 前項の規定による学外の教育施設等における学修の修得時期は、入学の前後を問わない。

(申請)

第3条 学外の教育施設等における学修の単位の認定を受けようとする学生は、学修の修得後直近の別に定める履修登録期間内に次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 学外の教育施設等における学修の単位認定申請書(別紙様式)
- (2) 学外の教育施設等における学修の修得を証明する書類

(認定)

第4条 学外の教育施設等における学修の単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定による学外の教育施設等における学修の単位の認定結果を申請者に通知する

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、学外の教育施設等における学修の単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

別添資料5-1-③-G 履修規程

資料5-1-③-H 学則（他大学等における授業科目の履修等）

神奈川県立保健福祉大学学則

（他大学等における授業科目の履修等）

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学、短期大学又は専修学校との協議に基づき、学部が当該他の大学、短期大学又は専修学校で履修した授業科目を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

資料5-1-③-I 他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する規程（抜粋）

他の大学又は短期大学における授業科目の履修に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則第34条の規定に基づき、神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）との間で授業科目の単位互換に関する協定を締結した他の大学又は短期大学（以下「協定校」という）における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。  
（履修できる授業科目）

第2条 協定校において履修できる授業科目は、本学の教育目標を達成するために有益な授業科目であり、かつ協定校が提供科目として定めたものとする。

- 2 協定校において履修した授業科目について修得できる単位数の上限は、神奈川県立保健福祉大学既修得単位の認定に関する規程及び神奈川県立保健福祉大学学外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程において修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとし、年度毎に10単位を限度とする。

資料5-1-③-J 基本理念 (抜粋)

基本理念

1 保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。

また、保健・医療・福祉の各領域に関わる幅広い知識・技術が習得できる教育を行い、専門分化された縦割りの人材育成ではなく、総合的な幅広い知識と技術を身につけ、トータルなサービスのできる人材の育成を目指す。

さらに、医療・看護、介護技術の進歩に対応できるしっかりとした基礎教育を身につけるとともに、新たな知識を活用し、応用し、地域社会の発展はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成する。

2 生涯にわたる継続教育の重視

医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中で、専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関するニーズの高まりとともに、時代の変化に応じた継続教育はますます必要になってきている。

こうした、在職者等のニーズにも応え、保健・医療・福祉を担う人材の質の向上と充実を図るため、専門職としての基礎教育のうえに、医療技術等の高度化・専門化や在宅医療、在宅介護など多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行う。

資料5-1-③-K 取得できる国家試験受験資格等

学科	取得可能な資格
看護	看護師国家試験受験資格
	※保健師国家試験受験資格
	※助産師国家試験受験資格
	※養護教諭1種免許状
	※社会福祉士国家試験受験資格
栄養	管理栄養士国家試験受験資格
	栄養士免許
	※栄養教諭1種免許状
社福	社会福祉士国家試験受験資格
	※介護福祉士国家試験受験資格
	※精神保健福祉士国家試験受験資格
リハ	理学療法士国家試験受験資格
	作業療法士国家試験受験資格
(※選択によって取得)	

別添資料5-1-③-L 実習の実施状況(科目、期間、実習先等)

資料5-1-③-M 教育課程外での支援の主なもの

- 就職支援について
  - ・就職活動の進め方
  - ・履歴書等の書き方
  - ・病院・施設説明会の開催
  - ・面接対策(模擬面接等の実施)
  - ・試験対策(一般教養試験を申込み制で実施)
- 国家試験受験支援について
  - ・国家試験連絡担当教員の配置(学科・専攻毎)
  - ・模擬試験の実施

【分析結果とその根拠理由】

学生の進路変更などのニーズに対応した制度は整備されている。学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことは、基本理念に織り込まれたものとして、国家試験受験資格取得に対応した教育課程、体験学習を重視した充実した実習等として実現している。このほか、学生の多様なニーズをきめ細かく把握し、授業等に活かしている。

また、学術動向や社会の要請にも積極的に対応を図っている。

**観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。**

【観点到に係る状況】

本学の授業科目はカリキュラム・ポリシーに沿って設置し、各学科ごとに授業科目の特性に応じた授業形態を選択している。単位数から見た授業形態の比率は、講義 60.6%、演習 18.3%、実習 6.8%、実験 1.2%、講義・演習 11.6%、講義・実験 1.5%となっている(資料5-2-①-A)。特に、本学は基本理念の一つとして「保健・医療・福祉の連携と総合化」を掲げており、これを実現するために体験学習を重視している。1年生の必修科目である保健医療福祉論Ⅰでは、4学科の学生がグループとなって保健・医療・福祉の現場を訪問する学科合同の体験学習を行っている。入学後の早い時期から実習を開始し、全学の教員が事前・事後の学習指導にあたり、保健・医療・福祉現場の連携や総合化の課題を利用者の側からも理解する機会としている。各学科での授業の総仕上げとして4年次後期にヒューマンサービス総合演習を必修として4学科合同のグループ学習により事例検討をおこない、その成果をプレゼンテーションする全学発表会までのプロセスを通して多職種協働の基礎力を養っている(別添資料5-2-①-B)。

全体の授業形態のバランスについては、卒業時の国家試験受験資格取得を目指しており、関係法令の規定にしたがった授業の配置を行っている(資料5-2-①-C)。専門分野の講義や実習科目では、外部の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、最前線の知識や技術に触れられる機会を作っている。

また、本学では多くの科目において少人数教育が行われている状況にあるが、実践行動計画において、さらに「少人数教育等を積極的に取り入れる」ことを掲げ、各学科での取組を促している(資料5-2-①-D、E)。

資料5-2-①-A 学科別授業形態別単位数

学科	専攻		講義	演習	講義・演習	講義・実験	実験	実習	合計
看護		人間総合・専門基礎	38	17	8	2			65
		専門	35	2	16			11	64
		小計	73	19	24	2	0	11	129
		%	56.6%	14.7%	18.6%	1.6%	0.0%	8.5%	
栄養		人間総合・専門基礎	38	17	8	2			65
		専門	41	3			8	15	67
		小計	79	20	8	2	8	15	132
		%	59.8%	15.2%	6.1%	1.5%	6.1%	11.4%	
社会福祉		人間総合・専門基礎	38	17	8	2			65
		専門	49	18				4	71
		小計	87	35	8	2	0	4	136
		%	64.0%	25.7%	5.9%	1.5%	0.0%	2.9%	
リハビリテーション	理学療法学	人間総合・専門基礎	38	17	8	2			65
		専門	45	7	13			6	71
		小計	83	24	21	2	0	6	136
		%	61.0%	17.6%	15.4%	1.5%	0.0%	4.4%	
	作業療法学	人間総合・専門基礎	38	17	8	2			65
		専門	43	7	8			9	67
		小計	81	24	16	2	0	9	132
		%	61.4%	18.2%	12.1%	1.5%	0.0%	6.8%	
平均									
		%	60.6%	18.3%	11.6%	1.5%	1.2%	6.8%	

(平成26年度シラバス「入学年次別カリキュラム表」1年次 平成26年度以降入学)

別添資料5-2-①-B 各学科の指導方法の工夫等

資料5-2-①-C 国家試験受験資格とカリキュラム(例)

	1年次	2年次	3年次	4年次
科 目 概 観	ヒューマンサービス論Ⅰ			ヒューマンサービス論Ⅱ
人 間 総 合 教 育 科 目	英語 (英会話Ⅰ)、英語 (講読)、英語 (保健医療福祉のための英語Ⅰ)、英語 (保健医療福祉のための英語Ⅱ)			
	人間関係とコミュニケーションⅠ 人権・ジェンダー 統計学 文献検索とクリティーク  倫理と人間 宗教と人間 哲学 教育原論 ボランティア・市民活動論	英語 (総合英語)、英語 (英会話Ⅱ)  心理学 発達心理学★ 人間関係とコミュニケーションⅡ★ 健康スポーツ パラアフリースポーツ 創作・造形活動 日本国憲法 社会学 現代社会と危機管理 歴史と人間		生活と経済 神奈川の生活と文化 文化人類学 法と人間 科学と人間 環境学 物理学 化学概論 基礎有機化学 基礎有機化学実験 生物学概論 生物学基礎実験 細胞生物学 多文化理解
連 携 実 践 教 育 科 目	健康論 保健医療福祉論Ⅰ 公衆衛生学	保健医療福祉論Ⅱ 疫学・社会調査	地域保健医療福祉連携論	ヒューマンサービス総合演習
	薬の基礎科学、感染の予防と管理、口腔健康論			
		カウンセリング論、救命・救急学概論、医用機器概論、家族社会学		保健福祉行政論
専 門 創 造 教 育 科 目	現代社会と福祉 地域型社会福祉の理解 介護福祉論 社会福祉基礎演習Ⅰ 解剖学★ 社会福祉の法と制度 介護技術方法論★ 介護技術演習Ⅰ★ リハビリテーション概論★ 家政学概論★ 家政学実習★	社会福祉の歴史と現代社会 福祉行政と福祉計画 社会保障論 ソーシャルワークⅠ ソーシャルワークⅡ ソーシャルワーク演習Ⅰ 高齢者福祉論 障害者福祉論 児童福祉論 ソーシャルワーク実習指導Ⅰ 社会福祉基礎演習Ⅱ 介護技術演習Ⅱ★ 形態別介護技術演習Ⅰ★ 形態別介護技術演習Ⅱ★ 認知症ケア論★ 介護福祉実習Ⅰ★ 介護総合演習Ⅰ★ 臨床心理学 老年心理学★ 障害者の心理★ 民法 人体の構造と機能及び疾病★ 精神障害者の生活支援システム☆	ソーシャルワークⅢ ソーシャルワーク演習Ⅱ 社会福祉組織運営論 公的扶助論 医療福祉論 地域福祉論 ソーシャルワーク実習 ソーシャルワーク実習指導Ⅱ 社会福祉専門演習Ⅰ 国際福祉論 社会福祉調査論 介護技術演習Ⅲ★ 介護技術演習Ⅳ★ 介護福祉実習Ⅱ★ 介護総合演習Ⅱ★ 介護総合演習Ⅲ★ 介護過程Ⅰ★ 介護過程Ⅱ★ 精神保健福祉援助技術各論☆ 精神保健福祉援助演習☆ 精神保健福祉に関する制度とサービス☆ 家族福祉論 権利擁護と成年後見制度☆ フェミニズムと社会福祉 更生保護制度 就労支援サービス 福祉住・環境計画論 社会福祉調査実習 精神保健福祉援助実習指導Ⅰ☆ 臨床家族心理学 地域社会学 行政法 労働法 精神医学Ⅰ☆ 精神医学Ⅱ☆ 精神保健学Ⅰ★☆ 精神保健学Ⅱ☆ 精神科リハビリテーション学☆ レクリエーション活動援助法★	福祉の哲学 ソーシャルワークⅣ 社会福祉専門演習Ⅱ 介護福祉実習Ⅲ★ 介護総合演習Ⅳ★ 精神保健福祉援助実習☆ 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ☆ 社会福祉専門実習 精神保健福祉援助技術総論☆ 精神保健福祉援助技術演習☆
				卒業研究
研 究 業				卒業研究

- (1) 社会福祉学科を卒業するためには、126単位以上を修得する必要があります。また、必修科目ではありませんが、「人体の構造と機能と疾病」「カウンセリング論」「社会学」の中から少なくとも1科目、「権利擁護と成年後見制度」「更生保護制度」「就労支援サービス」の中から少なくとも1科目、それぞれ修得する必要があります。
- (2) 選択により介護福祉士国家試験受験資格を取得する場合は、★印の科目を含め154単位以上を修得する必要があります。
- (3) 選択により精神保健福祉士国家試験受験資格を取得する場合は、☆印の科目を含め134単位以上を修得する必要があります。

資料5-2-①-D 少人数教育の状況

授業科目の名称		授業 講義・演習等の別	グループワークを多用	30名クラス	30～50名クラス	PBL型授業	オムニバス授業
保健福祉学部							
人間総合教育科目	健康スポーツ	講義・演習			○		
	バリアフリースポーツ	講義・演習			○		
	創作・造形活動	演習			○		
	英語(英会話Ⅰ)	演習		○			
	英語(講読)	演習			○		
	英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	演習			○		
	英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	演習			○		
	英語(英会話Ⅱ)	演習	○				
	情報処理学Ⅰ	演習			○		
	情報処理学Ⅱ	演習			○		
	文献検索とクリティーク	講義・演習	○				○
連携実践教育科目	ヒューマンサービス総合演習	演習	○				
看護専門創造教育科目	問題に基づく学習法(PBL)	講義・演習				○	
	ヘルスアセスメント論	講義・演習	○				
	看護技術論Ⅰ	講義・演習	○				
	看護技術論Ⅱ	講義・演習	○				○
	看護技術論Ⅲ(看護過程)	講義・演習	○				
	リプロダクティブ・ヘルスケアⅠ	講義	○				
	リプロダクティブ・ヘルスケアⅡ	講義・演習				○	
	成人看護学(急性期)Ⅱ	講義・演習	○				○
	成人看護学(慢性期)Ⅱ	講義・演習	○			○	
在宅看護学	講義・演習	○					
社会福祉専門創造教育科目	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	○				
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	○				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	○				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	○				
	社会福祉基礎演習Ⅰ	演習	○				
	社会福祉基礎演習Ⅱ	演習	○				

資料5-2-①-E 実践行動計画 (抜粋)

4 教育内容及び方法と成果

(3) 教育方法

【今後の取組】

◇ 少人数教育や体験学習、演習を積極的に取り入れ実践的な能力の育成を図る。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った授業科目を編成し、国家試験関係法令にも対応し、バランスを考慮した授業形態で配置している。

全学的に少人数教育や体験学習、演習を積極的に取り入れることにより、実践的な能力の育成を可能にしている。また、教育効果を高めるために、教育内容に応じて効果的な教育方法を取り入れている。今後は、ICTや多様なメディアの活用について、先進事例等の情報を収集し研究する必要がある。

観点5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

1年間の授業を行う期間は、定期試験、補講、まとめ等期間を含め35週確保している(別添資料5-2-②-A)。1単位の授業時間は、講義、演習が15～30時間、実験、実習が30～45時間となっており、臨地実習を除き15週又は8週にわたる期間を単位として行っている(別添資料5-2-②-B)。

学生の準備学習及び授業後の自己学習の状況については、学生による授業評価の調査項目の中に、講義について「授業の前に準備してのぞんだ」「授業の後で自己学習した」、演習・実験・実習について「演習・実験・実習の前に準備してのぞんだ」について5段階で自己評価を求めるものがある。これについて、平成26年度の結果は、前期は講義で「準備してのぞんだ」が45%、「自己学習した」が50%、演習・実験・実習で「準備してのぞんだ」が69%となっており、準備学習や復習に取り組む学生が比較的多いことが伺える(別添資料5-2-②-C)。学生の自主学習の状況をより正確に把握するために、学生の授業外の学習時間等について調査を実施するなどの対応を検討している。

学生の主体的な学習を促す取り組みとしては、時間割編成において学生が大学内で自習できる時間を確保しているほか、教員が自主学習が十分できるよう履修指導を行っている。また、シラバスでの準備学習の指示については、平成27年度シラバスにおいて記載の徹底を進めており、今後はシラバスの様式変更を含めて改善を図ることとしている。履修科目登録の上制限は行っていないが、学科、専攻、履修課程(コース)ごとに学生に対する履修指導を徹底しているため、科目選択が過剰となることはない。このほか、各教員が授業においてレポート提出、事前課題の提示、ミニテストの実施等学生の自主学習を促す取組を行っている。なお、学生の自己学習を促進する方策の検討は、実践行動計画で課題と位置づけ取組を進めている。

別添資料5-2-②-A 授業週の状況(平成27年度)

別添資料5-2-②-B カリキュラム表(例示)

別添資料5-2-②-C 学生による授業評価における予習・復習の状況(学習成果での分析を参考に)

【分析結果とその根拠理由】

1年間の授業期間は35週を確保しており、全科目について単位に見合う授業時間を確保している。

予習・復習に取り組む学生が比較的多いが、学生の自主学習の状況をより正確に把握するための調査の実施などを検討している。履修指導における自主学習時間の確保、シラバスでの事前学習の指示等、学生の自主学習を促す取組を行っているが、さらに、促進する方策を検討することを課題として取り組んでいる。

以上のことから単位の実質化への配慮がなされている。

観点5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、すべての科目について統一した様式のシラバスを作成している。記載項目は、授業科目名、授業の種類（講義・演習・実習の別）、必修・選択の別、科目責任者、担当教員、授業の回数、単位数（時間数）、配当学年・時期、科目等履修生・特別聴講学生の可否、教職員授業見学の可否を明示した後、授業の目的・ねらい、授業の概要、授業終了時の達成課題（到達目標）、授業回ごとのテーマ・内容・担当教員、使用テキスト、参考文献、単位認定方法及び基準となっている（別添資料5-2-③-A）。準備学習については現行様式の項目にはないが、使用テキスト、参考文献ほかの項目に記載するよう教員に求めており、28年度に向けては様式を変更して明示することを検討している。

シラバスは学生にとって自分の学習目的の指標となるもので重要なものであるため、毎年CD-ROMで配布されるほか大学ホームページで公開しており、検索等を容易に行える環境を構築している（資料5-2-③-B）。学生には、各学年の履修のガイダンスの際に、シラバスを確認するよう指導している。また、教員は講義または実習の初回にシラバスの記載事項を用いて講義科目や実習科目の教育の位置付や科目の概要の説明に利用している。

シラバスの作成については、教務委員会が作成方法・留意点等を教員に指示している。シラバスの記述を改善し記述レベルの統一化を図るため、シラバス作成を画面と出力画面を分け、入力画面で順をおって必要事項を入力する操作だけでシラバスが完成するシステムを導入した。授業の種類等の基本的項目は、プルダウンメニューの選択とした。担当教員ごとの表記に個性がしやすい項目（授業の目的・ねらい、授業の目的、授業の概要、授業終了時の達成目標（到達目標）、授業終了時の達成目標（到達目標））には、文字数制限をつけつつ、的確な記述を求めている。その他、使用テキスト、参考文献、単位認定方法及び基準への記載に留意するよう促した。

また、平成21年度及び平成26年度には、シラバスの改善につながるFDを開催し、教員の意識向上を図った（資料5-2-③-C）。

別添資料5-2-③-A シラバス様式

資料5-2-③-B 大学ホームページアドレス

<http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/>

## 資料5-2-③-C シラバスに関するFDの実施状況

・平成26年9月17日  
 講師 玉川大学 教職大学院教育学研究科長  
 「楽しくてよくわかる授業のデザイン」

## 【分析結果とその根拠理由】

シラバスは全学統一の様式で作成しており、記載内容についても教務委員会の指示により各教員のばらつきのないよう留意して作成している。なお、準備学習についての指示が現行様式にないため、改善に取り組んでいる。

作成を電子化したことにより、シラバスに設定された項目の入力漏れがほとんどなくなったほか、学生はキーワード、教員名などから検索が可能となり活用しやすくなっている。学生にはガイダンスでシラバスを確認するよう指導しているほか、授業の中でもシラバスを活用している。学生の活用状況等についてより具体的に把握する方法を検討する必要がある。

## 観点5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

## 【観点到に係る状況】

実践行動計画に基礎学力不足の学生に対する「今後の取り組み」として、「基礎学力不足の学生に対しては個別指導を行う」ことを掲げ、全学的方針のもとで取組を進めている(資料5-2-④-A)。少人数教育のもとで、教員がきめ細かく学生の状況を把握することが可能となっており、全教員がリアクションペーパーを活用することで、学生の学習状況を把握し、それに応じた学習指導法の工夫を行っている。また、全教員がオフィスアワーを設定し学生からの授業内容等に関する質問に対応している(資料5-2-④-B)。さらに、1年生には、10名程度の学生に対して1名の教員がチューターとなり、修学・学生生活等の学生の相談に対応しているほか、学科、専攻によってはクラス担任を置いて、学生の相談を受けている。

基礎学力不足や、高等学校での選択科目の違いによる入学時の基礎学力差を補うために、入学前に生物等の科目を自己学習しておくことを事前に通知して提案しており、また図書館に高校レベルの参考書を配架している。これにより学生は、例えば専門創造教育の基礎科目となる体のしくみI、解剖学、生理学I、一般臨床医学などの入門書として自己学習ができる。

定期試験の成績確定後、教務委員会及び教務学生課を通じて各学科に成績一覧表が配布される体制を整え、基礎学力が不足している学生には、各学科においてリアクションペーパーやレポート内容等の確認を行い、担任や各科目責任者を中心に面談や電子メールによる相談を行うなど、状況に応じ個別指導等に対応している。

国家試験に向けては、カリキュラムとは別に補講授業やゼミ単位で指導を行っている。国家試験の模試結果等から学力が不足していると判断した学生に対しては、更に担任・ゼミの担当教員による個別指導を密に実施している。また、学科全体で対応した方がよいと科目担当者が判断した学生については、事前に学科長に相談し、その必要性に応じ学科会議で教員間の情報共有を行い学科全体で対応しているほか、他学科教員や学生相談室の相談員とも連携を密に取って対応している。

このように、様々な機会を通じて個々の学生の状況をきめ細かく把握し、各学科の特性に応じて個別指導を行い、学生の自己学習の促進を支援することを基本に、基礎学力不足の学生にも配慮した取組を行っている。

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013072900022/>)

資料5-2-④-A 実践行動計画 (抜粋)

4 教育内容及び方法と成果

(3) 教育方法

【今後の取組】

- ◇ 入学生の入学時の基礎学力差を注視しつつ、必要に応じて学生の自己学習を促進するための方策を検討し、基礎学力不足の学生に対しては個別指導を行う。

資料5-2-④-B オフィスアワー (学生便覧抜粋)

オフィスアワー

本学では、授業内容等に関する質問に応じるため、オフィスアワーを設けています。その時間帯は、教員はできるだけ研究室にいることにしています。具体的な日時は学内Webに掲示してあります。気軽に訪問してください。

【分析結果とその根拠理由】

全学的な方針のもとに、少人数教育の利点を生かし、学生の状況をきめ細かく把握したうえで、各学科の特性に応じた個別指導を行っており、基礎学力不足の学生への配慮等は組織的に行われている。

なお、効果的な初年時教育の実施など取組を進めていく。

観点5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。****【観点に係る状況】**

本学は、学科ごとに具体の教育目標を定め、本学が求める能力が培われたかどうかを試験や実習等の成績を総合的に判定し、学位を授与してきた。各学科の教育目標は、学位授与方針に相当する文書として、学生便覧、大学パンフ、大学ホームページに「学生が卒業時に身につける」能力等として明示し、学生、教職員等に周知を図ってきた。

平成 20 年の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）により、学位授与方針の重要性と改革の方向性が示されたことを受けて、答申に示された改革方向の具体化に取り組むとともに、改めて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定することとし、これらを実践行動計画に課題として位置付け、継続的に取組を進めてきた。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、教務委員会で内容を検討し、他の委員会で検討を進めた教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との整合を図ったうえで、教授会、評議会の審議を経て、平成 27 年 4 月 1 日に決定した（資料 5-3-①-A）。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学ホームページに掲載し、教職員、学生等に周知を図っているが、今後、大学パンフ、学生便覧等にも掲載していくこととしている。

資料5-3-①-A 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

○学部学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

神奈川県立保健福祉大学学則に定められた教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたと判断できる以下の者に対し学位を授与します。

- 1 かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を修得したもの
- 2 人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を修得したもの
- 3 人々にとって最適な保健・医療・福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力を持ち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を修得したもの
- 4 保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を修得したもの
- 5 専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を修得したもの
- 6 国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を修得したもの
- 7 上記6項目に加え各学科に応じて、以下の能力等を修得したもの

看護学科

- 1 看護の対象者である個人、家族、集団およびコミュニティの主体性を尊重し、権利を擁護する倫理的な態度を養うとともに、対象と良好な関係を築くためのコミュニケーション能力
- 2 関連する諸科学における知識と技術を活用しながらヒューマンケアリングに基づく看護を実践するための基礎的能力
- 3 看護職間、他職種、市民との協働・連携において、リーダーシップを理解し、看護の専門的立場でのメンバーシップがとれる能力
- 4 主体的に看護学を探究する姿勢を持ち、生涯にわたって自己研鑽するとともに、国内外の動向に関心を持ち、社会に貢献しようとする態度

栄養学科

- 1 人間栄養学を基礎として、健康の維持・増進、疾病の予防・治療・再発防止、さらに介護を主体的に探究し、理解できる能力
- 2 個人や集団に対して健康状態、栄養状態を総合的に評価、判定できる能力
- 3 個人や集団が抱える健康問題、栄養問題、さらに栄養に関する社会的ニーズを総合的かつ的確に把握できる能力
- 4 栄養状態を改善するために必要な知識・技術・態度を学び、専門職間、他職種、市民との協働・連携し、リーダーシップをとって専門的立場から実践し、評価する能力
- 5 栄養の専門職として自らを律し、保健・医療・福祉の分野において的確な栄養管理システムの構築によりヒューマンサービスができる能力

#### 社会福祉学科

- 1 人々が持つニーズを総合的に把握し、それを全体的に充足し、さらに人びとのエンパワーメントを促していくことができる能力
- 2 国際社会から身近な地域までをコミュニティとして捉え、その歴史や課題そしてニーズを的確に把握し、その充足に資源を動員できる能力
- 3 福祉社会の形成とこれの基盤となる地域型福祉を進めるために、常に市民と連携し、市民との協働を推進することができる能力
- 4 社会福祉の理論と実践方法を基礎に、総合的なヒューマンサービスを構築していく能力
- 5 社会的な制度・施策の分析と、それらが人々の生活にどのように影響を及ぼしているかという分析、実証の能力とともに、その改善によりだれもが地域社会の中で生き生きと活躍できるような制度・施策の構築に関わる能力
- 6 多様な地域社会・多様な人々とのダイナミックな関わりを深めることにより、あらゆるコミュニティでリーダーとして活躍できる資質

#### リハビリテーション学科

- 1 リハビリテーションの基本的な知識・技術を習得するとともに、対象者を深く理解し、最適なリハビリテーションを創造・提供できる能力
- 2 在宅・地域リハビリテーションに関する知識・技術を身につけ、小児から高齢者の心身機能の維持と改善、QOLの向上、生活の自立を支援する力
- 3 生涯学習を継続し自ら研究する姿勢を身につけ、将来においてリハビリテーションの分野で指導的役割をこなせる基礎的能力
- 4 理学療法学専攻においては、小児から高齢者まで幅広く対象とし、疾病による障害の回復のみならず、健常者の健康維持から高齢者の介護予防まで、身体機能の維持改善に関する知識・技術を身につけ、幅広い分野での問題を解決する能力
- 5 作業療法学専攻においては、健康の維持・増進を目的に作業とその作業を行う人間の関係を科学的に探求し、身体的・発達の・精神的障害の改善に必要な知識・技術と実践的な能力

#### 【分析結果とその根拠理由】

中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を踏まえ、本学の教育理念、教育目標の沿った学位授与実施方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に定め、これを広く周知している。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

成績評価は、学則第 31 条及び第 32 条、履修規程第 6 条（資料 5-3-②-A、B）に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（90-100 点）、A（80-89 点）、B（70-79 点）、C（60-69 点）、D（59 点以下）の 5 段階評価で行われており、C 以上に単位を授与することとしている。

また、学生が自らの学力を的確に把握するための情報提供等を目的として GPA 制度を導入しており、就職推薦、奨学金推薦、卒論・ゼミ配属の参考などに利用している（資料 5-3-②-C）。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられる。

履修規程により、試験を受けるためには講義及び演習は 2/3 以上、実験及び実習では 4/5 以上の出席を必要とすることが定められている（資料 5-3-②-D）。

成績評価基準は、学生便覧に明記されており、すべての学生に配布の上、入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、平常のオフィスアワーにおける相談などの際に周知されている。

また、シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されており、学生に配布するとともに、大学のホームページにも掲載している（別添資料 5-3-②-E）。

試験及び評価の取り扱いについては、「定期試験、成績評価、教育指導等取扱要項」を定め統一的な取り扱いを行っている（別添資料 5-3-②-F）。また、複数の教員で授業を行う科目は、成績評価基準を教員間で共有し、各教員が担当した授業内容に関する学生の理解度を評価して、科目責任者が成績評価及び単位認定を行っている。

資料 5-3-②-A 学則

（単位の授与）

第 31 条 学長は、学部の授業科目を履修し、及びその試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、卒業研究等の授業科目については、必要な学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第 32 条 学部の授業科目の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって表し、S、A、B 及び C に所定の単位を与え、D には単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については / をもって表す。

資料5-3-②-B 履修規程第6条(抜粋)

(成績評価、単位の授与)

第6条 成績の評価は、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合的に判断して判定する。

2 成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評価	評点	グレードポイント G P	単位の授与
S	90点～100点	4	授与する
A	80点～89点	3	
B	70点～79点	2	
C	60点～69点	1	
D	59点以下	0	授与しない
／	評価不能	算定しない	評価不能

3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。

4 評価不能については別に定める。

5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC（60点）とする。

6 単位を授与されなかった科目は、再履修することができる。

資料5-3-②-C GPA活用事例等について

1 GPAについて

グレードポイントP A レーズ

単位あたりのGP（G P A）は、就職推薦、奨学金推薦、卒論・ゼミ配属等の参考とする場合があります。

履修登録した科目の履修を途中で辞退する場合は、必ず交流プラザ掲示板に掲示する「履修辞退届の取り扱いについて」で定める期間内に教務学生課へ「履修辞退届」を提出してください。その場合、成績は「評価不能」(／)となります。

「履修辞退届」の提出が無いまま、出席日数が不足したり試験に欠席する等した場合は、評価は「D」となります。

病気その他やむを得ない理由で授業を欠席した場合は、「欠席届」を担当教員に提出することができます。ただし、提出された「欠席届」による成績の評価への取扱い担当教員の判断となります。

2 導入の理由及び活用事例

○ GPA 導入はアメリカで一般的に行われていますが、日本においても多くの大学で導入が進みつつあります。このような状況の中で、皆さんがよりの確に自分の学力を把握するためにも情報を提供すべきだと考え、GPA の計算を行うこととしました。

○ 就職の際の大学推薦、卒論配属等の参考とする場合があります。

○ アメリカの大学院の多くでは、出願条件GPA〇〇以上と定めたり、入学者GPAの平均値を公表しています。海外留学の際の指標・目標としてください。

○ 本学では適用しませんが、国際標準では2.0以上を卒業要件とし、また三セメスター連続してGPAが2.0未満の場合には退学勧告がなされます。 以上のようなGPA のもつ意味を理解しながら、学力把握・向上に努めてください。

資料5-3-②-D 試験について（履修規程抜粋）

第10条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない者
  - (2) 試験科目の出席時間数が講義及び演習においては授業時間数の3分の2に満たない者、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない者
  - (3) 試験時間に30分を超えて遅参した者
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

別添資料5-3-②-E シラバスでの記載（例示）

別添資料5-3-②-F 定期試験、成績評価、教育指導等取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

本学では成績評価基準は、学則、履修規程等により組織的に策定されている。また、学生には学生便覧に掲載しているほか、ガイダンス等で説明し周知されている。

また、成績評価及び単位認定は、定められた基準に基づき、担当教員が適切に実施している。

観点5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

成績評価の客観性、厳格性の確保など、望ましい成績評価のあり方を確保するための取組を行うことを実践行動計画に課題として位置付け、全学的に取組を進めている（資料5-3-③-A）。

教務委員会は、定期試験前に教員に対し、筆記試験、レポート提出等の実施方法について確認し、適正な成績評価が行われるよう周知している。複数教員が担当する科目では、教授法や成績評価基準についての情報共有を密にし、各教員の自主性の尊重とのバランスをとりつつ客観的かつ公平な成績評価を行っている。例えば、看護学科では、複数教員が個々に学生を受け持つ行う統合実習、卒業研究については評価基準を明確にして学生と教員に提示し、学科教務委員会で評価会議を行い、領域による偏りがないよう精査し、公平性を担保している。また、GPAによる成績評価分布の分析を行ったところ、一部の科目について成績の偏りが見られたため、対応を検討している。

なお、平成27年度には成績評価をテーマとしたFDを実施する予定である。

学生は学内パソコンのWebブラウザから学生カルテで成績・修得単位等を確認することができるので、学生に対しては、確認の上疑問があれば担当教員に申し出るよう指示している（資料5-3-③-B）。その際、成績評価に誤りがあれば、訂正の手続きが取られることになっている（資料5-3-③-C）。学生からの異議申立制度については検討課題である。

資料5-3-③-A 実践行動計画 (抜粋)

4 教育内容及び方法と成果

(3)教育方法

【現状と課題】

- ◇ 成績評価、単位認定、卒業認定は、授業形態に配慮した適切な評価方法を用い、評価基準や認定手続きにしたがって行われている。成績評価については、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合した5段階評価導入、学生指導及び学生の進学・就職に便宜を図ることを目的としたGPA制度導入など、教育目的に応じた評価基準及び卒業要件が策定され、学生に周知されている。
- ◇ 成績評価は、基本的に担当教員の判断にゆだねるべき事項であるが、成績評価の正確さを担保するため、FDにおいて成績評価をテーマに積極的に取り上げるなど意識面での改善をはかるほか、全学的視点でいかなる措置を講じていくか検討する必要がある。

資料5-3-③-B 学生からの申し出 (学生便覧抜粋、学生への指示内容)

学生便覧 (抜粋)

1.1 成績の通知

学生は学内パソコンのWebブラウザから学生カルテで成績・修得単位・履修登録の状況を確認することができます。履修登録漏れ・不足単位がないか学生本人の責任で確認してください。

※学生カルテは随時確認することができ、履修登録については履修登録期間後、成績・修得単位については定期試験終了後評価が確定した時点で更新されます。

保証人には郵送により通知します。

保証人への成績の通知が不要な場合は、保証人からの申し出により通知しないこととしますので、「成績通知申出書」を教務学生課に提出してください。

資料5-3-③-C 成績評価の訂正 (取扱要項抜粋)

神奈川県立保健福祉大学定期試験、成績評価、教育指導等取扱要項 (抜粋)

(成績評価の訂正)

第11 担当教員は、採点ミス等により成績の評価を訂正しようとする場合には、理由を示して変更の届出を所属の学科長等を経て、教務委員会に提出し承諾を受けることとする。ただし、変更の届出は、当該科目の学期終了後1年以内に限る。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の客観性、厳格性を担保するための取組を実践行動計画に位置づけ全学的に進めている。成績評価分布の分析や成績評価をテーマとしたFDにも取り組むこととしているが、さらに効果的な取組を進める必要がある。学生からの異議申立制度は検討課題となっている。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

卒業要件は学則第 43 条に定めている（資料 5-3-④-A）。編入学等を除き本学に 4 年間在学し、教育課程編成・実施方針に沿って学科ごとに定められた授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を成績評価基準に則って授与された学生は、学位授与方針に示した能力等を修得したと認められることから、卒業が認定され、学長から学位が授与される（資料 5-3-④-B）。

この卒業認定基準は、学生便覧とシラバスに明示され、学生に周知されるとともに、履修指導において学科、専攻、履修課程（コース）ごとに学生に説明されている（別添資料 5-3-④-C）。

卒業認定は、教務委員会が卒業要件に従った卒業認定案を各学科の確認を経て作成し、教授会の審議を経て学長が決定している。

資料 5-3-④-A 卒業要件

○ 卒業要件

学則第 43 条：

学長は、本学に 4 年（第 25 条、第 26 条及び第 27 条の規定に基づき入学又は転学科した学部）の学生については、別に定める期間）以上在学し、別表 1 に定める授業科目を履修し、及び別表 2 に定める単位数を修得した学部の学生について、卒業を認定する。

資料 5-3-④-B 卒業要件単位数等

○ 卒業要件単位数（平成 26 年度以降入学）

学 科	単 位 数		
	必 修	選 択	計
看護学科	106	20	126
栄養学科	110	20	130
社会福祉学科	77	49	126
リハビリテーション学科理学療法専攻	99	27	126
リハビリテーション学科作業療法専攻	99	27	126

別添資料 5-3-④-C シラバスでの記載例

【分析結果とその根拠理由】

学則に定められた卒業要件を満たすことにより、学位授与方針に示した能力等を修得するものとなっており、卒業要件は学生に広く周知するだけでなく、履修指導で説明も行っている。卒業認定は、教務委員会が卒業要件に従った卒業認定案を作成し、教授会の審議を経て学長が決定しており、適切に行われている。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点 5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

大学院の設置時に大学院の教育理念、教育目標に基づく教育課程の編成方針を定め、これに則って教育カリキュラムを編成してきた（別添資料 5-4-①-A）。また、教育カリキュラム編成の考え方については、大学パンフレット、大学ホームページに掲載し、教職員、学生をはじめ広く周知してきた。学部において、平成 20 年の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）により、教育課程編成・実施方針の重要性と改革の方向性が示されたことを受けて、改めて教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することとなったことに対応し、大学院においても、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することとした。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、研究科運営会議で内容を検討し、他の委員会学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との整合を図ったうえで、研究科委員会、評議会の審議を経て、平成 27 年 4 月 1 日に決定した（資料 5-4-①-B）。

教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、大学ホームページに掲載し、教職員、学生等に周知を図っているが、今後、大学パンフ、研究科便覧等にも掲載していくこととしている。

別添資料 5-4-①-A 大学院の教育カリキュラム編成の考え方（大学案内）

資料 5-4-①-B 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

○大学院教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科では、以下のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成します。

1. 保健・医療・福祉の諸問題やその背景について学び、解決策を議論できる。
2. 各専門領域の院生が職種間の連携・協働を実践的に身につけるために、基幹科目となる「ヒューマンサービス特論」や連携科目群を配置し、共に学ぶことができる。
3. 専門科目や特別研究・課題研究を通じて、問題解決を推進する能力や研究能力を培うことができる。

(ホームページアドレス <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai>)

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育理念、教育目標が実現できるよう教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に定め、これを広く周知している。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院では、保健・医療・福祉の連携と総合化を念頭に置きつつ、これらを全体的に理解するとともに、各学問領域の専門性を深める教育・研究の推進を目的として、保健・医療・福祉分野の高度専門職業人を育成することを目標としている。カリキュラムは教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて体系的に編成している。授業科目は共通科目と専門科目に区分され、共通科目は、基幹科目、連携科目、基礎科目からなる。基幹科目は、本学の基本理念の理解を促す基幹科目としてヒューマンサービス特論を学ぶ。連携科目は、保健・医療・福祉の各分野にとらわれない幅広い知識を習得し、他分野との連携・協働を図ることができる能力を育成するための科目を配置している。基礎科目は、各自が研究課題を探求し、修了後も研究的な視点で課題解決に取り組める基礎的な能力を培うことを目的とした科目を配置している。専門科目は、他領域の履修を幅広く認め、高いレベルの人材育成を目指している（資料5-4-②-A）。

本学大学院は、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4領域からなっており、各領域を修了した学生には、看護学、栄養学、社会福祉学、リハビリテーション学の修士号を授与している。それぞれの学位の授与を受けるために取得すべき単位などについては、大学院学則に教育課程編成・実施方針に沿って挙げており、与えられる学位に対して適切な水準となっている（別添資料5-4-②-B）。

資料5-4-②-A 大学院教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

大学ホームページアドレス	<a href="http://www.kuhs.ac.jp/shoukai">http://www.kuhs.ac.jp/shoukai</a>
--------------	---

別添資料5-4-②-B 授業科目と必要単位数（例示）

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的を踏まえて策定した教育課程編成・実施方針に基づいてカリキュラムが体系的に編成されており、その内容及び水準ともに授与される学位に合致したものとなっている。

**観点5-4-③：** 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

大学院は、平成19年4月に開設した。設置に際しては社会動向を分析するとともに、保健・医療・福祉関係団体の有識者にヒアリングを行い、現場からの要請も考慮して教育理念・教育目標を定め、これを実現する教育課程を編成している（資料5-4-③-A）。また、開設後も、社会的要請に応えたカリキュラムの見直しも行っている。平成24年度より、看護領域にがん看護専門看護師課程を設置した。これは、がん看護専門看護師の輩出を望む実践現場からの要請に応えたものである。同様に小児看護専門看護師課程の設置に向けた準備を行っている。いずれも、教育課程の再編成を伴うものである。

学生のニーズに対しては、社会人学生の現場体験に基づく学問的興味に応えた授業を行っているほか、授業についてのアンケート結果を踏まえた授業内容の改善に取り組んでいる。

学術動向への対応としては、指導教員の研究成果が学生の研究指導に反映されているほか、各教員の研究成果は授業内容に反映されている。また、教員は学術動向を踏まえた授業を行っている。

資料5-4-③-A 教育課程編成の基本的考え方

特別研究や課題研究を通じて問題解決を推進する能力や研究能力を培い、病院や福祉施設等の職場でリーダーとなる高度職業専門人を育成するため、多職種による連携及び問題解決能力の育成を図るための「ヒューマンサービス特論」や、「政策・行政」「管理」「地域」「専門連携」の4つのカテゴリから構成されている連携科目群を配置している。また、課題を探究する能力を培うための研究方法Ⅰ・Ⅱや領域ごとの知識を深めるための専門科目を配置している。

科目名		科目の目的	科目の構成
共通科目	基幹科目	ヒューマンサービスを多角的に提示し、ヒューマンサービスとしての保健医療福祉のあり方について新たな認識を形成する。	ヒューマンサービス特論
	連携科目	保健・医療・福祉の枠にとらわれない幅広い知識を習得し、専門職間の理解と連携を学ぶ。	保健福祉政策特論、人事管理・育成論、地域ケア特論等4つのカテゴリごとに授業を展開
	基礎科目	修了後も研究的な視点で課題解決に取り組むことが出来る基礎的な能力を培う。	研究法Ⅰ・Ⅱ
専門科目		各領域において、学部教育を基礎とするより高度で専門的な知識・技術を習得する。また、他領域からの履修も認め、より一層保健・医療・福祉の連携を深める。	看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション領域で理論と実践を学ぶための授業を展開。

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育課程は、大学院開設時に社会の要請を踏まえて編成しており、その後も現場の要請に対応して再編成している。学生ニーズに対しても、日頃の授業やアンケートで提出された意見を授業に活かした教育を行っている。また、教員の研究成果は学生の研究指導等に活かされている。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

授業形態は、講義、演習、実習に区分されており、単位数から見た授業形態の比率は、講義 59.3%、演習 38.6%、実習 2.2%となっており、バランスを考慮して設定している(資料5-5-①-A)。各科目の受講者は5~20人程度であり、少人数教育により授業が行われている。講義においても対話・討論を重視した教育を行っており、科目によって事例検討、ロールプレイなども取り入れているほか、社会人学生の現場経験も活かしながら指導を進めている。ヒューマンサービス特論などの共通必修科目を、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4領域の学生全員が履修することで、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力をめざすことができる高度専門職の養成をめざしている(別添資料5-5-①-B)。

資料5-5-①-A 講義、演習、実習のバランス

領域		講義	演習	実習	合計
看護	共通	20	2	0	22
	専門	24	34	6	64
	小計	44	36	6	86
	%	51.1%	41.9%	7.0%	
栄養	共通	20	2	0	22
	専門	12	16	2	30
	小計	32	18	2	52
	%	61.5%	34.6%	3.9%	
社会福祉	共通	20	2	0	22
	専門	21	12	0	33
	小計	41	14	0	55
	%	74.5%	25.5%	0.0%	
リハビリテーション (理学)	共通	20	2	0	22
	専門	6	22	0	28
	小計	26	24	0	50
	%	52.0%	48.0%	0.0%	
リハビリテーション (作業)	共通	20	2	0	22
	専門	4	16	0	20
	小計	24	18	0	42
	%	57.1%	42.9%	0.0%	
平均	%	59.3%	38.6%	2.2%	

(平成 26 年度大学院シラバス 「入学年次別カリキュラム表 平成 26 年度の入学」)

別添資料5-5-①-B ヒューマンサービス特論のシラバス

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的を実現するために、授業は講義、演習、実習のバランスを考慮して設定している。少人数教育の体制の下で、授業の目的に合った指導方法により教育を行っている。

**観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。****【観点到係る状況】**

1年間の授業を行う期間は、定期試験、補講、まとめ等期間を含め35週確保している（別添資料5-5-②-A）。1単位の授業時間は、講義、演習が15～30時間、実習が30～45時間となっており、臨地実習を除き15週又は8週にわたる期間を単位として行っている（別添資料5-5-②-B）。

大学院生は、研究指導教員の研究指導に基づいて、学生一人ひとりの希望や状況に応じた履修計画をたて、学習目標を明確化したうえで授業を実施している。本学では社会人学生を受け入れていることから、長期履修の仕組みが採用されており、学生の希望に応じて2年から4年までの期間で履修計画を立てている。こうした中で、学生の自己学習には配慮しているが、各期ごとに行っている「大学院授業についてのアンケート」の院生の自己評価では、さらに自己学習が必要とする趣旨のものが多いためである（資料5-5-②-C）。社会人学生の多い本学では、学生の自己学習に対する有効な支援のあり方も検討課題となっている。

**別添資料5-5-②-A 授業週の状況（平成27年度）****別添資料5-5-②-B カリキュラム表（例示）**

資料5-5-②-C 大学院授業についてのアンケート結果 (抜粋)

2014年度前期 大学院授業についてのアンケート (抜粋)

本年度：回答者 19名 回収率：35 %

前年度：回答者 27名 回収率：50 %

4. 院生としての自己評価

- グループワーク議題や発言を求められる機会が多く、積極的に行っていたように感じる。
- 社会人として働きながら学ぶということは、他者の協力や他者への影響力が大きいと感じた。家庭や職場の理解協力は不可欠であるが、同じ職場の後輩が大学院を目指すようになるなど周りへの影響の大きさも感じた。
- 周りからの協力もあり、遅刻・欠席なく授業に出席することができた。その一方で授業のための準備やより幅を広げる自己学習については課題やレポートを除き自分なりに展開することができなかった。
- 仕事との両立をはかるといふか慣れることに手一杯で事前学習や復習が殆どできず、折角の講義に対し不勉強なままに臨むことが多く情けなかったです。後期には少しでも改善できるよう努めねばと思います。
- 知識をつめ込むことより、その場その場のテーマに対し、自分の考え方をまとめる訓練をするよう心がけている。そしてそれを伝えられるよう、努力している。
- 事前の準備(予習等)が十分できないまま授業に臨むことが多く、少し消化不良ぎみでした。
- 勤務との両立を行い、通学することができ、何とか前期を終えられそうです。プレゼンやレポート提出が続いたときはかなりきつかったのですが、できうる限りの自己学習は行えたと思っています。自分が選択した科目については、期待以上の内容で学びも多かったため、後期についても勤務と調整をつけながら学習を続けていきたいと思っています。
- 自分は現場での経験が少ないので、事例検討でのディスカッション時には、教科書に記載されているようなことしか答えられず、現場での経験が大事だと痛感しました。来年度は働きながら聴講し、今年とは違う目線で参加したいです。
- 1年前期は大学院生活や人間関係に慣れることに終始してしまい、課題が山積みのように思われます。後期は今よりもスムーズに学習に取り組めるよう努めていきます。
- 課題を理解し、期限までにまとめることが十分に行えなかった。タイムマネジメントが難しかった。
- 聴講でしたが、昨年よりも理解が受講させて頂いて深まり良かったです。
- 前期はとにかく授業に来るだけで精一杯で、あまり余裕がなかったです。
- 当初、仕事と学校と両立できるか不安だったが、前期の授業をなんとかこなすことができた。(職場と家庭環境に恵まれたおかげだと思っている)
- 2年目であり、修了要件の講義単位は取得していたため、前期は授業を履修しませんでした。そのため、自分で積極的に大学に行って先生方とお話をする必要がありました。自分としては、できる事を積極的に行ったつもりです。
- 内容を消化していくことで精一杯であり、予習復習の必要を感じた。
- 指定された図書や資料などうまく探せなかったり、どうしても次の週まで読む時間が取れなかったり自分で学びの内容を深めるための学習が思うようにできずに途中つらくなりました。
- 複数の科目を並行して学習していくので、読みたいと思っても、なかなか図書も読めずに、自己学習不足と反省しています。
- 仕事の後、通うのが難しいかと思いましたが、とにかく学校に行くことを目標にし、予定していた授業を受けることができたことはよかったと思います。

## 【分析結果とその根拠理由】

1年間の授業期間は35週を確保しており、全科目について単位に見合う授業時間を確保している。学生一人一人の状況に応じた履修計画を立てさせており、自己学習についても配慮している。したがって、単位の実質化への配慮はなされている。しかし、学生の自己評価では、さらに自己学習が必要とする趣旨のものが多く、有効な支援のあり方が検討課題である。

## 観点5-5-③：適切なシラバスが作成され、活用されているか。

## 【観点到に係る状況】

大学院では、すべての科目について統一した様式のシラバスを作成している。記載項目は、授業科目名、授業の種類（講義・演習・実習の別）、必修・選択の別、科目責任者、担当教員、授業の回数、単位数（時間数）、配当学年・時期、科目等履修生・特別聴講学生の可否、教職員授業見学の可否を明示した後、授業の目的・ねらい、授業の概要、授業終了時の達成課題（到達目標）、授業回ごとのテーマ・内容・担当教員、使用テキスト、参考文献、単位認定方法及び基準となっている（別添資料5-5-③-A）。準備学習については現行様式の項目にはないが、使用テキスト、参考文献ほかの項目で記載するよう教員に求めており、28年度に向けては様式を変更して明示することを検討している。

シラバスは、毎年CD-ROMで配布されるほか大学ホームページで公開しており、検索等を容易に行える環境を構築している（資料5-5-③-B）。学生は、シラバスを参照したうえで授業を選択し、履修している。

大学院のシラバスは、学部のシラバスに準じて作成しており、教務委員会が作成方法・留意点等を教員に指示している。シラバスの記述を改善し記述レベルの統一化を図るため、シラバス作成を画面と出力画面を分け、入力画面で順をおって必要事項を入力する操作だけでシラバスが完成するシステムを導入した。授業の種類等の基本的項目は、プルダウンメニューの選択とした。担当教員ごとの表記に個性がしやすい項目（授業の目的・ねらい、授業の目的、授業の概要、授業終了時の達成目標（到達目標）、授業終了時の達成目標（到達目標））には、文字数制限をつけつつ、的確な記述を求めている。その他、使用テキスト、参考文献、単位認定方法及び基準への記載に留意するよう促した。

また、平成21年度及び平成26年度には、シラバスの改善につながるFDを開催し、教員の意識向上を図った。

## 別添資料5-5-③-A シラバス様式

## 資料5-5-③-B 大学ホームページアドレス

<a href="http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/">http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/</a>
---

## 【分析結果とその根拠理由】

大学院のシラバスは学部のシラバスに準じて作成しており、記載内容についても教務委員会の指示により各教員のばらつきのないよう留意して作成している。なお、準備学習についての指示が現行様式にないため、改善に取り組んでいる。

作成を電子化したことにより、シラバスに設定された項目の入力漏れがほとんどなくなったほか、学生はキーワード、教員名などから検索が可能となり活用しやすくなっている。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

社会人が仕事を持ちながら大学院教育を受けられるよう大学設置基準第 14 条に基づき、平日の夜間や土曜日にも開講している（別添資料 5-5-④-A）。開講時間は、平日は午後 5 時 55 分から午後 9 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時 50 分までであり、大学休業期間を利用して集中講義を行う際は事前に履修予定者と開講日時を調整している。さらに、履修者の希望によって、一部時間割の調整などを行ったり、口頭だけでなく、簡単な書面による意見聴取も並行して行ったりしている。

また、修業年限は 2 年であるが、働きながら学ぶ学生等に配慮して修業年限を 4 年まで延長して計画的な履修を行うことができる長期履修学生制度を設けている（資料 5-5-④-B）。

このほか、附属図書館は、平日は午後 10 時まで開館し、大学院の授業終了後の学生の利用に配慮している。

別添資料 5-5-④-A 大学院時間割（例示）

資料5-5-④-B 長期履修学生制度（制度概要及び利用状況）

神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院学則第13条の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修期間と在学期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修する事を認める期間（以下「長期履修期間」という。）は、年度単位とし、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 第1年次から長期履修学生として認められる者 3年又は4年
- (2) 第2年次から長期履修学生として認められる者 2年又は3年

2 長期履修学生の在学期間は、次の各号とする。

- (1) 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が3年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が3年の者については4年を超えることができない
- (2) 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が4年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が4年の者については5年を超えることができない

(対象者)

第3条 長期履修学生を申請することができる者は、修士課程に入学又は在学する者であり、かつ次の各号の1に該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は申請することができない。

- (1) 職業を有する者
- (2) その他やむを得ない事情であると学長が認める者

<参考：利用状況>

平成26年度入学者

入学者数	長期履修3年	長期履修4年	合計利用者
23名	4名	5名	9名

平成25年度入学者

入学者数	長期履修3年	長期履修4年	合計利用者
26名	4名	3名	7名

【分析結果とその根拠理由】

仕事を持ちながら学ぶ社会人学生に配慮し、平日夜間や土曜日に開講する時間割編成となっている。集中講義は履修予定者と開講日時を調整するなど、個別の学生に応じた配慮も行い適切に指導している。

**観点 5-5-⑤：** 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

**観点 5-5-⑥：** 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

大学院の教育課程においては、看護領域 CNS コースを除き各領域ともに 10 単位の特別研究が必修となっている（看護領域 CNS コースは 4 単位の課題研究）。特別研究論文及び課題研究論文の指導に関しては、「特別研究論文（修士）及び課題研究論文の指導等に関する要領」で必要事項を定めている（資料 5-5-⑥-A）。この要領に基づき、学生の研究課題に対応した指導教員と指導補助教員により修士論文の完成に向けた指導が行われている。

指導教員は、学生の研究に必要な授業科目の履修指導や研究課題決定への助言を行い、決定した研究課題についての研究計画の立案を指導する。研究テーマについて深めていく過程で、他の教員の前で研究の中間報告を行う仕組みが導入されており、指導教員や指導補助教員による個別指導とは異なる大局的な視点からの指導を受けることを大学院における教育体制として用意している。また、課程修了判定後には公開発表会を行っている。研究の進捗については、指導教員及び指導補助教員が個別の学生の状況を把握しているが、研究課題届出書、研究計画報告書、中間発表、論文審査申請書等の提出書類により組織的にも確認している（資料 5-5-⑥-B）。

これらの履修指導及び研究指導の方法・スケジュールについては、図解した資料を研究科便覧に掲載し、学生に周知している（別添資料 5-5-⑥-C）。

なお、研究計画により必要な場合は、研究倫理審査委員会の審査を経ることを義務付けている（資料 5-5-⑥-D）。

資料5-5-⑥-A 特別研究論文（修士）及び課題研究論文の指導等に関する要領（関係規定抜粋）

特別研究論文（修士）及び課題研究論文の指導等に関する要領  
（抜粋）

（指導教員及び指導補助教員）

第2条 学生は、希望する指導教員を指導教員希望（変更）届出書（様式第1号）により研究科長へ届け出る。

2 研究科長は、前項の届出があった時は、研究科委員会の議を経て、研究指導に適する指導教員1名と指導補助教員1名を決定し、指導教員及び指導補助教員通知書（様式第2号）により学生に通知する。

3 指導教員は、学生に対して論文作成に関する全般的な指導を行う。

4 指導補助教員は、学生の論文作成に関する指導の補助を行う。

5 第1項及び第2項の規定は、学生が指導教員の変更を希望する場合にこれを準用する。

（履修指導及び研究課題の決定）

第3条 指導教員は、学生の研究に必要となる授業科目の履修計画を指導する。

2 指導教員は学生の希望する研究課題、指導環境等を勘案して、学生の研究課題の決定について助言を行う。

3 学生は、研究課題届出書（様式第3号）を指導教員の承認を経て、研究科長へ提出する。

（研究計画の立案及び指導）

第4条 指導教員は、決定した研究課題について、学生の研究計画の立案の指導を行う。

2 学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、研究計画報告書（様式第4号）を研究科長に提出する。

3 研究計画は、原則として倫理的側面から本学研究倫理審査委員会の審査を受ける。

資料5-5-⑥-B 特別研究論文（修士）及び課題研究論文の指導等に関する要領（関係規定抜粋）

特別研究論文（修士）及び課題研究論文の指導等に関する要領  
（抜粋）

（履修指導及び研究課題の決定）

第3条 指導教員は、学生の研究に必要となる授業科目の履修計画を指導する。

2 指導教員は学生の希望する研究課題、指導環境等を勘案して、学生の研究課題の決定について助言を行う。

3 学生は、研究課題届出書（様式第3号）を指導教員の承認を経て、研究科長へ提出する。

（研究計画の立案及び指導）

第4条 指導教員は、決定した研究課題について、学生の研究計画の立案の指導を行う。

2 学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、研究計画報告書（様式第4号）を研究科長に提出する。

3 研究計画は、原則として倫理的側面から本学研究倫理審査委員会の審査を受ける。

（中間発表会）

第5条 研究科委員会は、学生の論文作成過程において、公開の中間発表会を領域単位で開催する。

2 指導教員は、中間発表会において指摘・助言された問題点等の解決方法についての指導を行う。

（論文審査申請の確認）

第6条 指導教員及び指導補助教員は、学生から提出された論文審査申請書（特別研究論文（修士）・課題研究論文の審査及び学位授与等に関する規程中の様式第1号）の内容を確認し、研究科委員会に提出する。

（論文発表会）

第8条 研究科委員会は、学生から提出された論文のうち審査に合格したもの（課程修了の判定を得た学生のものに限る。次条において同じ。）について、公開の論文発表会を開催する。

資料5-5-⑥-D 研究倫理審査委員会概要

神奈川県立保健福祉大学研究倫理審査規程(抜粋)

（趣旨）

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）の教職員、学生、研究生、研修生（以下「研究者」という。）が人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究を行うに当たり、倫理的配慮を行うことを目的として必要な事項を定める。

（申請）

第2条 研究者が研究を行う際は、別に定めるところの研究倫理に係る講習会を受講したうえで、必要事項を記載した研究倫理審査申請書（様式第1号）及び研究計画の概要（様式第2号）を学長に提出しなければならない。研究計画の概要は、要綱の定めにより要綱様式第2号で代えることができる場合がある。

2 研究者のうち学生、研究生、研修生（以下「学生等」という。）が前項の規定による申請を行う場合は、指導教員が適切な指導及び監修を行い、指導教員又は学生等が学長に申請するものとする。

3 学長は、研究者から申請があった場合は、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

**【分析結果とその根拠理由】**

指導教員や指導補助教員などの個別指導の機会と、他の教員による指導を受ける機会とを組み合わせることで、より優れた研究を進めていく適切な研究計画が整うとともに、研究の質を高めうる指導体制を大学院の組織として整備しており、計画的に指導している。

**観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。****【観点到に係る状況】**

大学院の設置時に定めた大学院の教育目標は、学位授与方針に相当する文書として、大学パンフレット、大学ホームページ、研究科便覧に「学生が卒業時に身につける」能力として明示し、学生、教職員等に周知を図ってきた（資料5-6-①-A）。学部において、平成20年の中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）により、学位授与方針の重要性と改革の方向性が示されたことを受けて、改めて学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定することとなったことに対応し、大学院においても学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定することとした。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、研究科運営会議で内容を検討し、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との整合を図ったうえで、研究科委員会、評議会の審議を経て、平成27年4月1日に決定した（資料5-6-①-B）。

また、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学ホームページに掲載し、教職員、学生等に周知を図っているが、今後、大学パンフ、研究科便覧等にも掲載していくこととしている。

資料5-6-①-A 大学院の教育目標

1. 研究科・専攻及び各領域の教育理念・教育目標

教 育 目 標
<p>○保健・医療・福祉の諸問題について、現場で実践した内容を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を持つ人材の育成</p> <p>○行政、施設、地域などの現場において、リーダーまたは管理者として活躍できる人材の育成</p> <p>○現場で働く社会人を受け入れ、実社会で身につけた実践的な知識・経験を学問的に検証しつつ、さらに高める人材の育成</p>

社 会 福 祉 領 域	リハビリテーション領域
<p>社会福祉領域では、社会福祉学の基盤のうえに、ヒューマンサービスの理念を踏まえつつ、社会的支援の対象となる人のニーズを全人的に把握し、幅広い職種の専門職と連携しながらソーシャルワークを行うことにより、福祉的ニーズを有するすべての人々に対して、寄り添うような支援のできる高度な専門職の育成を目的とする。</p> <p>具体的には、地方自治体の保健福祉セクションで政策形成に携わったり、医療機関・社会福祉施設でアドミニストレーションに携わったり、あるいは社会福祉協議会や地域包括支援センター、NPO法人などに属しコミュニティケアに携わり、それぞれの分野でリーダーシップを発揮できる人材を育成する。</p> <p>授与する学位名は、修士(社会福祉学)とし、英語名称はMaster of Social Work とする。</p>	<p>リハビリテーション領域では、多様化する社会のニーズに的確に対応可能な科学的根拠に基づいた実践力を養いかつ主体的に問題を解決する能力を持った人材を育成することを基盤とする。</p> <p>また、大学院教育における知識と実践については、保健・医療・福祉における他職種との連携を考慮した高次元な実践能力の追求を行うとともに専門領域におけるチームリーダーとなるよう幅広い研鑽をつめるような応用的、臨床的な教育に力を注ぐものとする。</p> <p>したがって、一般病院、介護老人保健施設、在宅医療などの保健・医療・福祉機関等における理学療法、作業療法の各領域において、クライアントの身体的機能、移動能力、巧緻動作、日常生活活動などの機能改善や生活行動能力を高め得る知識と技術の統合を具現化できる高度専門職業人の育成を行う。</p> <p>授与する学位名は、修士(リハビリテーション学)とし、英語名称はMaster of Rehabilitation Scienceとする。</p>

資料5-6-①-B 学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

○大学院学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

神奈川県立保健福祉大学大学院学則に定められた教育課程の修了単位を修得し、修士論文や課題研究論文を提出し、その審査および最終試験に合格したものに、修士の学位を授与します。

1. 保健・医療・福祉の諸問題を体系的に整理し、社会へ発信できる能力を修得したもの
2. 実践的な知識・経験を学問的に検証する能力を修得したもの
3. 高度専門職業人としての知識・技術および連携・協働するための基礎的能力を修得したもの

【分析結果とその根拠理由】

大学院の教育理念、教育目標の沿った学位授与実施方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に定め、これを広く周知している。

**観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。**

【観点到に係る状況】

成績評価は、大学院学則第 20 条及び第 21 条、大学院履修規程第 6 条（資料 5-6-②-A、B）に基づき、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合して、S（90-100 点）、A（80-89 点）、B（70-79 点）、C（60-69 点）、D（59 点以下）の 5 段階評価で行われており、C 以上に単位を授与することとしている。

また、学生が自らの学力を的確に把握するための情報提供等を目的として GPA 制度を導入しており、就職推薦、奨学金推薦などに利用している（資料 5-6-②-C）。

試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法が用いられる。

大学院履修規程第 10 条により、試験を受けるためには講義及び演習は 2/3 以上、実験及び実習では 4/5 以上の出席が必要とすることが定められている（資料 5-6-②-D）。

成績評価に係るこれらの規定は、研究科便覧に記載されており、すべての学生に配布されている。また、入学時のオリエンテーションや新学期のガイダンス、平常のオフィスアワーにおける相談などの際にも周知されている。

シラバスには各授業科目の単位認定方法及び基準が明記されており、学生に配布するとともに、大学のホームページにも掲載している（別添資料 5-6-②-E）。

成績評価及び単位認定は大学院履修規程に基づき統一的な取り扱いをとっている。複数の教員で授業を行う科目は、成績評価基準を教員間で共有し、各教員が担当した授業内容に関する学生の理解度を評価して、科目責任者が成績評価及び単位認定を行っている。

**資料 5-6-②-A 大学院学則第 20 条、第 21 条**

神奈川県立保健福祉大学大学院学則（抜粋）

（単位の授与）

第 20 条 学長は、本学大学院の授業科目を履修し、必要な学修の成果をあげた者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第 21 条 本学大学院の授業科目の成績は、S、A、B、C、D の評語をもって表し、S、A、B 及び C に所定の単位を与え、D には単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については / をもって表す。

資料5-6-②-B 大学院履修規程 第6条

(成績評価、単位の授与)

第6条 成績の評価は、試験成績、平常の学習参加の態度、出席状況等を総合的に判断して判定する。

2 成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評価	評点	グレードポイント G P	単位の授与
S	90点～100点	4	授与する
A	80点～89点	3	
B	70点～79点	2	
C	60点～69点	1	
D	59点以下	0	授与しない
／	評価不能	算定しない	評価不能

3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。

4 評価不能については別に定める。

5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC（60点）とする。

6 単位を授与されなかった科目は、再履修することができる。

資料5-6-②-C GPA説明資料 (学生便覧)

10 成績評価

成績は、科目ごとに次のとおり評価され、S～Cには単位が与えられます。

評価	評点	グレードポイント G P	単位の授与
S	90点～100点	4	授与する
A	80点～89点	3	
B	70点～79点	2	
C	60点～69点	1	
D	59点以下	0	授与しない
／	評価不能	算定しない	

資料5-6-②-D 大学院履修規程第10条

神奈川県立保健福祉大学大学院履修規程 (抜粋)

(試験を受けることができない者)

第10条 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 履修登録をしていない者

(2) 試験科目の出席時間数が講義及び演習においては授業時間数の3分の2に満たない者、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない者

(3) 試験時間に30分を超えて遅参した者

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

別添資料 5-6-②-E シラバスでの記載(例示)

【分析結果とその根拠理由】

大学院の成績評価基準は大学院学則、大学院履修規程として組織的に定められ、学生に公開・周知している。教員はこれに従って成績評価及び単位認定を行っている。複数教員により成績評価等を行う場合にも適切に行うよう留意している。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

大学院では、「特別論文（修士）及び課題研究論文の審査並びに学位授与等に関する規程」に基づき論文審査及び最終試験判定に関する通報・相談制度を設けている。これは、研究科長又は専攻長が特別研究論文（修士）及び課題研究論文の審査、最終試験の判定に関して疑義を有する者からの通報を受け、又は相談に応ずるもので、通報者・相談者には学生も想定している。通報・相談を受けた場合は、必要に応じて関係者の調査や調査結果の公表も行うこととしている（資料 5-6-③-A）。

成績評価の正確さを担保するための取組を進めることは、全学的な課題として実践行動計画に掲げており（資料 5-6-③-B）、各領域の修士論文審査基準を確認し審査のあり方を検討することなどを行ってきた。また、毎年実施している大学院FDでは、成績評価を含むテーマも取り上げており、平成27年度も学部とともに成績評価をテーマとするFDを開催する予定である（資料 5-6-③-C）。

資料 5-6-③-A 通報・相談制度の概要（規程抜粋）

特別研究論文（修士）及び課題研究論文の審査及び学位授与等に関する規程（抜粋） （通報・相談）
第7条 研究科長又は専攻長は、論文の審査申請及び審査並びに最終試験の判定に関して疑義等を有する者からの通報を受け、又は相談に応ずるものとする。
2 研究科長又は専攻長は、必要に応じて通報者、相談者その他の関係者に対して調査を行うことができるものとする。
3 学長は、特に必要と認める場合には、研究科委員会に対して調査委員会の設置を求めることができるものとする。
4 前2項の場合において、研究科長若しくは専攻長又は調査委員会は、その調査結果を研究科委員会に報告するものとする。
5 学長は、必要と認めるときは、調査結果を公表するものとする。

資料 5-6-③-B 実践行動計画（抜粋）

4 教育内容及び方法と成果 (3)教育方法 ◇ 成績評価は、基本的に担当教員の判断にゆだねるべき事項であるが、成績評価の正確さを担保するため、FDにおいて成績評価をテーマに積極的に取り上げるなど意識面での改善をはかるほか、全学的視点でいかなる措置を講じていくか検討する必要がある。
--

資料5-6-③-C 大学院の成績評価の正確性を担保する取組

年度	開催回数	テーマ	講師	参加人数
21	3	保健・医療・福祉における大学院教育システムを考える	(学外講師 静岡県立大学食品栄養科学部 合田敏尚)	46名
		大学院教育における教育支援体制	(学外講師McMaster大学 Andrea Baumann)	43名
		保健・医療・福祉における大学院の教育評価について	(学外講師 東洋大学社会学部 香川幸次郎)	36名
22	1	大学院教育システムにおける社会人入学者の研究を考える	(学外講師 東洋大学社会学部 小林 良治)	54名
23	2	「高度専門職業人育成の現状と大学院の将来構想について」	(学内講師)	39名
		大学院後期博士課程設置までの課題・現状・展望	(学外講師 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 森浩一)	42名
24	1	大学院における「双方向遠隔授業」及びeラーニングの実際と課題	(学外講師 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 篠原信夫)	49名
25	1	ヒューマンサービスにおける人材育成	(学外講師 札幌市立大学看護学研究科客員教授、日本工業大学技術経営研究科客員教授、東京農工大学工学府産業技術専攻 前教授、保健福祉大学客員教授 松下博宣)	41名
26	1	社会人大学院生への教育の課題と展望 (博士後期課程における教育指導も含めて)	(学外講師 筑波大学大学院 人間総合科学研究科教授 小澤温)	31名

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の客観性、厳格性を担保すること等を目的とした制度として、論文審査・最終試験判定に係る通報・相談制度を設けている。成績評価の正確性を担保する取組は全学的課題として位置付けている。

観点5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修士論文審査については、研究科委員会が院生の指導教官及び院生の属する領域教員から主査1名及び副査2名を決定し、その3名が論文審査に当たる。主査及び副査は提出された修士論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、研究科委員会がこれらの結果をもとに修士課程修了の可否判定を行うこととなっている（資料5-6-④-A）。これらの手続きは、大学院研究科運営会議で議論を進め組織として策定した。また、大学院便覧に掲載し学生に周知されている。

各領域ごとに学位授与方針を踏まえた修士論文の審査基準（資料5-6-④-B）を定めており、これに沿って論文審査を行っている。なお、各領域ごとの審査基準は公表していないが、学生は論文指導の際に指導教員から説明を受け、理解して論文作成に取り組んでいる。

資料5-6-④-A 修士論文審査手続き(抜粋)

特別研究論文（修士）及び課題研究論文の審査及び学位授与等に関する規程

（主査及び副査の決定）

第3条 研究科委員会は、論文審査のための主査1名及び副査2名を指名するものとする。

（主査及び副査）

第4条 研究科委員会は、主査及び副査を、当該学生の研究に関する指導教員及び当該学生の属する領域の教員（指導教員相当の者に限る。）から指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めるときは、指導補助教員相当の者（当該学生の属する領域に属する者に限る。）又は当該学生の属する領域以外の領域の教員若しくは学外の教員（いずれも指導教員又は指導補助教員相当の者に限る。）を副査に指名することができるものとする。

（論文の提出・審査等）

第5条 学生は、定められた期日までに論文を研究科委員会に提出しなければならない。

2 主査及び副査は、提出された論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、その可否の結果を研究科委員会に報告するものとする。

（修士課程修了の可否）

第6条 研究科委員会は、主査及び副査による論文の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により修士課程修了の可否を判定するものとする。

資料5-6-④-B 各領域の論文審査基準(抜粋)

特別研究論文（修士）及び課題研究論文の審査及び学位授与等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、特別研究論文（修士）及び課題研究論文（以下「論文」という。）の審査及び修士の学位授与の判定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（論文の審査申請）

第2条 論文の審査を希望する学生は、あらかじめ定められた期日までに論文審査申請書（様式第1号）を指導教員に提出しなければならない。

2 指導教員及び指導補助教員は、学生から提出された論文審査申請書を確認のうえ、研究科委員会に提出するものとする。

（主査及び副査の決定）

第3条 研究科委員会は、論文審査のための主査1名及び副査2名を指名するものとする。

（主査及び副査）

第4条 研究科委員会は、主査及び副査を、当該学生の研究に関する指導教員及び当該学生の属する領域の教員（指導教員相当の者に限る。）から指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めるときは、指導補助教員相当の者（当該学生の属する領域に属する者に限る。）又は当該学生の属する領域以外の領域の教員若しくは学外の教員（いずれも指導教員又は指導補助教員相当の者に限る。）を副査に指名することができるものとする。

（論文の提出・審査等）

第5条 学生は、定められた期日までに論文を研究科委員会に提出しなければならない。

2 主査及び副査は、提出された論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、その合否の結果を研究科委員会に報告するものとする。

（修士課程修了の可否）

第6条 研究科委員会は、主査及び副査による論文の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により修士課程修了の可否を判定するものとする。

（通報・相談）

第7条 研究科長又は専攻長は、論文の審査申請及び審査並びに最終試験の判定に関して疑義等を有する者からの通報を受け、又は相談に応ずるものとする。

2 研究科長又は専攻長は、必要に応じて通報者、相談者その他の関係者に対して調査を行うことができるものとする。

3 学長は、特に必要と認める場合には、研究科委員会に対して調査委員会の設置を求めることができるものとする。

4 前2項の場合において、研究科長若しくは専攻長又は調査委員会は、その調査結果を研究科委員会に報告するものとする。

5 学長は、必要と認めるときは、調査結果を公表するものとする。

（課程修了の認定及び学位の授与）

第8条 学長は、研究科委員会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。修士課程修了の認定及び学位の授与は修了証書・学位記（様式第2号）を交付して行う。

**【分析結果とその根拠理由】**

修士論文の審査体制は組織的に定めており、学生に公表している。各領域ごとに有している論文の審査基準は公表していないが、学生に説明し理解させており、論文審査は適切に運用されている。論文の審査基準の整備については全学的課題として位置付け取組を進めてきているが、さらなる充実が必要である。

**(2) 優れた点及び改善を要する点****【優れた点】**

- 本学のミッション、教育理念・教育目標に基づいて、教育課程編成・実施方針を策定し、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的なカリキュラムを構成している。
- 学生は教員の履修指導の下、学科、専攻、履修課程（コース）ごとの履修モデルに沿って学習を進めることができる。
- 学生各々のレディネスとニーズに配慮した「少人数教育」を積極的に推奨して教育効果の向上を図っている。
- 授業内容に則した効果的な教授法の改善を図るため、全学の教員を対象としたFDや学科間の情報交換、授業見学等を行っている。
- 入学時の学力格差を克服し、順調に学業に適応できるようにするため、オフィスアワーやチューターによる個別指導や助言、入門書や参考書を整え、自己学習ができる環境づくりに力を入れている。

**【改善を要する点】**

- 学生の自主学習の状況をより正確に把握するための調査の実施などを検討している。

## 基準6 学習成果

### (1) 観点ごとの分析

観点6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

#### 【観点到係る状況】

2010年4月の本学の入学者に対する2014年3月までの退学者の比率は、他大学に比べ低い状況である（資料6-1-①-A）。また、4期生から8期生までの修業年限内卒業率は90.1%から95.5%、4期生から8期生までの修業年限×1.5年内卒業率は94.8%から96.4%となっている（資料6-1-①-B）。修業年限内卒業率については、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）の図表「所定の修業年限で大学を卒業した者の割合の推移」にある平成19年度の数值78.1%より大幅に高い水準となっている。さらに、最近5年間の卒業生数に対する標準修業年限内卒業生の割合は90.9%から93.8%となっており、他大学より高い水準となっている（資料6-1-①-C）。このように本学学生は各学年において必要な知識・技能・態度等を身に付けて進級し、卒業している。

国家試験合格率は、本学で受験資格を取得することができるすべての国家試験で、常に全国平均合格率を上回る良好な合格率となっており（資料6-1-①-D）、本学の学生は卒業時には専門職として必要な知識を身につけることができている。さらに、リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けており、本学の作業療法学専攻の卒業生は、国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている（資料6-1-①-E）。

卒業研究は教員の個別指導のもと実施しており、各学科とも他学科を含む学生や教員に公開した卒業研究発表会を開催しているほか、卒業論文集を発刊している。学生は学位授与方針にかなう内容と水準の論文を提出し、卒業している。

なお、卒業時の到達度を評価する仕組みについて検討することを、実践行動計画において課題として位置付け、各学科で検討を進めている（資料6-1-①-F）。

大学院の1期生から5期生までの修業年限内卒業率は82.6%から95.0%、1期生から5期生までの修業年限×1.5年内卒業率は87.0%から96.6%となっている（資料6-1-①-G）。本学では定員が少数であり、様々な事情を抱えた社会人学生が多くを占めることもあって、年度による変動が大きい。

大学院においては、提出された修士論文の内容及び水準については、修士論文の口頭試問や最終試験、各領域の審査及び大学院研究科委員会における判定を通じて、大学院の学位授与方針にかなう内容と水準を保持している。

資料6-1-①-A 退学率の比較 (単位：%)

区 分	平成26年「ひらく 日本の大学」調査結果報告書より			本学の 状況
	全 体	設置者別 (公立大)	入学定員別 (300人未満)	
平成25年4月入学者のうち平成26年3月までに退学・除籍した学生の比率	1. 8	1. 0	2. 7	0. 4
平成22年4月入学者のうち平成26年3月までに退学・除籍した学生の比率	8. 1	4. 0	9. 9	3. 6

(「2014年『ひらく 日本の大学』調査結果報告書」(2014年9月 朝日新聞×河合塾)。本学データは教務学生課調べ)

資料6-1-①-B 標準修業卒業年限内卒業率等

入学年度	期 生	学科等	入学者数 (人)	標準卒業年 限内卒業者 数 (人)	標準卒業年限 内卒業率 (%)	標準卒業年 限×1.5年 内卒業者数 (人)	標準卒業年 限×1.5年 内卒業率 (%)
平成18年度 (2006)	4 期 生	看護	87	76	87.4%	82	94.3
		栄養	41	36	87.8%	37	90.2
		社福	60	55	91.7%	58	96.7
		PT	22	21	95.5%	21	95.5
		OT	22	21	95.5%	22	100.0
		計	232	209	90.1%	220	98.8
平成19年度 (2007)	5 期 生	看護	82	78	95.1%	79	96.3
		栄養	40	39	97.5%	39	97.5
		社福	61	59	96.7%	60	98.4
		PT	20	19	95.0%	19	95.0
		OT	20	18	90.0%	18	90.0
		計	223	213	95.5%	215	96.4
平成20年度 (2008)	6 期 生	看護	87	83	95.4%	84	96.6
		栄養	41	40	97.6%	40	97.6
		社福	65	62	95.4%	62	95.4
		PT	21	20	95.2%	20	95.2
		OT	21	18	85.7%	20	95.2
		計	235	223	94.9%	226	96.2
平成21年度 (2009)	7 期 生	看護	80	74	92.5%	76	95.0
		栄養	40	37	92.5%	38	95.0
		社福	61	60	98.4%	60	98.4
		PT	21	21	100.0%	21	100.0
		OT	20	18	90.0%	19	95.0
		計	222	210	94.6%	214	96.4

平成22年度 (2010)	8 期 生	看護	82	76	92.7%	78	95.1
		栄養	41	41	100.0%	41	100.0
		社福	61	57	93.4%	58	95.1
		PT	20	17	85.0%	18	90.0
		OT	20	19	95.0%	19	95.0
		計	224	210	93.8%	214	95.5
平成23年度 (2011)	9 期 生	看護	80	73	91.3%	—	—
		栄養	41	40	97.6%	—	—
		社福	67	62	92.5%	—	—
		PT	20	18	90.0%	—	—
		OT	21	16	76.2%	—	—
		計	229	209	91.3%	—	—

資料6-1-①-C 卒業生数に対する修業年限内卒業者の割合 (単位：%)

卒業年	本学	学校基本調査	
		全体計	公立大学計
平成22年	91.2	85.5	86.7
平成23年	93.8	86.2	85.7
平成24年	92.5	85.4	86.3
平成25年	90.9	86.2	86.5
平成26年	90.9	86.7	86.3

資料6-1-①-D 国家試験合格率 (括弧内は全国平均合格率)

	看護師	保健師	助産師	管理栄養士	社会福祉士	精神保健福祉士	理学療法士	作業療法士
平成22年度	98.8% (96.4%)	94.3% (89.7%)	100% (98.2%)	100% (40.5%)	76.5% (28.1%)	93.3% (58.3%)	100% (74.3%)	100% (71.0%)
平成23年度	98.9% (95.1%)	94.4% (89.2%)	100% (96.0%)	100% (49.3%)	61.2% (26.3%)	75.0% (62.6%)	100% (82.4%)	100% (79.7%)
平成24年度	97.3% (94.1%)	100% (97.5%)	100% (98.9%)	100% (38.5%)	59.7% (18.8%)	92.3% (58.9%)	100% (88.6%)	95.7% (77.3%)
平成25年度	98.7% (95.2%)	98.5% (88.8%)	100% (97.6%)	100% (48.9%)	64.6% (27.5%)	82.4% (58.3%)	100% (83.7%)	100% (86.6%)
平成26年度	100% (95.5%)	100% (99.6%)	100% (99.9%)	97.6% (48.9%)	55.4% (27.0%)	94.7% (61.3%)	100% (82.7%)	100% (77.5%)

資料6-1-①-E 世界作業療法士連盟 (WFOT) の認定

●世界作業療法士連盟

世界約60の国が加盟しており、世界で働く作業療法士の質の維持・向上のために、養成カリキュラムの最低基準を設定している。

- ・ 国家が連盟に加盟している。
- ・ 学校が連盟の認定校である。
- ・ 国が認めた作業療法士の免許を取得している。

と、3つの条件を満たしていれば、海外で働く際に評価を得ることが出来る。

資料6-1-①-F 卒業時の到達度評価についての検討課題 (実践行動計画課題の抜粋)

- ・ 教務委員会では、他大学の実情を踏まえたうえで、FDを実施する必要がある。(教務)
- ・ 看護学科では、文部科学省ならびに厚生労働省から示された保健師・助産師・看護師・養護教諭に関する卒業時の到達度と本学の特徴を踏まえた到達度の評価を行っていく。(看護)
- ・ 栄養学科は卒業時の到達目標さらに卒業後の社会貢献度の目標を明確にし、目標を達成するための長期的戦略を検討していく必要がある。(栄養)
- ・ 社会福祉学科では今後も引き続き意見交換を行っていく。(社福)
- ・ リハビリテーション学科では2012年度から日本リハビリテーション教育評価機構による教育内容の評価が始まり、今後定期的に教育評価を受ける必要がある。(リハ)

資料6-1-①-G 大学院 標準修業修了年限内修了率等

入学年度	期生	入学者	標準修了年限内修了者数	標準修了年限内修了率 (%)	標準修了年限×1.5年内修了者数	標準修了年限×1.5年内修了率 (%)
平成19年度	1期生	29	26	89.7	28	96.6
平成20年度	2期生	20	19	95.0	19	95.0
平成21年度	3期生	25	23	92.0	24	96.0
平成22年度	4期生	23	19	82.6	20	87.0
平成23年度	5期生	20	18	90.0	18	90.0
平成24年度	6期生	15				
平成25年度	7期生	26				

※平成24、25年度は、長期履修者がいるため未集計。

【分析結果とその根拠理由】

本学の修業年限内卒業率等の数値は、他大学平均より高い水準であり、各学年において学生は身に着けるべき知識等を有し、進級・卒業している。卒業時には、国家試験合格率の高さに見られるように専門職として必要な知識を身につけている。また、作業療法学専攻においては、作業療法士として海外でも活躍できる力を身につけている。卒業研究では、学生は学位授与方針にかなう内容と水準の論文を提出し卒業している。

大学院においては、提出された修士論文の内容及び水準については、大学院の学位授与方針にかなう内容と水準を保持している。

以上のことから、卒業時・修了時に学生が身につけるべき知識・経験・態度等について学習成果は上がっている。

**観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。**

**【観点に係る状況】**

本学では、平成 16 年度から授業評価を学生によるアンケート調査により、原則として全科目を対象に実施している（資料 6-1-②-A）。調査結果から最近 4 年間の状況を見ると、5 段階の評価尺度に対し学部全体の平均は、「自己評価を含む全般的評価」との設問については、「講義に関して」、「演習・実験・実習に関して」は、いずれも 4 以上の良好な結果となっている。

また、「今後の学習の手がかりをつかめた（講義）」、「講義の内容と関連させて理解することができた（演習・実験・実習）」、「課題は習得できた（演習・実験・実習）」との設問についても、毎期 4 以上の高い評価を得ている（資料 6-1-②-B）。

学習の達成度等、学生の学習状況の把握に関しては、少人数教育のもとで担当教員が学生個々の学習状況を把握可能な体制となっている。さらに、非常勤講師を含め全学でリアクションペーパーを実施しており、各回の授業で学生の学習状況を把握することができる。また、レポート、小テスト等において、学生の理解度の把握を行い、個別面接等により学習に関する不安の軽減等に努めている。さらに、実習において、関連する科目の理解度を含め、到達目標に合わせ各実習の学生の自己評価、施設評価等によって学習成果を評価している。

こうして、学生の学習状況をきめ細かく把握し、学習成果の向上に活かしている。

大学院においては、学習や学生生活についての大学院生との意見交換の機会を年に 2 回程度設けている（資料 6-1-②-C）。また、年度末に、授業評価をとっており、多くの大学院生から満足を感じている様子がうかがえる回答が寄せられている（資料 6-1-②-D）。授業評価の結果は、授業内容や方法についての意見も含めてすべての意見を研究科委員会に提出し、授業内容等について必要な修正を行うことが可能となるようにしているが、対応状況の検証は十分でないため、今後検討を進める必要がある。

**資料 6-1-②-A 授業評価アンケートの概要**

<p>「授業評価」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的                     <p>学生が授業内容についてどのように評価しているかを把握し、各担当教員の授業改善に役立てるとともに、教育内容・方法についての組織的な研究・研修の資料とする。</p> </li> <li>・実施時期、方法、結果の公表等                     <p>前期、後期の 2 回に分けて実施し、最終授業日に教員が調査票を配布する。記入済の調査票は学生の代表が直接、事務局に提出。事務局で結果を集計し調査結果（調査報告書）を学内ホームページ及び附属図書館に配架し、教員の閲覧に供している。</p> </li> </ul>
--

資料6-1-②-B 授業評価アンケートから(1~5段階評価)

設 問	H23 前期	H23 後期	H24 前期	H24 後期	H25 前期	H25 後期	H26 前期
自己評価を含む全般的評価(講義)	4.03	4.10	4.02	4.06	4.03	4.11	4.00
自己評価を含む全般的評価(演習・実験・実習)	4.21	4.21	4.28	4.27	4.33	4.31	4.25
今後の学習のhandがかりをつかめた(講義)	4.10	4.21	4.07	4.13	4.08	4.17	4.03
講義の内容と関連させて理解することができた(演習・実験・実習)	4.17	4.27	4.33	4.32	4.35	4.36	4.28
課題は習得できた(演習・実験・実習)	4.08	4.12	4.20	4.22	4.22	4.21	4.12

資料6-1-②-C 大学院意見交換会の概要

大学院意見交換会(ランチョンミーティング)

- ・平成21年度から、前期、後期の当初にランチョンミーティングという形式で担当教員と意見交換会を実施。(現在は年1回、前期の当初に実施。)
- ・院生との意見交換や、研究室・機器の利用方法等についての説明、確認等をおこなう。
- ・図書館の利用に関する要望等について、予算の許す限り対応してきた。

資料6-1-②-D 大学院授業評価の概要及び主な意見

2014年度前期 大学院授業についてのアンケート(抜粋)

本年度:回答者19名 回収率:35%

前年度:回答者27名 回収率:50%

1. 授業の構成・内容について

- 研究法では資料が充実しており、大変理解を深められた。
- 全体を通して参考になった。
- 大学院の授業そのものが広義のヒューマンサービスではないかと考えさせられる場面が度々あった。それは学生(院生)の多くが社会人であり現場で対象者に直接サービスを提供するヒューマンサービス人材であることが大きい。
- 学生の興味関心を高め、引き出し、考えるきっかけを作り出すことが、それぞれの現場で提供するヒューマンサービスに直結すると考えられるため、学生の学ぶ意欲や問題意識、職務上の課題等、学生側の状況やニーズによって予定していた授業内容が多少変わることが必然であるように思う。
- 結果的に講義形式の授業よりもロールプレイやブレストなどのグループワーク等を通じて教授(先生)方と学生のやり取りが多い授業ほど満足度が高く感じられた。
- ヒューマンサービス特論の講義(リベラルアーツからのアプローチ)をもっと聞きたいです。またこの教員の講義回数を増やしてほしいと思いました。
- それぞれの先生のお話しがとてもわかりやすく、先生方が大切に思っている事柄が少し理解できました。

【分析結果とその根拠理由】

授業評価についての学生のアンケート調査結果から判断して、学習成果は十分上がっている。また、少人数教育の体制やリアクションペーパーの活用等により、個々の学生の学習状況をきめ細かく把握し、学習成果の向上につなげており、学習成果をあげている。

大学院においては、授業評価からみて大学院生の多くが学習についての満足感を感じており、学習成果は上がっている。授業評価での意見を授業内容等に反映させることができる体制をとっているが、対応状況の検証が十分でないため、今後検討を進めていく必要がある。

**観点6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。**

【観点に係る状況】

最近5年間の学部の就職希望者の就職率は96.2%から99.1%であり、主な就職先は病院や地方自治体等となっている。また、進学先は本学大学院等となっている。(資料6-2-①-A)。ヒューマンサービスを実践できる人材の育成を目指す本学の性格から就職者の割合が高い。

就職率は各学科とも90%を越えており、文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査(4月1日現在)」における「大学」及び「うち国公立」の数値を上回る高い就職率(約2/3は県内就職)となっている(資料6-2-①-B)。

卒業生の多くは医療機関、福祉施設、地方自治体(公立学校含む)への就職が多く、民間企業への就職は社会福祉学科と栄養学科で見られている。なお、毎年卒業時に行っているアンケートによれば、進路について「満足」又は「ほぼ満足」と回答している学生の割合は、卒業者のほぼ90%前後となっており、高い満足度が示されている(資料6-2-①-C)。

大学院における最近5年間の修了者の就職率は66.7%から88.2%であり、主な就職先は地方自治体、横須賀共済病院等となっている。また、進学先は昭和大学大学院(博士後期課程)等となっている。(資料6-2-①-D)。

社会人学生が多く職場に復帰する例が多いが、それを含めて本学大学院の目的にかなう方面への就職や進学が達成されている。

資料6-2-①-A 学部就職率、就職先、進学先、

	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
卒業生数 A	238	241	231	231	218
就職希望者 B	222	232	219	226	211
就職者 C	218	225	217	224	203
就職率(C/A)	91.6%	93.4%	93.9%	97.0%	93.1%
就職率(C/B)	98.2%	97.0%	99.1%	99.1%	96.2%
進学者 D	6	5	2	2	5
進学率(D/A)	2.5%	2.1%	0.9%	0.9%	2.3%
未定・その他	14	11	12	5	10

※その他には、在家庭者(進路決定者として扱う)が含まれる。

※主な就職先=県立がんセンター、横浜市大病院、地方自治体、社会福祉法人、学校栄養職員、他

※主な進学先=本学大学院、昭和大学 他

資料6-2-①-B 学科別就職率

	看護学科	栄養学科	社会福祉 学科	理学療法 学専攻	作業療法 学専攻	合計	大学等の就職率	
							大学	うち国公立
平成21年	98.7%	97.6%	93.1%	100%	96.0%	96.8%	95.7%	96.6%
平成22年	100%	100%	94.5%	100%	100%	98.6%	91.8%	94.5%
平成23年	98.8%	97.4%	96.6%	100%	100%	98.2%	91.0%	93.5%
平成24年	97.7%	97.6%	93.7%	100%	100%	97.0%	93.6%	95.4%
平成25年	100%	100%	96.6%	100%	100%	99.1%	93.9%	95.3%
平成26年	100%	100%	96.6%	100%	100%	99.1%	94.4%	96.7%

(大学等の就職率は、文部科学省「平成25年度大学等卒業者の就職状況調査(4月1日現在)」による。)

資料6-2-①-C 卒業生進路支援アンケート結果

進路について(就職が内定している方に伺います)

○ あなたは自分の就職や進学等満足していますか。一つ選んで○をつけてください

アンケート結果		合計 ( )は%	看護	栄養	社福	PT	OT
卒業生 平成26年度	満足	114 (57.9)	43	19	27	13	12
	ほぼ満足	69 (35.0)	20	18	23	5	3
	しかたない	3 (1.5)	0	2	1	0	0
	不満足	0 (0.0)	0	0	0	0	0
	未記入	11 (5.6)	4	3	2	1	1
	合計	197 (100.0)	67	42	53	19	16
卒業生 平成25年度	満足	124 (57.4)	48	24	30	7	15
	ほぼ満足	69 (31.9)	20	18	18	9	4
	しかたない	7 (3.2)	3	1	2	1	0
	不満足	2 (0.9)	0	0	1	0	1
	未記入	14 (6.5)	5	4	5	0	0
	合計	216 (100.0)	76	47	56	17	20
卒業生 平成24年度	満足	119 (56.4)	50	13	34	12	10
	ほぼ満足	66 (31.3)	18	22	14	6	6
	しかたない	13 (6.2)	5	1	6	1	0
	不満足	0 (0.0)	0	0	0	0	0
	未記入	13 (6.2)	3	4	3	0	3
	合計	211 (100.0)	76	40	57	19	19

卒業生 平成23年度	満足	106 (56.7)	30	23	28	12	13
	ほぼ満足	72 (38.5)	29	12	17	7	7
	しかたない	3 (1.6)	0	1	1	1	0
	不満足	1 (0.5)	0	1	0	0	0
	未記入	5 (2.7)	2	2	0	1	0
	合計	187 (100.0)	61	39	46	21	20
卒業生 平成22年度	満足	101 (50.5)	41	19	18	12	11
	ほぼ満足	88 (44.0)	40	19	15	6	8
	しかたない	4 (2.0)	1	3	0	0	0
	不満足	0 (0.0)	0	0	0	0	0
	未記入	7 (3.5)	2	3	2	0	0
	合計	200 (100.0)	84	44	35	18	19
総計	満足	564 (55.8)	212	98	137	56	61
	ほぼ満足	364 (36.0)	127	89	87	33	28
	しかたない	30 (3.0)	9	8	10	3	0
	不満足	3 (0.3)	0	1	1	0	1
	未記入	50 (4.9)	16	16	12	2	4
	合計	1,011 (100.0)	364	212	247	94	94

資料6-2-①-D 大学院進学率、進学先、就職率、就職先

	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
修了者数 A	16	23	19	17	21
就職希望者 B	12	20	16	15	15
就職者 C	12	20	16	15	14
就職率 (C/A)	75.0%	87.0%	84.2%	88.2%	66.7%
就職率 (C/B)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.3%
進学者 D	3	1	1	1	4
進学率(D/A)	18.8%	4.3%	5.3%	5.9%	19.0%
未定・その他	1	2	2	1	3

※主な就職先＝地方自治体、横須賀共済病院、帝京科学大学、社会福祉法人、他

※主な進学先＝昭和大学大学院(博士後期課程)、お茶の水大学大学院(博士後期課程)、他

【分析結果とその根拠理由】

本学は、大学の目的からも専門職として就職を希望する学生の割合が高いが、各学科とも就職率は高く、卒業時のアンケートから見ても、進路に対する学生の満足度は高い。

大学院についても、その目的にかなう方面への就職や進学が達成されている。

こうした進路の状況等の実績から見て学習成果は上がっている。

観点6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

卒業生からの意見については、平成27年3月に平成23年度卒業生（第6期生）を対象にアンケート調査を実施した。アンケート結果では、保健福祉大学を卒業したことについて「満足している」「どちらかと言えば満足している」との回答が合わせて93.2%と高い満足度が示された。また、「大学で身に付けることができたと思うこと」については、「多職種連携に関する意識」が最も高い72.7%、現在役に立っている能力では、「多職種連携を意識する力」が61.9%、「専門的知識・技術」が59.5%となっており、本学の教育理念・教育目標に沿った形で学習成果が受け止められている様子がうかがえる（資料6-2-②-A、別添資料6-2-②-B）。

このほか、平成25年8月発行の「開学10周年記念誌」や大学パンフレットに寄せられた卒業生の意見でも、本学がミッションとするヒューマンサービスの考え方、基本理念とする保健・医療・福祉の連携と総合化に係る教育が、卒業後の現場での実践において重要なものと認識され高く評価するものが多く、「働くうえで大切にしたいことを学んだ」「迷った時に立ち返ることのできる理念が自分の中に根付いた」といった意見が寄せられている。少人数教育や現場を重視し実習に力を入れたカリキュラムを評価する意見もある。（別添資料6-2-②-C）

大学院修了生からの意見については、学習成果を把握することを目的としたアンケート調査等は実施していないが、平成25年度に博士課程設置に関する意向把握のために行ったアンケートでは、博士課程に進学したい理由として「ヒューマンサービスの視点で自らの研究を進めたい」「修士に続いてヒューマンサービスの理念のもと博士課程に進みたい」「ヒューマンサービスの理念をより具体化できる研究や4領域との関係を持った研究に繋がりたい」といった回答があり、本学の基本理念が大学院教育において浸透していることがうかがえる。

卒業生の就職先からの意見については、平成27年3、4月に主な就職先である病院・施設等を対象にアンケート調査を実施した。アンケート結果では、本学の卒業生を採用したことに「非常に満足している」が60.7%、「概ね満足している」が39.3%で全ての就職先から「満足」との回答が得られた。また、採用時の本学卒業生の評価については、知識・能力等を「十分有している」「ある程度有している」の回答の合計で、「専門分野に関する知識」は96.6%、「幅広い教養と基礎学力」は98.3%、「協調性・コミュニケーション能力」は94.9%、「社会人としての常識・仕事への意欲」は95.0%などとなっており、学習成果への評価も高い（資料6-2-②-D、別添資料6-2-②-E）。このほか、教員が就職先を訪問した際、あるいは実習その他の打ち合わせの際に聴取した本学の卒業生に対する評価は総じて高く、「仕事において学ぶ姿勢が優れている」「基本的なあいさつ態度等ができており、患者や家族への対応に不安が少ない」「自ら主体的に考え取り組む姿勢に感心する」「仕事を通じて成長が見られる」といった声が寄せられている。

資料6-2-②-A 卒業生アンケート結果(抜粋)

卒業生(平成23年度・第6期生)アンケート結果(平成27年3月全学)

回収率 44/241=18.3%

Q4. 保健福祉大学を卒業したことに満足していますか。

	全体	44	
1	満足している	32	72.7%
2	どちらかと言えば満足している	9	20.5%
3	どちらとも言えない	3	6.8%
4	どちらかと言えば満足していない	0	0.0%
5	満足していない	0	0.0%

Q7. 大学で身に付けることができたと思うことは何ですか。

	全体	44	
1	ヒューマンサービスの理念	15	34.1%
2	多職種連携に関する意識	32	72.7%
3	学科の専門性	28	63.6%
4	社会人としての教養	6	13.6%
5	課題発見・解決力	12	27.3%
6	コミュニケーション能力	19	43.2%
7	自ら判断する力	6	13.6%
8	チームワークに貢献する力	13	29.5%
9	語学力	0	0.0%
10	プレゼンテーション能力	5	11.4%
11	情報通信技術の活用力	5	11.4%
12	その他	0	0.0%

Q8. 現在役に立っているものは何ですか。

	全体	44	
1	保健福祉大学の卒業生であること	17	38.6%
2	大学で学んだ専門性	30	68.2%
3	大学で身に付けた教養	11	25.0%
4	取得した国家資格	36	81.8%
5	本学の教員とのつながり	15	34.1%
6	学生時代の友人とのつながり	34	77.3%
7	サークル活動の経験	4	9.1%
8	ボランティア活動の経験	3	6.8%
9	アルバイトの経験	8	18.2%
10	その他	0	0.0%

Q 9. 現在に役立っている能力は何ですか。

	全体	42	
1	ヒューマンサービスを実践する力	9	21.4%
2	多職種連携を意識する力	26	61.9%
3	専門的知識・技術	25	59.5%
4	専門分野を超えた教養	8	19.0%
5	課題発見・解決力	10	23.8%
6	コミュニケーション能力	15	35.7%
7	自ら判断する力	9	21.4%
8	チームワークに貢献する力	17	40.5%
9	語学力	0	0.0%
10	プレゼンテーション能力	4	9.5%
11	情報通信技術の活用力	6	14.3%
12	その他	0	0.0%

別添資料 6-2-②-B 卒業生アンケート結果

別添資料 6-2-②-C 学習成果に係る卒業生・修了生の意見

資料6-2-②-D 就職先アンケート結果(抜粋)

就職先（病院・施設等説明会対象）アンケート結果(平成27年4月全学)		回収率 73/101=72.3%			
Q4. 採用時の本学の卒業生に対してどのように評価していますか。					
		十分有している	ある程度有している	やや不十分である	全く不十分である
① 61	専門分野に関する知識	26	31	2	0
		44.1%	52.5%	3.4%	0.0%
② 61	専門分野に関する実践力	16	37	6	0
		27.1%	62.7%	10.2%	0.0%
③ 61	幅広い教養と基礎学力	30	28	1	0
		50.8%	47.5%	1.7%	0.0%
④ 61	問題発見・分析・解決能力	18	34	7	0
		30.5%	57.6%	11.9%	0.0%
⑤ 61	協調性・コミュニケーション能力	32	24	3	0
		54.2%	40.7%	5.1%	0.0%
⑥ 61	社会人としての常識・仕事への意欲	29	27	3	0
		49.2%	45.8%	5.1%	0.0%
Q5. 本学の卒業生を採用したことについて満足していますか。					
	全体	61			
1	非常に満足している	37	60.7%		
2	概ね満足している	24	39.3%		
3	やや不満である	0	0.0%		
4	全く不満である	0	0.0%		

別添資料6-2-②-E 就職先アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生からは、本学の教育に関して、特にミッション・教育理念に関わる部分で高い評価を得ており、学習成果は十分上がっている。また、本学卒業生は就職先等から高い評価を得ており、その面からも学習成果は上がっていると考える。

なお、現在、卒業生・修了生や就職先等を対象としたアンケート調査等は実施していないが、今後は、本学の教育効果や課題について調査・分析し、教育の改善に活かす必要がある。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 修業年限内卒業率が高く、学生が各学年において必要な知識・技能・態度等を身に付けて進級し、卒業している。
- 国家試験合格率は全国平均合格率を上回り、卒業生は専門職として必要な知識を身につけている。
- 作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟（WFOT）の認定を受けており、卒業生は国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。
- 各学科とも就職率は高く、卒業時のアンケートから見ても、進路への満足度が高い。
- 卒業生に対するアンケート調査、就職先に対するアンケート調査の結果から見て、卒業生は、本学の基本理念に関わる学習成果を高く評価しており、就職先の満足度も高い。

【改善を要する点】

- 卒業時の到達度を評価する仕組みについて検討を進めている。
- 大学院の学生意見交換会や授業評価結果からの課題の検証に不十分な点がある。
- 就職先や卒業生を対象とした調査を定期的実施し、今後の教育に活かす必要がある。

## 基準 7 施設・設備及び学生支援

### (1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 【観点に係る状況】

本学の校地面積は 37,821 m<sup>2</sup> (大学設置基準 8,800 m<sup>2</sup>)、校舎面積は 16,781 m<sup>2</sup> (大学設置基準 9,553 m<sup>2</sup>) である。施設の特徴としては、大学の基本理念である「保健・医療・福祉の連携と総合化」を具現化するキャンパスとして、同一敷地内に教育研究棟、管理図書館棟、講堂棟、厚生棟、体育館棟、エネルギーセンター棟を配置し、これら施設全体を覆う大屋根の下に交流プラザを設けている。その他にソフトボール場がある (資料 7-1-①-A)。

教育研究等の中には講義室 30 室、研究室 94 室、実験・実習室 44 室、演習室 10 室、LL 教室 2 室、情報実習室 2 室が設けられており、それぞれに教育研究活動に必要な設備を備えている。また、附属図書館は十分な規模及び内容で整備されており、学内に情報ネットワークも整備されている (資料 7-1-①-B)。

これらの施設・設備は、大学設置基準のほか保健師助産師看護師学校養成所指定規則、管理栄養士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等が定める施設・設備に係る基準を満たしており、本学が目的とする教育研究活動を展開するうえで有効に活用されている。

なお、授業以外で大学施設を利用する場合には、教職員に対しては、明示された施設・設備の運用に関する方針に基づき学内情報ネットワークにより自由に予約を行うことができる。また、学生に対しては、毎年配布している学生便覧で利用方法等を周知しており、教務学生課を通じて予約することができる。

キャンパスは、①バリアフリー、②セーフティ、③グリーン、④エコロジーといった 4 つのコンセプトを基に整備されている。

バリアフリーに関しては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」が定める整備基準に適合した施設として整備しており、エレベーター、みんなのトイレの設置、段差の解消その他の配慮により、障害者等を含めすべての人が安心して利用できる環境を実現している (資料 7-1-①-C)。

セーフティに関しては、教育研究棟は震度 6 強を上回る地震動に対応した免震構造を、その他の棟は震度 6 強程度に対応した耐震構造を採用している。このように高度の耐震性を有していることなどから、横須賀市の帰宅困難者一時滞在施設や県の横須賀三浦現地災害対策本部施設被災時の代替施設にも位置づけられている。

また、安全管理・防犯面では、キャンパス内随所に外灯や防犯カメラを設置するとともに、委託事業者による 24 時間警備体制を敷いているなど適切な対応を図っている (資料 7-1-①-D)。

施設及び施設に付随する設備の維持管理は、PFI 契約に基づき長期的に良好な状態を維持することが担保されている。その他の設備については、計画的に更新を行うことなどにより適切な維持管理に努めている。なお、学生から施設・設備に係る具体的な要望が出された場合には、できるだけ速やかに処理しており、学生のニーズには適切に対応している (資料 7-1-①-E)。

資料7-1-①-A 大学施設一覧（棟別、延べ床面積等）

		面 積
校地面積		37,821.79 m <sup>2</sup>
校舎面積	管理図書館棟	5,881.25 m <sup>2</sup>
	厚生棟	847.45 m <sup>2</sup>
	教育研究棟	28,411.33 m <sup>2</sup>
	講堂棟	1,677.18 m <sup>2</sup>
	体育館棟他	5,044.24 m <sup>2</sup>
	計	41,861.45 m <sup>2</sup>

資料7-1-①-B 各施設の内容（講義室、研究室など）

建物区分	施 設 内 容
管理図書館棟	事務室・医務室・学生相談室・進路資料室・大会議室・学長室・応接室 会議室等・図書館他
厚生棟	食堂・売店
教育研究棟	講義室・階段教室・研究室・実験・実習室・演習室・LL教室・情報実習室 スタッフルーム・地域貢献研究センター・ロッカールーム 他
講堂棟	講堂・トイレ
体育館棟他	体育館・トレーニング室・部室・シャワー室、自治会室、集会室 他

資料7-1-①-C バリアフリーに対応した設備等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差のないフロアー</li> <li>・障害者用トイレの各階設置</li> <li>・エレベーター設置</li> <li>・障害者向け駐車場確保</li> <li>・スロープ設置（神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に対応）</li> </ul>
---

資料7-1-①-D 安全・防犯に配慮した設備等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内研究室、実習室等の機械警備</li> <li>・夜間街路灯点灯</li> <li>・警備員常駐</li> <li>・建物耐震・免震構造</li> </ul>
---

資料7-1-①-E 学生からの要望への対応状況

概 要	だれでも、いつでも、気軽に大学運営に関われるよう、「学長への意見・提案箱」を設け、寄せられた意見・要望・苦情などに対し、学長として適切な対応を行うとともに、今後の大学運営に反映させることを目的とし、平成25年10月から事務局ロビーに「意見・提案箱」を設置
改善事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室入口等へのアルコールスプレーの設置(平成25年度)</li> <li>・学生自治会からの屋上庭園の活用(平成26年度)</li> </ul>

## 【分析結果とその根拠理由】

本学の施設・設備は、大学設置基準等を上回る規模・内容を有しており、本学が目的とする教育研究活動を展開するうえで必要な施設・設備が十分に整備されており、有効に活用されている。また、高度の耐震性を有する施設であり、バリアフリーや安全・防犯面についても十分配慮している。

## 観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

## 【観点到に係る状況】

本学では、学内 LAN を構築し、各講義室、演習室、実習室、研究室、事務室等に設置されているパソコンなどの情報機器からインターネットに接続可能である（資料 7-1-②-A）。また、図書館 4 階と教育研究棟 4 階に WiFi 親機が設置されている。

学生に対しては、LL 教室 2 室と情報実習室 2 室に 194 台、附属図書館の情報自習室に 30 台の計 224 台の学生用パソコンを整備し、オフィスソフト、統計分析ソフト、Web、電子メールを自由に使えるようにしている。

LL 教室、情報実習室は 8 時 30 分から 21 時まで、附属図書館は 9 時から 22 時まで開放しており、学生は授業外の時間に活用できる。なお、附属図書館では、ノートパソコンの持ち込み利用者の増加に対応するため、平成 26 年度に PC 対応閲覧席を 84 席から 120 席に拡張した。

学生は、履修登録や成績確認を学内のパソコンで行うことができる。メールアドレスは全学生に付与しており、学外からもインターネットを通じてメールを送受信することが可能である。休講の周知、呼出しなどを行う電子掲示板機能も整備している。蔵書検索システムにより、学内及び他図書館の蔵書検索等ができる。このほか、インターネットによるウェブページの閲覧やオフィスソフト、統計分析ソフト（SPSS）を利用したレポート作成や自主学習を行うことができる。

活用例としては、情報ネットワークに導入した統計分析ソフトを用いた授業が行われたり、同じく情報ネットワーク上の AV 教材を用いて学生が自主学習を行ったりしている。クラウドや skype を活用したゼミ活動や卒業論文研究が実施されている。このように ICT を活用した教育活動に取り組んでいる。

教職員に対しては、各講義室等にパソコンが配備され、授業等で活用されているほか、研究室にはパソコン 1 台と情報コンセント 2 か所が整備され、教育研究活動に必要な環境を整備している。このほか、幹部職員及び事務局職員には、神奈川県の情報ネットワーク用パソコンが 50 台整備されており、管理的業務のほか教育研究活動の支援に活用されている。

情報機器はリースにより整備し、定期的に最新のハードウェア、ソフトウェアに更新することで、セキュリティにも留意している。また、情報システムに知識・経験のある常勤職員を担当として配置するとともに、システム運用・保守を専門業者に委託をして要員を常駐させ、稼働監視、システム障害対応などを行わせている。

学内情報システムの管理については、「情報ネットワークシステム運営要綱」により管理体制を明確にしており、「情報機器及びネットワーク運営要領」で具体的な運用管理について定めているほか、情報システム改善、情報自習室及び LL 教室の利用、ホームページの管理・運営、学内 Web 運営については、それぞれガイドライン等の文書により運用方法を定めている。このほか、情報セキュリティ対策については、「神奈川県情報セキュリティポリシー」に従って行われている（資料 7-1-②-B）。

情報システムの利用方法や情報セキュリティについては、学生に対しては学生便覧に掲載するとともに入学時のオリエンテーションや実習や卒業研究等の準備段階で説明も行っている。教職員に対しては新任時に個別に説明を行っている。

資料 7-1-②-A 情報機器整備状況

学生向け PC の設置状況

設置場所	PC 設置台数	利用可能時間
LL 教室 1	教育研究棟 4 階	8 時 30 分から 21 時 00 分
LL 教室 2	教育研究棟 4 階	
情報実習室 1	教育研究棟 4 階	
情報実習室 2	教育研究棟 4 階	
情報自習室 (附属図書館)	管理図書館棟 3 階	9 時 00 分から 22 時 00 分

教員向け PC の設置状況

教員用端末	135 台	24 時間利用可
-------	-------	----------

資料 7-1-②-B 情報ネットワーク運営に関する学内規定類 (規程名および概要)

1 神奈川県立保健福祉大学情報ネットワークシステム運営要綱	①学内情報システムの運営管理に関し必要な項目を定める	②学内情報システムの管理体制、所管委員会
2 神奈川県立保健福祉大学情報機器及びネットワーク運営要綱	①運営要綱に基づき、学内に設置されたコンピュータ及び情報ネットワークの運営・管理に関して、必要な項目を定める	②情報機器等の運用管理、ネットワーク等の運用管理、障害監理、情報セキュリティ
3 情報システムの改善に関する基準	①学内情報システムの改善に関し必要な項目を定める	②学内情報システムの改善に関する検討体制・実施方法
4 神奈川県立保健福祉大学情報自習室利用ガイドライン	①情報自習室の効果的な利用のための必要な項目を定める	②利用目的、禁止行為、留意事項
5 神奈川県立保健福祉大学 LL 教室利用ガイドライン	① LL 教室の効果的な利用のための必要な項目を定める	②利用目的、禁止行為、留意事項
6 神奈川県立保健福祉大学学内ネットワーク接続ガイドライン	①個人所有パソコンでの学内情報システム利用のための必要な項目を定める	②利用目的、利用できるサービス、接続に係る手続、留意事項
7 神奈川県立保健福祉大学ホームページ管理・運営要綱	①大学の公開ホームページの運営・管理に関して、必要な項目を定める	②運用管理、掲載不可情報、実践教育センター分の取扱い
8 神奈川県立保健福祉大学学内 Web 運営ガイドライン	①学内 Web の効果的な利用のための必要な項目を定める	②利用目的、利用できるサービス、利用時間、留意事項
9 研究における個人情報の適正管理に関する学内取扱い基準	①教員、院生、学生が個人情報を取り扱う場合の標準的な対応を定める	②基本方針、情報収集、保存・保管、取扱方法
10 学生による個人情報に係る事故対応に関する学内取扱基準	①個人情報の漏えい・紛失等の事故発生時の対応を定める	②事故報告、事故調査、公表 等

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生及び教員の教育研究活動に必要な学内LAN、パソコン、情報コンセント、Wi-Fi親機等の情報機器が整備されており、情報ネットワークの管理体制等も学内規定類として明確に整備され、学生・教職員に対し周知されている。

これらにより、本学のICT環境は有効に活用されているが、先進事例に学び更なる利活用を検討する必要がある。

**観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。**

【観点到に係る状況】

附属図書館の総面積は2,789㎡、所蔵資料は一部を除き、集密書庫を含めて自由開架方式を採用し、全体の93%を利用者が自由に閲覧できる。閲覧席は閲覧室に175席（うちPC対応閲覧席は120席）、情報自習室（パソコン設置）に30席を備えている。その他、OPAC・外部データベース専用端末6台を備えた検索コーナー、グループ単位で研究・学習が可能なグループ研究室3室、個人研究向けの個人ブース6室、視聴覚資料を視聴できる視聴覚コーナーを整備している。

蔵書数は平成25年度末現在、図書125,821冊、雑誌2,078タイトル、視聴覚資料2,410点を所蔵し、10種類のデータベースを提供している。また、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」に対応している。なお、蔵書数を「平成25年度学術情報基盤実態調査 結果報告」（以下「H25 調査」）と比較すると、公立単科大学の所蔵資料数の平均は図書111,232冊、雑誌1,638タイトル、視聴覚資料2,558点であり、図書、雑誌タイトル数では平均を上回っている。平成25年度の受入数は図書2,129冊、学術雑誌703タイトルであった。その他オンラインジャーナルとして1,507タイトルを受け入れた。

図書館の購入資料は、外国雑誌及びデータベースについては、各学科からの要望等を踏まえ図書館が作成した購入案を図書情報委員会で検討のうえ購入を決定し、図書については、各学科の購入希望を図書館が購入方針に照らして調整のうえ購入を決定している（資料7-1-③-A）。図書の購入予算については、県財政の状況を反映して近年削減されてきた一方、昨今の円安等を反映して外国雑誌等の価格が高騰しており、必要な予算の安定的確保が課題となっている。

寄贈図書資料は、図書館の受入方針に沿って受け入れている。その結果、図書について蔵書構成をみると（資料7-1-③-B）、専門分野を中心に、その周辺の教養科目にも目配りした収集となっている。

開館時間は、長期休業期間を除き平日は9時から22時まで、土曜日は9時から17時まで開館している。平日9時から19時まで、および土曜日の9時から17時まで一般利用者への開放も行っている。平成25年度の開館日数は284日（「H25 調査」の公立単科大学の平均開館日数は272日）、入館者数は90,565人であった。

館外貸出総冊数の推移をみると（資料7-1-③-C）、平成25年度は前年度より減少しているが、その水準は、「H25 調査」の公立単科大学平均を大きく上回っている。貸出冊数のうち学生の貸出冊数は（資料7-1-③-D）、同じく平成25年度は減少しているが、その水準は、公立単科大学の平均を大きく上回っている。

図書館の利用方法については、学生・教職員に利用案内を配布しているほか、大学ホームページで周知を図っている。また、学生に対しては入学時のオリエンテーションで説明を行うとともに、必修科目の「文献検索とクリティーク」の中で学習させている。そのほか、随時図書館ガイダンスを開催し、必要に応じた利用指導を行っている。

図書館に対する学生のニーズ調査は実施しておらず、今後の課題であるが、図書館に対し直接あるいは教員を通じて出された学生等からの要望に対しては、速やかに対応している（資料7-1-③-E）。

資料7-1-③-A 図書館資料整備の基本的考え方

本学保健福祉学部及び大学院における学習、教育、研究に必要な資料を収集する。とりわけ学部、大学院のカリキュラムや授業内容に重点をおいた収集を行う。

- (1) 学部学生、大学院生の学習、研究を支援する看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション各分野の基本的な資料（本学で扱う専門分野を補完するのに必要な、周辺領域を含む）。利用度の高いタイトルについては複本での収集も行う。
  - (2) 国家試験受験を支援するための最新の関連資料、および職業、就職に関する資料。利用度の高いタイトルについては複本での収集も行う。
  - (3) 教職員の教育、研究に必要なデータベース、外国雑誌を中心とした専門資料。
- なお、大学の附属図書館として、以下の資料の収集にも努める。

- ・一般教養を高めるための資料。
- ・専門分野以外の参考図書。

資料7-1-③-B 図書資料分野別蔵書構成

分野	冊数	比率
社会福祉関連図書	39,176	31.9%
看護関連図書	11,116	9.1%
看護以外の、医学関連図書（看護周辺、およびリハビリテーション分野を含む）	33,322	27.1%
栄養学関連図書	14,718	12.0%
その他教養科目図書	24,489	19.9%
合計	122,821	100.0%

資料7-1-③-C 館外貸出冊数の推移

(単位：冊)

年度	貸出冊数	対前年度比	公立単科大平均値*
平成26年度	28,335	▲ 8.1%	
平成25年度	30,840	▲12.7%	13,625
平成24年度	35,342	5.5%	13,095
平成23年度	33,502	▲11.8%	17,007
平成22年度	37,971	-	-

\*公立単科大学平均値は学術基盤実態調査報告(文部科学省)の冊数による。

資料 7-1-③-D 館外貸出総冊数のうち、学生の貸出冊数の推移 (単位：冊)

年度	貸出冊数	対前年度比	公立単科大学大平均値*
平成 26 年度	21,819	▲3.9%	
平成 25 年度	22,716	▲16.8%	10,323
平成 24 年度	27,302	4.6%	9,964
平成 23 年度	26,108	▲14.1%	11,879
平成 22 年度	30,397	-	18,001

\*公立単科大学大平均値は学術基盤実態調査報告(文部科学省)の冊数による。

資料 7-1-③-E 学生等からの要望への対応状況

学生等の要望に応え、平成 23 年度より開館時間等を以下のように変更した。

①休業期間中における開館時間の拡充

- ・平日の閉館時刻を 2 時間延長し 19 時までとした。
- ・それまで休館していた土曜日も、17 時まで開館することとした。

②学生、院生及び教職員等のみ利用可能であった、平日の夜間開館時間帯 19 時から 22 時まで、および試験期間中も、卒業生・修了生に関しては利用可能とした。

【分析結果とその根拠理由】

本学附属図書館は教育研究活動に必要な環境が整備されており、図書館資料及び図書館利用についても、公立単科大学の平均を大きく上回る水準となっている。

なお、学生のニーズ把握のための調査の実施や図書購入予算の安定的確保が課題となっている。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生の自主的学習の場としては、教育研究棟に LL 教室 2 室、情報実習室 2 室があり、合計 194 台のパソコンが整備され、講義等で利用する時間以外は 8 時 30 分から 21 時までガイドラインに従って自由に利用できる。その他の講義室・演習室も講義等で利用する時間以外は 8 時 30 分から 21 時まで利用できる（占有利用するときは許可が必要）。このほか、教育研究棟各階ラウンジには情報コンセントとテーブル・椅子が設置されており、自主的学習に利用することも可能である。

また、附属図書館には情報自習室があり 30 台のパソコンが整備されているほか、グループ研究室、個人ブースが設置されており、それぞれ図書館開館中（長期休業期間を除き平日 9 時～22 時、土曜日 9 時～17 時）は要領等に沿って自由に利用できる。このほか、閲覧席 175 席（うち PC 対応閲覧席は 120 席）を自主的学習に利用することが可能である（資料 7-1-④-A）。

これらの施設の利用実績や学生の満足度は把握していないが、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月までの附属図書館のグループ研究室の利用状況は、220 回（1 日平均 2.4 回）となっている（資料 7-1-④-B）。

資料7-1-④-A 自主的学習関係施設整備状況

・LL 教室	2室PC各48台
・情報実習室	2室 PC48台、50台
・各階ラウンジ	複数ヶ所
・図書館情報自習室	PC30台
・グループ研究室	3室
・個人ブース室	6室

資料7-1-④-B グループ研究室の利用状況

年 月	開館日数	利用回数	1日平均
H27年 3月	25日	7回	0.3回
H27年 2月	22日	55回	2.5回
H27年 1月	22日	99回	4.5回
H26年12月	23日	59回	2.6回

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学生がパソコン等を利用して自主的学習を行うことが可能な施設が十分整備されるとともに、夜間まで利用可能となっており、学生はこれらの施設を有効に活用している。

しかし、利用実績や学生の満足度の把握が十分でないことから、今後さらに利用を拡大するためには、実態把握を進める必要がある。

観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、看護学科、栄養学科、社会福祉学科に履修課程（コース）が設けられている（資料7-2-①-A）。リハビリテーション学科を含む各学科における授業科目や履修課程（コース）の選択については、新入生には入学式後に行われるオリエンテーションにおいて、2年生から4年生には新学期の始まりに合わせて学科ごとに行われるオリエンテーションにおいて説明指導を行っている（別添資料7-2-①-B）。

新入生オリエンテーションでは、教育課程及び履修等、履修登録方法について説明を行った後、各学科ごとに履修課程（コース）や履修すべき授業科目について説明を行っている。

オリエンテーションでの説明後も履修登録期間中は、担当教員が学生からの相談に対応するとともに、確実に履修登録が行われているかのチェックも行っている。

この結果、履修登録の漏れや履修課程（コース）選択での誤解の発生といった事例は非常に少なく、履修登録及び履修課程（コース）選択は円滑に行われている。

大学院においては、入学式直後の時期に、大学院全体及び4領域個々の2回の機会により、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスを適切に行っている。また、大学院入学試験についての受験生向け説明会を毎年6月に行っており、説明会の際も、大学院全体及び4領域に分かれて、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスを適切に行っている。

なお、年に2回実施している大学院生との意見交換会、年度末に実施している授業評価において、授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスについての見解は良好である。また、6月に実施している大学院受験生向けの説明会の際における参加者の反応もこの観点について良好である（資料7-2-①-C）。

資料7-2-①-A 選択によって取得可能な資格

学科	履修課程コース	選考時期	定員
看護	保健師課程（コース）	2年次後期	36
		3年次編入学後	8
	助産師課程（コース）	3年次後期	10
	養護教諭一種課程（コース）	1年次後期	24
栄養	社会福祉士課程（コース）	1年次後期	20
	栄養教諭一種課程（コース）	2年次後期	20
社福	精神保健福祉士課程（コース）	2年次後期	20
	介護福祉士課程（コース）	1年次前期（5月）	20

別添資料7-2-①-B オリエンテーションのスケジュール

資料7-2-①-C 大学院ガイダンスに対する学生の評価

大学院説明会参加者アンケート（抜粋）	26.6.14
6月14日（土）午後2時から開催した大学院説明会には、42名の出席がありました。	
参加者に対してアンケートを行った結果、36名から回答がありました。	
10 今日の説明会で一番興味を持たれたことは何ですか。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念について</li> <li>・直接教授と話ができたことで自分の進路を真剣に考えることができた・保健、医療、福祉の連携という大学院の特色がすぐ気に入る、やる気が向上した</li> <li>・多職種連携や地域包括ケアシステムなど、この時代に求められるようなカリキュラムで考えられているところ</li> <li>・進学する目的をしっかりと考えることが必要と思うようになった・研究テーマを絞る</li> <li>・先生とお話しでき、自分のしたいことが研究なのか勉強なのかという根本が明確になった <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養領域の先生方と直接お話しすることができて貴重な時間となった</li> </ul> </li> <li>・専門に分かれ授業などの具体的な説明、担当教授との交流 <ul style="list-style-type: none"> <li>・領域別説明会で詳しい話が聞けて良かった</li> </ul> </li> <li>・授業時間と内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・院生の時間割</li> </ul> </li> <li>・先生の指導内容</li> <li>・指導教員の先生方の研究テーマ <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の取り方、研究テーマについて</li> </ul> </li> <li>・社会人に対してとても開かれた学校であること・カリキュラムがしっかりしていること・先生方の説明も非常にわかりやすい内容だった</li> </ul>	

## 【分析結果とその根拠理由】

授業科目、履修課程（コース）選択についてのガイダンスは、新学期に各学年で実施しており、各学科において詳しい説明を行うとともに、学生からの相談への対応や履修登録状況のチェックも行っている。こうした対応の結果、履修登録及び履修課程（コース）選択は円滑に行われている。

大学院においては、受験者向け説明会と入学式後にガイダンスを行っており、ガイダンスに関する学生からの評価は良好である。

**観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。**

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

## 【観点到る状況】

全学的に担任制を採用しており、各学科・各学年で1名～3名の教員を配置し、教務委員会及び学生委員会を中心に学生に関する情報交換をしながら履修上の相談や履修登録漏れがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言などを行っている。またゼミの中でも、学習状況の把握や個々の学生からの相談に応じている。さらに、入学当初にチューター制を取り入れ、学科を横断した10名程度のグループを構成し、各グループ1名の教員が配置され、入学時の学習への不安等相談に応じている。

学生には入学時にメールアドレスが割り当てられ、また教職員のメールアドレスが学生に開示されているため、必要に応じて学生、教職員の間でメールによる相談、助言を行うことが可能である。また、全教員にオフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。さらに学科によっては電子メール等でメーリングリストを作成し、クラス全員に連絡や助言が必要ときに活用している。

また、授業などで任意にリアクションペーパーを学生に記載させることで、学生からの学習支援に関するニーズを汲み取っている。さらに、担任制、オフィスアワー等によっても、学生のニーズをくみ上げている（資料7-2-②-A）。

留学生、障害のある学生、社会人学生、編入生といった特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、他の学生と同様のきめ細かな状況把握のもと、特に、教員全員で学習状況に注意して関わっている。

留学生に対しては、国際協働専門部会が留学生向けオリエンテーションを開催しているほか、在籍留学生・日本人学生・大学幹部職員等との交流会を開催するなど、留学生が大学の環境になじみやすいよう配慮している。

資料 7-2-②-A 学習相談等に対応する体制

- ・ オフィスアワーの設定(学内 Web に掲示)
- ・ チューター制の導入(一年生を対象に 1 グループ 10 名程度に教員 1 名を配置)
- ・ クラス担任制の導入(学科・専攻によって導入)
- ・ リアクションペーパーの実施
- ・ 学科例

看護学科

クラス担任制で、1 年次クラス担任の半数は基礎看護領域の教員を配置  
翌年度も持ち上がりで継続して担任を引き継ぐ。  
4 年次担任は国家試験対策委員を兼ねる。

栄養学科

各学年ごとに 2 人の講師以上の教員が担任となっており、1～2 年次は担任が主として学習相談  
に応じ、3 年次以降は、ゼミ配属の担当教員も相談に応じる体制をとっている。

【分析結果とその根拠理由】

担任制、チューター制等を通じて個別の学生のニーズを把握し、必要な学習支援をきめ細かく行う体制をとっており、学習相談、助言、支援は適切に行われている。留学生、障害のある学生、社会人学生、編入生といった特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、きめ細かな状況把握のもと教員全員で学習状況に注意して関わることで、必要な学習支援を行っている。

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

平成 26 年 10 月現在、体育系 15、文化系 22 のサークル(クラブ)が活動している。サークルには教員が顧問として参加することが義務付けられている(資料 7-2-④-A)。

学生団体の活動支援のための施設としては、体育館棟にクラブ室が 20 室、エネルギーセンター棟に自治会が設けられているほか、学生は所定の手続きを行えば、講義室・演習室、講堂、体育館(アリーナ)、ソフトボール場、集会室その他の学内施設を設備と併せてほぼ全面的に利用することができる(資料 7-2-④-B)。

また、学生のボランティア活動の支援としては、大学がボランティアセンターを設置し、学生スタッフによりボランティア情報の提供、ボランティア相談、震災ボランティア活動の企画等の運営を行っている。

学生団体への経済的な支援としては、大学の施設設備の利用に係る費用を負担しているほか、大学の事業等への支援を行うことを目的に設置された「神奈川県立保健福祉大学を支援する会」から支援を受けている(資料 7-2

④-C)。支援の対象は、クラブ活動、ボランティア活動、学生自治会、大学祭その他の学生活動であり、クラブ活動、ボランティア活動助成金については、支援する会から示された助成額総額の範囲で大学学生委員会が助成要望の取りまとめ調整を行っている。助成金の額は、その消化状況から見て学生ニーズに対応したものとなっている（資料7-2-④-D）。

資料7-2-④-A 学生規程 (抜粋)

学 生 規 程	
(趣旨)	
第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部及び大学院保健福祉学研究科(以下「本学」という。)の学生が学生生活上守るべき事項について定めるものとする。	
(学生団体)	
第9条 学生が、学内において団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、学生団体設立(変更)願(様式第11号)に規約を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。	
また、学生団体が規約又は学生団体設立(変更)願の記載事項を変更しようとするときも同様とする。	
2 前項の学生団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問を定めなければならない。	
3 学生団体は、毎年5月末日までに、前年度の活動状況等を記載した学生団体活動報告書(様式第12号)を提出しなければならない。	
4 学生団体が解散したときは、すみやかに学生団体解散届(様式第13号)を提出しなければならない。	

資料7-2-④-B 学生が利用できる施設 (表)

学生が利用できる施設				
施設名	学生利用時間		施設使用願提出先	備 考
	平日 (月～金)	休業期間中の平日		
教育研究棟	8:30～21:00	8:30～21:00	—	時間内随時
各講義室・演習室	8:30～21:00	8:30～21:00	教務学生課	
附属図書館	9:00～22:00 9:00～17:00 (土曜)	9:00～19:00 9:00～17:00 (土曜)	—	学生便覧 37ページ参照
講堂	8:30～19:00	—	総務課	
厚生棟	8:30～19:00	8:30～17:15	総務課	学生便覧 3ページ参照
体育館 (アリーナ)	8:30～21:00	8:30～17:15	総務課	
テニスコート	8:30～21:00	8:30～17:15	総務課	
ソフトボール場	8:30～16:00冬 8:30～18:00夏	8:30～16:00冬 8:30～17:15夏	総務課	
集会室	8:30～21:00	8:30～17:15	総務課	
自治会室・ クラブ室	8:30～21:00	8:30～21:00	教務学生課	
進路資料室	8:30～17:15	8:30～17:15	—	時間内随時

資料7-2-④-C 支援する会会則等 (抜粋)

神奈川県立保健福祉大学を支援する会 会則
(名称) 第1条 本会は、「神奈川県立保健福祉大学を支援する会」と称する。
(事務所) 第2条 本会の事務所を神奈川県立保健福祉大学内に置く。
(目的) 第3条 本会は、神奈川県立保健福祉大学（以下、「県立大学」と称す。）の教育事業等への支援を行うことを目的とする。
(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 県立大学の教育研究事業の発展並びに施設の充実に資するための支援。 (2) 県立大学教職員及び学生の調査研究並びに福利向上のための支援。 (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項。
(会員) 第5条 本会は、県立大学の基本理念に賛同する個人及び団体をもって組織する。

資料7-2-④-D 支援する会からの学生に対する支援内容

- ・クラブ活動、学生自治会活動への支援
- ・大学祭、卒業式関連行事等への支援
- ・オープンキャンパス、国際協働事業、大学PR活動等への支援
- ・震災ボランティア活動への支援
- ・学生見舞い金
- ・ボランティア活動支援基金、課外活動等への表彰に係る支援等

【分析結果とその根拠理由】

本学では、課外活動に必要な施設設備を学生が利用できる環境が整っており、「支援する会」から学生ニーズに見合った助成も得られている。以上のことから、学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう、支援が適切に行われている。

**観点7-2-⑤：** 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の状況把握については、本学では、全学的に担任制の採用とチューター制を取り入れ、入学時の不安等相談に応じている。学生は、学生生活については各学科の学生委員や教務学生課に、進路支援については各学科の進路

支援委員や教務学生課にも相談できる。学生には入学時にメールアドレスが割り当てられ、また教職員のメールアドレスが学生に開示されているため、必要に応じて学生、教職員の間でメールによる相談、助言を行うことが可能である。また、全教員にオフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。さらに、学科によっては電子メール等でメーリングリストを作成し、クラス全員に連絡や助言が必要なときに活用している。このほか、学生等が学長に対して直接相談できる「学長への意見・提案箱」制度も実施している。こうした体制の下で、生活支援に係る学生のニーズを把握し対応している。

健康管理については、医務室を設置し常時担当職員が勤務して学生の健康相談、休養等に当たっており、緊急時の対応マニュアルも整備され、応急処理等も行っているほか、学校医(精神科、内科、耳鼻科、眼科)を配置している。定期健康診断は、毎年4月に全学生を対象に(平成26年度の受診率は97.8%)。結果は学生に知らせるとともに、健康障害が懸念される学生については医務室において個別に指導を行っている。このほか、学外実習に伴う諸検査も健康管理に生かされている。

心理面については、学生相談室を設置し、2名のカウンセラーが交代で学生の相談を受け付けている。また、医務室でも心の悩みにも対応している。さらに、毎年2回、学生を対象としたメンタルヘルスに関する講習会を実施している。

進路支援については、各学科の進路担当教員で構成される進路支援委員会と教務学生課が中心となり、教職員が連携して行っている。その内容は、各学科教員による個別相談への対応、求人情報の提供、学科ごとの求人情報の提供、進路資料室における求人情報等の提供、参考図書の閲覧、附属図書館における参考図書の提供、進路ガイドブックの作成・配布、ガイダンス等の実施などである(資料7-2-⑤-A、別添資料7-2-⑤-B)。ガイダンス等の内容としては、3回にわたる進路ガイダンス、病院・施設就職説明会の開催、就職模擬試験、就職模擬面接の開催等であり(資料7-2-⑤-C)、このほか公務員志望の学生向けの学内講座を開催している。また、学園祭や同窓会のイベントにおいて、学生が卒業生の経験を聞くこともできる。こうした進路支援の効果は、毎年の高い就職率にも反映している。なお、各種イベント実施後にアンケート調査を行うとともに、毎年度卒業生に対しアンケートを実施し、学生ニーズや大学の進路支援への満足度等の把握に努めている(別添資料7-2-⑤-D)。

ハラスメント防止については、「ハラスメントの防止等に関する規程」、「ハラスメント防止等の指針」に基づき取り組んでいる。所管する学内委員会として、学外から弁護士も加えた人権・倫理委員会を設置し、企画課に相談窓口を設置するとともに、9名の相談員(教職員からなる学内相談員及び精神科医、弁護士、臨床心理士の学外相談員)によるメール等による相談体制を敷き、助言・援助などを行っている。事案が発生した場合は、人権・倫理委員会が必要に応じて、事実関係調査のためにハラスメント調査委員会を設置できる体制を定めている。

ハラスメント防止の取り組みについては、学内ポスター掲示、パンフレット配布等により周知を図り、更に毎年学生・院生・教職員向けアンケート調査を実施し、結果概要を学内ホームページで公表するなどハラスメントに対する意識等の確認、現状把握に努めている。また、学内相談員及び担任教員等向けと全教職員向けの研修会を計年2回程度の実施することにより、相談体制の強化を図るとともに教職員の意識啓発にも努めている。(資料7-2-⑤-E、F、G、H、I、J、K)

これら生活、健康、就職等進路、ハラスメント等に係る相談体制等については、学生便覧に相談窓口等を掲載しているほか、新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションで説明を行っている。

特別な支援が必要と考えられる学生としては、現在、留学生12名、社会人学生39名、編入学生21名が在籍している。これらの学生に対しては、他の学生と同様のきめ細かな状況把握のもと、特に、教員全員で学生の状況に注意して関わっている。

留学生に対しては、国際協働専門部会が留学生向けオリエンテーションを開催しているほか、在籍留学生・日本人学生・大学幹部職員等との交流会を開催するなど、留学生が大学の環境になじみやすいよう配慮している。

なお、障害のある学生の生活支援等について特別な対応が必要となった場合には、これまでも適切な措置を講じてきている。

**資料7-2-⑤-A 進路支援の取組**

○学科教員による個別相談への対応

各学科進路支援委員会を中心に、学生からの相談に濃やかに対応する。

○進路支援資料室の設置

平日 8 時 30 分～17 時 15 分開室。学生は自由に利用できる。資料室には求人情報の他、各種就職説明会、参考図書や視聴覚資料等を用意している。

○求人情報の提供（学科、進路支援資料室）

学科ごとに対象の求人を紹介。

また、進路支援資料室では大学に寄せられた求人情報を求人先ごとにファイリングし配架。各求人情報には番号を振り、求人職種などをデータベースにし、学内 LAN で閲覧できるようにしている。

○就職関連書籍の提供

付属図書館において、各職種に関する就職活動や、試験・面接対策の書籍を購入し配架している。

○進路ハンドブックの作成、配布

学生の就職活動に資する各内容を盛り込んだハンドブックを毎年度作成し、3年生を主対象として配付。**(進路ガイドブック 別添資料7-2-⑤-B)**

**参考** ガイドブック目次

- I 本学の進路支援体制について
    - I-2 就職活動スケジュール（概略）
  - II 就職活動について
    - II-2 就職活動の開始
  - III 就職試験と内定について
    - III-2 就職の内定と辞退について
  - IV 事例別注意点
  - V いくつかの記載例（履歴書、文書の記載例）
  - VI 公務員と公務員試験
- (参考) 卒業生からのアドバイスと卒業生の進路  
<その他の様式添付>

**資料7-2-⑤-C 25年度進路支援（ガイダンス等）実績**

4月 5日	第1回就職支援ガイダンス（進路ガイドブック配布）
5月 15日	第2回進路支援ガイダンス（就職活動心得）
5月 25日	病院、施設就職説明会
11月 20日	第3回就職ガイダンス（労働法・就職面接について）
12月 18日・20日	第1回面接対策（模擬面接）
1月 8日	試験対策（一般教養試験）
2月 21日・27日	第2回面接対策（模擬面接）

別添資料7-2-⑤-D 卒業生アンケート

資料7-2-⑤-E 「ハラスメントの防止等に関する規程」(抜粋) 保健福祉大学規程集 p.355～358

(目的)

第1条 この規程は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）における教職員の就労又は学生等の修学上の適正な環境を確保、教職員及び学生等の利益の保護並びに能率の発揮を図ることを目的とする。

(教職員及び学生等に対する指針)

第4条 学長は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために教職員及び学生等が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員等に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

資料 7-2-⑤-F 「ハラスメントに係る相談員設置要綱」(抜粋) 保健福祉大学規程集 359～361

(目的)

第1 この要綱は、「神奈川県立保健福祉大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」(以下「規程」という。)第7条に基づき、本学におけるセクシュアル・ハラスメントに関する苦情・相談（以下「苦情相談」という。）を適切かつ迅速に処理するために設置する相談体制に関し必要な事項を定める。

(相談員の業務)

第7 相談員は、苦情相談の申し出に対し、必要に応じて次の業務を行う。

- (1) 相談者からの事実関係の聴取、助言及び適切な解決策の提案
- (2) 関係する者への事実確認のために必要な聴取
- (3) 関係する者に対する指導
- (4) 監督者との協議調整
- (5) 人権・倫理委員会への報告

別添資料7-2-⑤-G 「ハラスメント防止等のための指針」 保健福祉大学規程集 p.362～366

資料7-2-⑤-H 「ハラスメント調査委員会の設置に関する細則」 保健福祉大学規程集 367～368

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県立保健福祉大学ハラスメントの防止等に関する規程第12条第6項の規定に基づき、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(任務)

第7条 調査委員会は、次の事項に対処する。

- (1) 事実の調査に関すること
- (2) その他調査委員会が必要と認める事項

2 調査委員会は、調査結果等を文書により委員会へ報告する。

別添資料7-2-⑤-I 「相談員が留意する事項について」

資料7-2-⑤-J 平成25・26年度学内研修会テーマ

平成25年度 「ハラスメント相談の受け方」 「大学におけるハラスメントの防止」  
 平成26年度 「ハラスメント相談の受け方」 「キャンパスにおけるハラスメントを予防するために」

資料7-2-⑤-K 平成25・26年度アンケート結果の概要

【学部生】

(1) 認知度について

○パワハラ・セクハラ認知度は高い (90%以上)

(2) 相談制度について

○ハラスメントの相談制度を知っている人は減少し、相談すると言う人は増加した。

・相談制度を知っている人の減少 69.4% → 66.0%

・啓発用パンフレット、ポスター等の認知度は格段に増加した。49.2% → 74.1%

・ハラスメントにあったら相談員に相談する人の増加 57.1% → 62.1%

【大学院】

(1) 認知度について

○パワハラ・セクハラ・アカハラの認知度は90%前後と高い。

(2) 相談制度について

○相談制度の認知度は81.5%から96.4%に増えている。

○ポスターを目にしている人も増加した。66.7% → 82.1%

【教職員】

(1) 認知度について

○パワハラ・セクハラ・アカハラの認知度は90%前後と高い。

(2) 相談制度について

○相談制度の認知度は79.3%から96.7%に増えている。

ポスターを目にしている人も増加している。83.7% → 93.3%

【分析結果とその根拠理由】

本学では、担任制やチューター制などを通じて個別の学生の状況をきめ細かく把握することにより、生活支援等についての学生のニーズを把握し対応を図っている。

健康・心理面では、学生の定期健康診断の受診率は高く、医務室における適切な健康相談、学生相談室のカウンセラーによる相談等の支援体制が整っている。

進路支援は、個別教員、学科、全学的対応いずれも体制が整っており、平成27年3月卒業生(218名)の就職率は96.2%であり、毎年90%以上の高い就職率となっている。

また、ハラスメントに関する相談・助言体制が明確に定められ、学生に周知しているほか、毎年のアンケートでの状況把握も行っている。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

奨学金・修学資金等による経済的援助は本学独自の制度はないが、日本学生支援機構奨学金をはじめ全学生を対象にした奨学金・修学資金を5種、看護学科対象を2種、社会福祉学科対象を2種、リハビリテーション学科対象を3種、学生に紹介し、各奨学金制度に推薦を行っている（資料7-2-⑥-A）。

また、経済的理由により授業料等の納付が困難な場合には、「神奈川県立保健福祉大学授業料等の免除に関する取扱要綱」及び「神奈川県立保健福祉大学の授業料等の免除に関する選考基準について」に基づき、授業料等の全額免除、半額免除の取り扱いを行っている。免除の判定に用いる家計基準は、文部科学省高等教育局長通知「授業料免除の取り扱いについて」と同様としているが、減免の予算による対象者数の枠は設けていないため、ニーズには的確に対応している。（資料7-2-⑥-B）。

授業料等の減免や奨学金・修学資金については、学生便覧に案内を掲載しているほか、新入生オリエンテーションでも説明を行い、周知を図っている（資料7-2-⑥-C）。

なお、横須賀市と連携して実施している県立大学学生居住支援事業は、地域貢献活動の位置づけで行っているものであるが、同時に、寄宿舍を持たない本学にとっては、入居学生への経済支援の性格も有しており、現在は5名の学生が入居している（資料7-2-⑥-D）。

資料7—2—⑥—A 奨学金・修学資金等の利用状況（過去5年間、種別人数）

日本学生支援機構奨学金貸与者数					
	H22年度 (平成23 年3月1 日現在)	H23年度 (平成24 年3月1 日現在)	H24年度 (平成25 年3月1 日現在)	H25年度 (平成26 年3月1 日現在)	H26年度 (平成27 年3月1 日現在)
貸与者全体（実数）※	297	360	340	328	333
第1種（無利子）	135	160	158	142	153
第2種（有利子）	198	238	218	216	208
上記のうち併用貸与者数	36	38	36	30	28

※1種貸与者数+2種貸与者数-併用貸与者数

日本学生支援機構奨学金を除く、奨学金等貸与・給付状況（H22年度～H26年度）

奨学金名称	H22年度 (平成23 年3月1 日現在)	H23年度 (平成24 年3月1 日現在)	H24年度 (平成25 年3月1 日現在)	H25年度 (平成26 年3月1 日現在)	H26年度 (平成27 年3月1 日現在)
私費外国人留学生学習奨励費	2	2	1	1	
フミエ入学助成金	1	1		3	2
神奈川県看護師等修学資金（特別）	6	5	2		
神奈川県看護師等修学資金（一般）	23	21	19	19	20
牧淑美看護学生奨学金	1	1	1	1	1
津田記念育英会	2	1	1	1	
電通育英会	2	1	1		
神奈川県介護福祉士等修学資金	12	16	17	14	11
高島君子記念看護奨学基金	1				
神奈川県理学療法士・作業療法士修学資金	10	8	3	4	4
共立メンテナンス奨学金	1				
コカ・コーラボトラーズ奨学金	1	1	1	1	
朝鮮奨学会		3		1	
富山県看護師等修学資金		1	1	1	
鹿児島県育英財団		1	1	1	
東京都介護福祉費修学資金		1	1	1	1

（平成25年度の受給者はのべ411人。院生は日本学生支援機構奨学金のみ）

資料7—2—⑥—B 授業料等免除の適用状況（過去5年間、人数及び減免額）

授業料減免適用状況（H22年度～H26年度）										
●申請者数及び判定結果 (単位:人)										
	H22年度 前期	H22年度 後期	H23年度 前期	H23年度 後期	H24年度 前期	H24年度 後期	H25年度 前期	H25年度 後期	H26年度 後期	H26年 度後期
申請者数	59	48	77	68	61	67	59	57	49	50
全免	30	27	45	45	32	37	30	29	33	35
半免	15	15	21	22	26	27	14	14	12	12
不可	14	6	11	1	3	3	15	14	4	3

●減免額 (単位:千円) 千円未満切捨										
	H22年度 前期	H22年度 後期	H23年度 前期	H23年度 後期	H24年度 前期	H24年度 後期	H25年度 前期	H25年度 後期	H26年度 前期	H26年度 後期
全額免除 免除額 267,900円(半期)	8,037	7,233	12,055	12,055	8,572	9,912	8,037	7,769	8,840	9,376
半額免除 免除額 133,950円(半期)	2,009	2,009	2,812	2,946	3,482	3,616	1,875	1,875	1,607	1,607
合計額	10,046	9,242	14,867	15,001	12,054	13,528	9,912	9,644	10,447	10,983
年度ごと合計	19,288		29,868		25,582		19,556		21,430	

資料7—2—⑥—C 授業料等免除、奨学金・修学資金等の周知状況

<p>授業料等減免、奨学金・修学資金等の周知状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○構内の授業料減免、奨学金・修学資金の掲示板で募集や各種手続きについて周知</li> <li>○学生便覧での各制度紹介             <ul style="list-style-type: none"> <li>…授業料減免、日本学生支援機構奨学金、その他、主な県内団体主催の修学資金の紹介。</li> </ul> </li> <li>○入学予定者への書類送付             <ul style="list-style-type: none"> <li>…授業料減免、日本学生支援機構奨学金他についての制度紹介、及び学内での手続きの日程について。</li> </ul> </li> <li>○新入生ガイダンス             <ul style="list-style-type: none"> <li>…授業料減免、日本学生支援機構奨学金についての説明。</li> </ul> </li> </ul>
---

資料7—2—⑥—D 県立大学学生居住支援事業の概要

外部との協力事業	内 容 等	備 考
①神奈川県立保健福祉大学 学生居住支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市の谷戸地域住環境対策事業により、横須賀市汐入地区(谷戸地域)の空家に近隣の高齢者支援を条件に、低家賃で本学学生を居住させる。</li> <li>・ゴミ出し、声掛け、自治会活動への参加を行い毎月活動報告書を提出する。</li> </ul>	<p>27.4.1 現在</p> <p>1軒=男子2名</p> <p>1軒=女子3名</p>

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する経済的援助については、利用可能な制度について学生に積極的に周知しており、授業料等の減免については、文部科学省高等教育局長通知と同様の基準に基づき予算による対象者数の枠を設けず運用している。以上のことから、経済的援助は適切に行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学施設が高い耐震性能と高度のバリアフリー機能を有しており、P F I 契約により適切な維持管理が行われている。
- 情報機器が十分整備され、学生が利用できる環境が整っている。
- 附属図書館の館外貸出総冊数は公立単科大学の平均を大きく上回り、高い利用水準を維持している。
- 授業のガイダンス、学習支援、生活支援等が個別の学生に応じてきめ細かく行われている。

【改善を要する点】

- I C Tの活用については、先進事例に学び引き続き整備していく必要がある。
- 県財政の状況や円安といった影響がある中で、図書購入予算の安定的確保が必要である。
- 自主的学習環境の整備に当たって、学生の利用状況やニーズの把握をより確実に行う必要がある。

## 基準 8 教育の内部質保証システム

### (1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

#### 【観点到係る状況】

学則第 2 条に「本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを定め、開学時から自己評価委員会を置いている(資料 8-1-①-A)。自己評価委員会は、学長、副学長、事務局長、実践教育センター長、学部長、研究科長及び各学科から推薦された教員を構成員としており、副学長が委員長となっている(資料 8-1-①-B)。本学では、平成 22 年度から機関別認証評価結果を踏まえた実践行動計画の策定とそれに基づく自己点検・評価の体制を整えており、自己評価委員会は、実践行動計画の策定、これに基づく毎年度の取組結果(自己点検・評価結果)の取りまとめ及び公表、機関別認証評価の学内作業の企画・運営等を行っている(資料 8-1-①-C、D)。

現行の実践行動計画は、開学 10 年の実績を点検し、今後 10 年間の大学の方向性を見据えて平成 25 年 1 月に策定した「将来構想」を踏まえ、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の取組方針として、平成 25 年 7 月に策定したものである。実践行動計画については、学内の対応する委員会、部署、学科等で毎年度取組を進めたうえでその状況を自己点検・評価し、各年度の「実践行動計画取組み結果年度まとめ」を作成している。この「年度まとめ」は、教授会に報告するとともに、大学及び設置団体幹部を構成員とする大学評議会、外部有識者を構成員とする大学懇談会に報告しているほか、大学のホームページで公表している。なお、現行計画は 3 年間の取組状況を評価するとともに、平成 27 年度の機関別認証評価の結果等を踏まえて、平成 28 年度には改定することを予定している。

学部教育全般については、各学科から選出された委員で構成される教務委員会が所管しており、教育活動の状況や学習成果を踏まえた取組を進めている。教務委員会の下に実習センターの運営に係る企画・調整を行う実習センター運営委員会及び時間割編成を担当する時間割編成ワーキンググループを置いている。また、カリキュラムの検討・改正・実施については、カリキュラム委員会が所管している。なお、複数の委員会にまたがる事項や関係委員会での調整が必要な事項については、全学的な調整の場として学長補佐会議を設置しており、そこでの議論等を踏まえて具体的な調整業務を学部長等が行っている。

大学院の自己点検・評価の体制は学部と同様である。また、大学院教育全般については、研究科運営会議が所管しており、大学院の研究・教育活動の状況を踏まえた取組みを進めている。

学部及び大学院の教育活動や学習成果に関するデータは、主に教務学生課が収集・保管しており、必要に応じて各学科等に提供されている。学習成果を評価する指標の一つである国家試験の結果及び就職状況等については、教務学生課が各学科から情報を収集し、集約した資料を作成の上、大学幹部を構成員とする学長補佐会議と全学教授会に報告するほか、大学評議会、大学懇談会にも報告している。今後は、IR活動をさらに進め、収集データの充実を図るとともに、これを活用する体制を強化する必要がある。

資料 8-1-①-A 学則第 2 条

(自己評価等)

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、外部からの点検及び評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

- 2 自己評価を行うため、本学に自己評価委員会を置く。
- 3 自己評価委員会について必要な事項は、別に定める。
- 4 外部評価について必要な事項は、別に定める。

資料 8-1-①-B 自己評価委員会規定(抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）学則第 2 条第 3 項の規定に基づき、自己評価委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 実践教育センター長
- (5) 保健福祉学部長
- (6) 保健福祉学研究科長
- (7) 附属図書館長
- (8) 各学科並びに人間総合・専門基礎担当の教員組織が推薦する教員各 1 名

資料 8-1-①-C 実践行動計画

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">神奈川県立保健福祉大学の収支状況</a></li> <li>▶ <a href="#">教育情報の公表</a></li> </ul> <p>沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">本学の沿革</a></li> <li>▶ <a href="#">栄養短期大学の歴史</a></li> <li>▶ <a href="#">衛生短期大学の歴史</a></li> </ul>	<p> <a href="#">将来構想実施計画 (PDFファイル: 153KB)</a></p> <hr/> <p><b>実践行動計画</b></p> <p>「将来構想」に基づき、今後、教育・研究及び地域貢献活動を具体的に進めていくための新たな実践行動計画(平成 25 年度～ 27 年度)を策定し、計画の推進を通じて、自主的・自律的な大学運営を進めてまいります。</p> <p> <a href="#">実践行動計画 (PDFファイル: 335KB)</a></p>
---	---

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013072900022/>)

資料 8-1-①-D 実践行動計画取組み結果年度まとめ

大学紹介	自己評価
<p>大学紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">学長からのメッセージ</a></li> <li>▶ <a href="#">ヒューマンサービスとは</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の基本理念</a></li> <li>▶ <a href="#">将来構想</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の特色</a></li> <li>▶ <a href="#">組織</a></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>平成25年度 実践行動計画取組み結果年度まとめ</b></p> <p>「将来構想」に基づき、今後、教育・研究及び地域貢献活動を具体的に進めていくため策定した実践行動計画について、毎年度、計画の取組結果や課題等について自己点検・評価を行い、さらなる計画の推進に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;"> <a href="#">平成25年度 実践行動計画取組み結果 (PDFファイル：358KB)</a></p> <p style="text-align: center;"><a href="#">(参考) 実践行動計画</a> (将来構想のページへ移動します)</p>
<p>(大学ホームページ <a href="http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2014060900017/">http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2014060900017/</a>)</p>	

【分析結果とその根拠理由】

機関別認証評価等を踏まえた実践行動計画を策定し、それに基づいて毎年度の取組を自己点検・評価し、評価結果を公表する体制を、学長、学部長等を構成員とし、副学長を委員長とする自己評価委員会を軸に整えている。また、教育の質に関しては、教務委員会、研究科委員会等の明確に定められた組織による体制を構築しており、教育の質の改善・向上に向けた全学的、継続的な取組により効果を上げている。

以上の事から、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が学部、大学院とも整備され、機能している。

今後は、IR活動をさらに進め、収集データの充実を図るとともに、これを活用する体制を強化する必要がある。

**観点 8-1-②：** 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到に係る状況】

本学では、平成16年度から学生による授業評価を、原則として全科目について実施しており、平成26年度の実施率は、前期85.8%、後期75.0%であった（資料8-1-②-A）。授業評価は、各授業の最終回終了後に、授業担当教員が学生にアンケート用紙を配布・学生が回収する方法により実施しており、平成26年度に実施した科目について学生の回答率をみると、前期86.7%、後期86.9%であった。アンケートには自由記載欄を設けており、授業担当教員は、アンケートの集計結果と併せて確認し、授業にフィードバックさせている。アンケート結果は、各期ごとに冊子として取りまとめ、図書館に配架しているほか、学内ホームページで学生及び教職員に対し公表している。アンケート結果は、授業担当教員が自ら授業の改善に活用するほか、各学科でFD等を通じて教育の質の改善・向上に活かしているが、活用方策についてはさらに検討を進め、授業方法やカリキュラムの改善に向けた対応を図っていく。

リアクションペーパーによる授業評価は、非常勤講師を含め全学で実施しており、学生からの意見、質問に対し教員が回答するとともに、配布資料や指導方法の改善等に学生の意見を反映させている(資料8-1-②-B)。各回の授業で学生の学習状況を把握し、次回の授業で指導することで、個別の学生の状況に応じた指導を行っている。今後は、リアクションペーパーのより効果的な活用方法について、FDにより教員が共通認識を持つようにする必要がある。また、教員ごとにオフィスタイムの公開、クラス担任、クラブ活動顧問、学生委員等を通じて学生が意見を伝えることができる機会を設けている。

教員は、教授会をはじめ各種の学内委員会や学科会議等で意見を述べる機会が保障されている。学内委員会等では、職員も陪席し意見を述べるができる。教職員の意見は、こうした学内会議等を通じて日常的に聴取されており、教育改善に活かされている。

また、各学科では、臨地実習担当教員全員が参集するワーキンググループによる会議を実施し、各臨地実習における課題解決や質の向上を図るなどの取組も行っている。

平成25年9月に「学長への意見・提案箱」を学内に設置した(資料8-1-②-C)。これは、大学の構成員のみならず来訪者を含め、誰でも学長に直接、意見・提案を伝えることができる仕組みで、これまでに学生、教職員、来訪者から様々な提案が寄せられ、大学運営の改善等に活かされている。

大学院においては、年度末に毎年行っている授業評価と年に2回実施している大学院生との意見交換会を通じて、学生と教員双方が一年間の授業の内容及び学習成果について振り返る機会を設けている。学生による授業評価の結果は大学院研究科委員会で報告され、授業内容や学習成果について振り返り、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るために活用されている。

#### 資料8-1-②-A 授業評価実施状況

実施状況	H23	H24	H25	H26
実施率	72.1%	66.2%	66.6%	79.7%
実施科目	325	310	313	366
科目数	451	468	470	459

オムニバス等複数教員が実施している科目に関しては、1名でも実施した場合、実施科目としてカウントした。

#### 資料8-1-②-B 授業評価・リアクションペーパーを授業改善に活かした事例

授業時間数が少なく内容が理解しづらいとの課題が指摘された科目の時間数を増やしたり、専門科目の配置年次の検討を行ったりするなど、学生の理解を図るための方策がとられている。

また、学生の意見を反映し、講義方式の変更(スライドから板書への変更)を行ったところ、学生のモチベーションが高くなり、授業の理解度が良くなる等の具体的な効果がみられている。

#### 資料8-1-②-C 学長への意見・提案箱

##### 概要

だれでも、いつでも、気軽に大学運営に関われるよう、「学長への意見・提案箱」を設け、寄せられた意見・要望・苦情などに対し、学長として適切な対応を行うとともに、今後の大学運営に反映させることを目的とし、平成25年10月から事務局ロビーに「意見・提案箱」を設置

- ・学内掲示板、食堂入口等に提案用紙等を配置
- ・随時事務局で投函を確認
- ・案件は学長の判断で該当の担当課等で処理

## 【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価が実施され、回答率は前期 86.7%、後期 86.9%となっているが、実施率 100%に向けて学外実習の授業評価を検討する必要がある。授業評価結果は学内構成員に公表され授業改善に活用されている。全授業でリアクションペーパーが活用され、日常的に学生の意見が把握できる状況にあり、授業の改善等に活かされている。教職員の意見は、学内会議等を通じて日常的に聴取されており、教育改善に活かされている。さらに、学長に直接意見・提案を伝えられる仕組みを整備し、大学運営の改善に活用している。

以上のことから、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

今後は、授業評価結果の分析と活用の更なる推進や授業評価結果に反映した改善策の学生へのフィードバックを検討する必要がある。

**観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。**

## 【観点に係る状況】

本学では各学科で、臨地実習前に実習施設との打ち合わせ会議と実習後の反省会を行っている。また、実習での学びを学生が発表する実習報告会には、実習施設の担当者も招いている。これらの際に、実習や学内での講義・演習に関する意見を聴取し、各科目の実習・講義内容の改善や、実習センター等の活動に反映させている。日頃の実習においても、スーパーバイザーを担当する実習先の職員に学生の実習状況について評価をしてもらい、その結果を教員の学生指導にフィードバックさせる（例えば、技術の不足が指摘された箇所を重点的に指導する）など、学外者の意見を踏まえて教育の改善を図っている。

また、実習施設には本学の卒業生も多く就職しているため、卒業生の働きぶりに対する評価とともに本学の教育への意見を聴取している。このほか、卒業生の就職先には、訪問等の機会あるごとに教員が卒業生の働きぶりや本学教育への意見を聴取するよう努めている。平成 27 年 4 月には、卒業生の主な就職先である病院・施設等を対象にアンケート調査を実施し、本学教育への意見の把握に努めた(資料 8-1-③-A)。

平成 24 年の開学 10 周年記念行事の際に卒業生を招いて意見交換会を開催したが、そこでの卒業生の意見は、将来構想の検討や新たな実践行動計画の策定に生かしている。大学祭の際の各学科ごとの交流会等で卒業生から意見を聴取するなど、従来から学科ごとに卒業生からの意見聴取は行われていたが、平成 25 年 11 月に全学の同窓会が設立され、大学と卒業生との交流・意見交換を全学的に行う環境が整った。

毎年卒業生に対し進路支援に関するアンケート調査を実施しており、その中で、各分野専門職の卒業生の経験談を聞きたいとのニーズが把握できた(別添資料 8-1-③-B)。そこで、平成 26 年度は、学生向け就職ガイダンスにおいて、卒業生ブースを設けた。

平成 27 年 3 月には、卒業後一定期間を経た卒業生に対するアンケート調査を実施した。アンケートは今後継続的に実施し、その結果は本学の教育の質の向上に活かしていく(資料 8-1-③-C)。

なお、広く県民等の意見を大学運営に反映させるため、学外有識者を構成員とする大学懇談会を設置しており、毎年、大学の運営状況を報告するとともに意見を聴取し、大学運営の改善に活かしている(資料 8-1-③-D、E)。さらに、大学の教育研究活動等を支援する組織である「神奈川県立保健福祉大学を支援する会」からも、総会及び役員会において大学運営についての意見を聴取している(資料 8-1-③-E)。

資料 8-1-③-A 就職先アンケート結果(抜粋)

就職先 (病院・施設等説明会対象) アンケート結果(平成 27 年 4 月全学)

回収率 73/101=72.3%

Q 8. 今後の本学の教育にどのようなことを期待しますか。

		非常に期待している	ある程度期待している	あまり期待していない	全く期待していない
① 68	専門的知識の習得が向上する	45	22	1	0
		66.2%	32.4%	1.5%	0.0%
② 67	実践能力が向上する	43	22	2	0
		64.2%	32.8%	3.0%	0.0%
③ 68	幅広い教養が身に付く	39	29	0	0
		57.4%	42.6%	0.0%	0.0%
④ 68	コミュニケーション能力が向上する	50	18	0	0
		73.5%	26.5%	0.0%	0.0%
⑤ 68	問題分析力・解決力が向上する	43	24	1	0
		63.2%	35.3%	1.5%	0.0%

Q 9. 本学の教育や就職支援活動等に対し、ご意見・ご要望がございましたらご自由にお書きください。

(抜粋)

- ・幅広い教育をしていると思う
- ・栄養学科の学生について、専門性や実践に集中して育てていくのも大切ですが、食べるという基本を考えると、料理やその応用力が身に付くようお願いしたい。
- ・これからもより良い人材育成を期待しています。
- ・マニュアルに従って行動するだけでなく、思考力が向上するような訓練を加えていただけると嬉しいです。現場では必須です。
- ・貴校に限らず、入職にも実習の延長のような思いがあるようです。学生と社会人との違いを指導しますが、ピンとこないようです。良い資質を持っているだけに、これで良いんだと満足せず、自ら社会の役立つ人となるよう努力を続けられる人であって欲しいと思っています。
- ・学習能力が高く、常に期待しています。経験を積んで、管理、専門分野で活躍されるようになってほしいです。
- ・早期に学生と企業(会社)が接点を持つ機会を作って欲しい。様々な企業(業種)への就職が活発になる中、学生たちが企業研究できるように、学内へ企業(会社)担当者を交えたセミナー開催を幾度と希望する。

別添資料 8-1-③-B 進路支援アンケート結果

資料 8-1-③-C 卒業生アンケート結果(抜粋)

卒業生（平成 23 年度・第 6 期生）アンケート結果(平成 27 年 3 月全学)

Q10. 卒業生に対する支援として有効なものは何ですか。 回収率 44/24=18.3%

	全 体	41	
1	転職等に役立つ情報提供	20	48.8%
2	大学院進学に役立つ情報提供	7	17.1%
3	専門性の向上に役立つセミナー等の情報提供	26	63.4%
4	実践教育センターの継続教育に関する情報提供や優遇措置（大学の推薦による入学等）	10	24.4%
5	大学の行事等の周知	4	9.8%
6	大学や教員の近況に係る情報提供	11	26.8%
7	卒業生の近況に係る情報提供	9	22.0%
8	キャリアアップに係る相談	16	39.0%
9	仕事上の悩みに関する相談	19	46.3%
10	同窓会での交流	9	22.0%
11	大学の施設利用	17	41.5%
12	その他	0	0.0%

Q11. 保健福祉大学が今後より充実すべきことは何ですか。

	全 体	42	
1	施設・設備	1	2.4%
2	教員の研究活動	0	0.0%
3	地域貢献活動	4	9.5%
4	大学をアピールする広報活動	14	33.3%
5	学生生活への支援	9	21.4%
6	学生の就職活動への支援	12	28.6%
7	学生の専門的能力の向上	17	40.5%
8	学生の実践力の向上	21	50.0%
9	学生の教養の向上	13	31.0%
10	学生の語学力の向上	9	21.4%
11	学生の情報通信技術を活用する力の向上	8	19.0%
12	学生と教員の交流	9	21.4%
13	卒業生への支援	10	23.8%
14	実践教育センターにおける継続教育の充実	4	9.5%
15	その他（ ・ 食堂の活性化 ・ 一般大学との交流）	3	7.1%

Q12. その他大学に対するご意見があれば自由にお書きください。(抜粋)

・少人数の学校であることが県大の最大の強みだと思います。今後も、その強みを活かすため、学生と教員の交流は是非とも充実させていきたいと思っています。（ここ最近、規制が強まっているのか、交流の場・機会が減ったのか、学生・教員間のつながりが弱くなっているような印象を受けます。）

・他学科との授業で、お互いに意見を出し合ったとき、とても刺激を受けたので、そのような機会をもう少しとりあげていただけると、お互いのためにも、もっとより良いものになるのではないかと感じました。

資料 8-1-③-D 大学懇談会の概要、委員の意見

- 大学懇談会は、10名以内の委員をもって組織し、年一回定期開催している。
- 委員は、本学の教職員以外の者で、本学の目的を理解し、大学の教育研究及び運営に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、学長が委嘱している。
- ・学識経験者(県内他大学の元学長)
  - ・県医師会、県看護協会等の会長等
  - ・横須賀市長
  - ・保健福祉大学を支援する会会長 他
- 委員からの主な意見
- H24 博士課程について国際貢献を組み込んで前向きに検討  
実習先と大学との意見交換の場の設定
- H25 同窓会からの支援の獲得  
情報発信の方法等に工夫を

資料 8-1-③-E 神奈川県立保健福祉大学を支援する会の概要

- 本会は、神奈川県立保健福祉大学（以下、「県立大学」と称す。）の教育事業等への支援を行うことを目的として平成15年度に設立された。
- 本会は、当該目的を達成するために以下の事業を行う。
- ・県立大学の教育研究事業の発展並びに施設の充実に資するための支援。
  - ・県立大学教職員及び学生の調査研究並びに福利向上のための支援。
  - ・その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 会 員：横須賀商工会議所名誉会頭・県医師会・社会福祉協議会・県病院協会  
県歯科医師会・県栄養士会等団体関係者  
市内金融機関等、個人(近隣住民等)

【分析結果とその根拠理由】

実習施設からは、各学科ごとに実習の実施の過程で意見を聴取し、教育の改善に活かす仕組みができており、機能している。卒業生の主な就職先を対象としたアンケート調査も実施した。

卒業生からは学科ごとに意見聴取の機会を設けているほか、進路支援に関するアンケート調査、卒業後一定期間を経た卒業生を対象としたアンケート調査を実施し、教育の改善に活かしている。

このほか、外部有識者の意見を大学運営に活かす仕組みとして、大学懇談会等も継続的に機能しており、大学の支援組織である支援する会からも毎年意見を聴取する機会を設けている。

以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

**観点 8-2-①：** ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

ファカルティ・ディベロップメントは学内FD委員会、全学各委員会および各学科FD委員会により組織され、それぞれFD活動の企画・実施・評価を行い、学内FD委員会が全体の把握を行っている。

平成 21 年 8 月に総務・企画委員会から分離し、10 月から新任教員のみならず全学対象に行っている。平成 21 年～23 年度全学 FD 委員会は、立ち上げの時期であり「FD 活動のあり方について考える」、「教員間の教育活動に対しての相互理解を深める」ことを目標に教育の質の向上に向けた講演会、授業見学と意見交換会などを行った。本学の特徴として教育における現場での実習指導も重要であることから、学内の授業のみならず「実習における現状と課題」に関するパネルディスカッションなども取り入れた。平成 24 年～26 年度はそれまでの目標に加えて各学科の FD 活動を充実させることを目標とし、学科毎の特性に応じて企画を行った。FD 研修の企画の中には希望調査で教員から挙げた内容が含まれており、教員のニーズを反映している。又、本学のミッション等について学長講演を毎年定期的に行っている。

各委員会による FD 活動としては、人権・倫理委員会主催 FD 活動では、大学におけるハラスメントの防止に関する研修会を年に 1～2 回、研究倫理審査委員会主催 FD 活動では、研究倫理審査に関する講習会を年に 2 回開催している。

さらに、FD マップ（国立教育政策研究所 FDer 研究会編，2009）を参考にして FD 活動の組織的、体系的な取り組みを図っている。FD 研修会のお知らせは教職員にメールで情報発信し、FD 研修参加への関心を高める工夫をしている（資料 8-2-①-A）。

大学院では、学部主催の FD 活動とは別に、大学院独自の FD 活動を実施している。社会人大学院生を多く受け入れており本学の特徴に応じる形で FD 活動のテーマが選ばれることが多い（資料 8-2-①-B）。

資料 8-2-①-A FD 活動一覧

年度	主催	開催回数	テーマ (講師)	参加人数
平成 21 年度	総務・企画委員会	1	本学のミッション (学内講師) 25 名	
	FD 委員会	3	ティチャー・トレーニング～カリキュラムプランニング I (学外講師) 他 1 回 研究倫理について (学外講師) 65 名	計 132 名
	学生相談室	1	現代の依存症 (アルコール、ギャンブル、恋愛依存) (学外講師 湘南病院副院長) 12 名	
	学科 FD 委員会	5	横須賀三浦地区 PT 懇話会 (リハビリテーション学科理学療法専攻) 69 名(学外含む) 三浦半島作業療法研究会(リハビリテーション学科作業療法専攻) 2 回 計 61 名(学外含む) 個性を生かすソーシャルスキルトレーニング (看護学科) 他 1 回	
平成 22 年度	FD 委員会	10	本学のミッション (学内講師) 70 名 FD 活動の展望 (学外講師 立命館大学 沖教授) 67 名 面接試験を考える (学外講師 東海大学 有沢准教授) 89 名 大学院教育システムにおける社会人入学者の研究を考える (学外講師 東洋大学 小林教授) 授業見学会と意見交換 5 回 (学内講師) 計 53 名 本学における各学科の授業の工夫について (学内パネルディスカッション) 83 名	
	学生相談室	1	児童虐待と親のケア～地域における精神保健の大切さ～ (学外講師 湘南病院副院長)	
	研究倫理審査委員会	2	研究倫理審査に係る講習会 2 回 (学内講師) 計 117 名	
	人権倫理委員会	3	ハラスメント防止研修 (学内講師) 他 2 回 計 168 名	
	総務・企画委員会 国際協働専門部会	1	国際協働国際交流に関する F D (学内・学外講師) 42 名	
	学科 FD 委員会	5	三浦半島作業療法研究会(リハビリテーション学科作業療法専攻) 3 回 計 124 名 (学外含む) 大学における FD 活動の展望 (看護学科) 他 1 回	

平成 23年度	FD委員会	9	<p>本学のミッション（学内講師）95名</p> <p>大島准教授のDVDをみてわいわい語る会（学内講師）17名</p> <p>学生に伝わる授業の進め方（学外講師 東京工芸大学 大島教授）70名</p> <p>実習指導における現状と課題（学内パネルディスカッション）64名</p> <p>授業見学会と意見交換5回（学内講師）計34名</p>
	研究倫理審査委員会	2	<p>研究倫理審査に係る講習会①（学内講師）44名</p> <p>調査研究の倫理的配慮について（学外講師 愛知医科大学 玉腰教授）69名</p>
	人権・倫理委員会	1	<p>大学におけるハラスメントの防止（学外講師 奈良県立医科大学 御輿特任教授）69名</p>
	学生相談室	2	<p>学生生活における心の健康について（学外講師 湘南病院副院長</p>
	学科FD委員会	9	<p>突撃！となりの研究室①〔研究報告会〕（社会福祉学科）2回</p> <p>横須賀三浦地区PT懇話会（リハビリテーション学科理学療法専攻）2回 計146名（学外含む）</p> <p>三浦半島作業療法研究会（リハビリテーション学科作業療法専攻）3回 計111名（学外含む）</p> <p>看護ケアの臨床知を活かす実習指導のあり方（看護学科）86名 他1回</p>
平成 24年度	FD委員会	4	<p>本学のミッションについて（学長）65名</p> <p>FDの今日的な意味と実践的な活動（学外講師 山形大学 小田教授）54名</p> <p>各学科におけるFD活動（学内パネルディスカッション）</p> <p>授業見学会（学内講師）4名</p>
	研究倫理審査委員会	2	<p>研究倫理審査に係る講習会（学内講師）23名</p> <p>なぜ研究倫理か：その概要と実践（学外講師 早稲田大学 土田教授）57名</p>
	人権・倫理委員会	1	<p>大学におけるハラスメント防止について（学外講師 一橋大学 國中相談員）50名</p>
	学生相談室	2	<p>学生生活における心の健康について（学外講師 湘南病院副院長）20名 他1回</p>
	学科FD委員会	6	<p>三浦半島作業療法研究会（リハビリテーション学科作業療法専攻）4回 計108名（学外含む）</p> <p>看護におけるケアリング（看護学科）78名 他1回</p>
平成 25年度	FD委員会	3	<p>本学のミッション（学内講師）68名</p> <p>地方公務員としての教員の立場を理解する（学内講師）84名 他1回</p>
	研究倫理審査委員会	1	<p>研究倫理に係る講習会について（学内講師）59名</p>
	人権・倫理委員会	2	<p>ハラスメント相談の受け方について（学外講師 NPO法人阿部氏）他1回 計119名</p>
	学生相談室	2	<p>座談会「医療関係者として働いていく学生へ」（学外講師 湘南病院副院長）10名 他1回</p>
	学科FD委員会	10	<p>新入生のための栄養学科ミッションについて（栄養学科）4名</p> <p>社会福祉実践の中で大切にしてきたこと、これから担う人たちに伝えたいこと（社会福祉学科）19名</p> <p>社会保障・税一体改革を巡って（社会福祉学科）19名</p> <p>横須賀三浦地区PT懇話会（リハビリテーション学科理学療法専攻）59名（学外含む）</p> <p>三浦半島作業療法研究会（リハビリテーション学科作業療法専攻）4回 計116名（学外含む）</p> <p>看護理論ロイモデルを基盤にしたヘルスアセスメントの看護過程の展開について理解する（看護学科）</p> <p>研究成果に基づく看護学実習の展開（看護学科）（学外講師）</p>

平成 26年度	FD委員会	6	<p>本学のミッション（学内講師） 90名</p> <p>地方公務員としての教員の立場を理解する（学内講師） 47名</p> <p>科研費申請セミナー 62名</p> <p>「楽しくてよく分かる」授業のデザインーどの学生にも完全習得を目指してー</p> <p style="text-align: right;">（学外講師 玉川大学長野教授）66名</p> <p>各学科の実習に対する個人情報保護の現状（学内講師）71名</p> <p>見てみよう 大学組織運営力～見える化プロセス大公開！～（学内講師）64名</p>
	研究倫理審査委員会	3	<p>研究倫理審査について（学内講師）他1回 計41名</p> <p>研究倫理と保険について（学外講師（株）カイトー 逸見氏）37名</p>
	人権・倫理委員会	2	<p>ハラスメント相談の受け方について（学外講師 NPO法人阿部氏）他1回 計55名</p>
	学生相談室	1	<p>大学生活における心の健康について（学外講師 湘南病院副院長）15名 他1回</p>
	学科FD委員会	2	<p>医療人類学における質的研究（看護学科）（学外講師）42名</p> <p>初年次教育の取り組みを考えるーグループディスカッションを通じて（看護学科）（学内講師）36名</p>

資料8-2-①-B 大学院FD一覧 H21～26

日時	開催回数	テーマ	講師	参加人数
平成21年度	3	保健・医療・福祉における大学院教育システムを考える	（学外講師 静岡県立大学食品栄養科学部 合田敏尚）	46名
		大学院教育における教育支援体制	（学外講師McMa s t e r大学 Andrea Baumann）	43名
		保健・医療・福祉における大学院の教育評価について	（学外講師 東洋大学社会学部 香川幸次郎）	36名
平成22年度	1	大学院教育システムにおける社会人入学者の研究を考える	（学外講師 東洋大学社会学部 小林 良治）	54名
平成23年度	2	「高度専門職業人育成の現状と大学院の将来構想について」	（学内講師）	39名
		大学院後期博士課程設置までの課題・現状・展望	（学外講師 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究所 森浩一）	42名
平成24年度	1	大学院における「双方向遠隔授業」及びeラーニングの実践と課題	（学外講師 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究所 篠原信夫）	49名
平成25年度	1	ヒューマンサービスにおける人材育成	（学外講師 札幌市立大学看護学研究所客員教授、日本工業大学技術経営研究科客員教授、東京農工大学工学府産業技術専攻 前教授、保健福祉大学客員教授 松下博宣）	41名
平成26年度	1	社会人大学院生への教育の課題と展望（博士後期課程における教育指導も含めて）	（学外講師 筑波大学大学院 人間総合科学研究科教授 小澤温）	31名

【分析結果とその根拠理由】

平成22年度以降は、学内FD委員会および各学科FD委員会によって教員の多様なニーズに対応したFDを従来以上に積極的に開催しており、教職員の参加率も高い。研修会への参加状況は概ね良好で成果も認められていることから、FDが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結びついている。各委員会や課題ごとに取り組んだFD活動がより効果的に行われるために、今後はFDマップを利用して大学全体とした体系化が必要である。

大学院独自のFDの成果は、大学院における日々の授業内容に個々の教員を通じて反映されている。大学院運営会議における十分な検討によってテーマが選ばれ、積極的な参加を求めており、その成果についても、大学院運営会議で検討し、大学院研究科委員会に報告している。その評価は概ね良好である。

**観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学にはTAのシステムはなく、本学における教育支援者・教育補助者は、主として非常勤講師・非常勤助手及び学外実習施設等における指導者等である。教育支援者や教育補助者に対しては、学生による授業評価報告書を教務委員会が配布し、教育活動の質の向上のための資料として活用している。また、毎年全教職員を対象に文献検索システムの利用法、学内ネットワークを利用した情報共有、情報セキュリティ等を内容として開催している「情報システム教職員向け説明会」には、教育補助者・教育支援者にも参加を呼び掛けている。

このほか、各学科ごとに、学内演習の教育支援者向け研修の実施、非常勤講師と常勤講師の懇談会の開催、学外実習の教育支援者向け事前研修・講習会、実習指導者養成研修の開催、実習指導者会議での教育方針等の確認や勉強会の開催、実習初期の担当教員からの指導、実習報告会での常勤教員との意見交換会の開催などの取組を実施しており、教育支援者・教育補助者の質の向上を図っている。

なお、TAについては現在導入していないが、実践行動計画において検討課題として位置付けている。本学大学院は社会人学生に配慮した授業時間割としているため、現状では、大学院生がTAとして学部学生の指導にあたることは困難であるが、現在検討を進めている大学院博士課程設置の際には、TA及びRAの導入を積極的に検討していくこととしている。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学における教育支援者・教育補助者である非常勤講師・非常勤助手及び学外実習施設等における指導者等に対しては、全学及び学科ごとに研修会等様々な形で質の向上を図る取組が行われている。

TA等については、大学院博士課程設置に向けた課題として取り組んでいる。

**(2) 優れた点及び改善を要する点**

**【優れた点】**

- 機関別認証評価等を踏まえた実践行動計画を策定し、それに基づいて毎年度の取組を自己点検・評価し、評価結果を公表する体制を、学長、学部長等を構成員とし、副学長を委員長とする自己評価委員会を軸に整えている。
- 学生による授業評価が学外実習を除く全科目で実施され、授業評価結果は学内構成員に公表され授業改善に活用されている。
- 全授業でリアクションペーパーが活用され、日常的に学生の意見が把握できる状況にあり、授業の改善等に活かされている。
- 学長に直接意見・提案を伝えられる「学長への意見・提案箱」の仕組みを整備し、大学運営の改善に活用している。
- 学内FD委員会および各学科FD委員会によって教員の多様なニーズに対応したFD研修会を積極的に開催

している。

**【改善を要する点】**

- IR活動をさらに推進し収集データの充実を図るとともに、これを活用する体制を強化する必要がある。
- 個々の実習の特徴を踏まえた授業評価表を充実した上で、授業評価結果の分析と活用の更なる推進や授業評価結果に反映した改善策の学生へのフィードバックを検討する必要がある。
- TA等については、大学院博士課程設置に向けた課題として取り組んでいる。

## 基準 9 財務基盤及び管理運営

### (1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

#### 【観点到係る状況】

本学は、神奈川県を設置者とする公立大学であり、法人化されていないため、本学の教育研究活動に係る資産は設置者である神奈川県が所有又は借用しており、また、大学の債務は存在しない。

本学の校地は、37,821.79 m<sup>2</sup>であり大学設置基準を満たしている。校地は、神奈川県が横須賀市と使用貸借契約を締結し、市有地を無償で借り受けていることから、校地は安定的に確保されている（別添資料 9-1-①-A）。市からは大学運営に対する協力を約束されており、平成 27 年 1 月にはさらに連携を強化するため、包括連携協定を締結した（別添資料 9-1-①-B）。

校舎は、延べ 41,861.45 m<sup>2</sup>であり、規模・内容とも大学設置基準を満たし、本学の教育研究活動に必要な条件を備えている（資料 9-1-①-C）。校舎は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて整備しており、選定された事業者が設計・建設を行い、施設は県に譲渡された後、当該事業者が 30 年間施設の維持管理を適切に行うことを契約で定めている（別添資料 9-1-①-D、E）。県は、事業者と締結した特定事業契約に基づき、本事業に係る費用を 30 年間負担することとなっている。なお、この特定事業契約の締結及び債務負担行為の設定は、県議会の議決を得て行っている。

建物及びこれに付随する設備以外の教育研究用の機械、器具等については、大学の設置基準を満たし、本学の教育研究活動に必要な条件を備えている（資料 9-1-①-F）。機械、器具等は神奈川県が所有又は賃借しており、リース物件については、県の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則に基づき、定められた期間の契約を締結している。

本学の予算は、神奈川県的一般会計で処理しており、他の県事業と併せて収支の均衡を図っているため、大学に過大な債務は発生しない。

#### 別添資料 9-1-①-A 使用貸借契約書

#### 別添資料 9-1-①-B 横須賀市との包括連携協定書

資料9-1-①-C 大学の施設

		面積	用途
校地面積		37,821.79 m <sup>2</sup>	
校舎面積	管理図書館棟	5,881.25 m <sup>2</sup>	事務室・医務室・学生相談室・進路資料室・大会議室・学長室・応接室・会議室等・図書館他
	厚生棟	847.45 m <sup>2</sup>	食堂・売店
	教育研究棟	28,411.33 m <sup>2</sup>	大中小講義室・階段教室・研究室・実験・実習室・演習室・LL 教室・情報実習室・スタッフルーム・地域貢献研究センター・ロッカールーム 他
	講堂棟	1,677.18 m <sup>2</sup>	講堂・トイレ
	体育館棟他	5,044.24 m <sup>2</sup>	体育館・トレーニング室・部室・シャワー室 他
	計	41,861.45 m <sup>2</sup>	

別添資料9-1-①-D PFI法

別添資料9-1-①-E 特定事業契約

資料9-1-①-F 教育研究用機器

教育研究用機器(備品)		
分類	数量	主な品名
教授用具	2519	各学科の授業等で使用する物品(顕微鏡、高齢者体験用具、万能型実習モデル人形、3クランクハイローギャッチベッド等)
事務用機器	343	パソコン、モニター、シュレッダー、ホワイトボード等
写真光学機器	80	プロジェクター、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ、点字プリンター、カラープリンター等
医療機器	7	ホスピタルワゴン、オージオメーター、診察台一式、AED 等
教養、体育器具	12	ピアノ、ギターアンプ、クラリネット、トロンボーン、電動ろくろ 等
標本、美術品	20	絵画、版画、鋳銅、タペストリー等
いす、テーブル、箱戸棚、雑器具	1274	椅子、テーブル、机、書架、薬品用器具戸棚、パーテーション等
寝具、ちゅう具	43	折り畳みベッド、冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫 等
その他	130	発電機、製氷機、台車、図書等
計	4428	

【分析結果とその根拠理由】

本学の資産は、校地、校舎、機器等ともに、本学の教育研究活動に必要なものを備えており、設置者である県が所有又は借用していることから、教育研究活動を安定して実施するための条件は十分備わっている。

本学の予算は、県の一般会計で処理されており、他の県事業と併せて収支の均衡が図られている。また、大学の債務は存在しない。

大学に関する長期の債務としては、特定事業契約に基づき、県が負担している債務があるが、法定の手続きにより議会の議決を経て負担している債務であり、県として過大な債務ではない。

**観点9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。**

**【観点到に係る状況】**

本学の主な経常的収入である授業料、入学料及び入学検定料については、5年間ほぼ横ばいの水準となっており安定的に確保している。その他の使用料、手数料、財産収入及び諸収入についても全体として安定的に確保している(資料9-1-②-A)。収容定員に対する在学者数の充足率についてもほぼ充足した状態で推移している(資料9-1-②-B)。

外部資金の確保状況については、平成25年度に大型の研究費を獲得したことから増加しているが、平成25年11月には地域貢献研究センターを設置するとともに、科学研究費獲得に向けたFDを開催するなど、外部資金の確保に努めている(資料9-1-②-C)。

本学の予算は神奈川県的一般会計に計上されている。したがって、支出に対して収入が不足する額は全額が県の一般財源で賄われるため、安定的に収入が確保される仕組みとなっている。しかし、近年の県の財政状況から歳出の削減に取り組んでいるため、一般財源の充当額は減少傾向となっている(資料9-1-②-D)。

**資料9-1-②-A 収入決算額の推移(過去5年間)**

収入決算	(金額:千円)									
	H21		H22		H23		H24		H25	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
授業料	504,193	80.39%	501,056	79.56%	491,250	79.98%	486,934	78.61%	497,858	79.10%
入学料	98,483	15.70%	103,776	16.48%	99,546	16.21%	103,437	16.70%	101,097	16.06%
入学検定料	19,680	3.14%	18,976	3.01%	17,106	2.79%	18,464	2.98%	19,260	3.06%
行政財産使用料等	3,930	0	3,552	0	5,420	0	6,378	0	6,990	0
受託収入等	720	0	720	0	720	0	4,047	0	4,018	0
手数料等	193	0	1,684	0	167	0	186	0	169	0
計(前年度比)	627,199	101.01%	629,764	100.41%	614,209	97.53%	619,446	100.85%	629,392	101.61%

**資料9-1-②-B 在学者数の推移と収容定員に対する充足率(5年間)**

○ 学生数と定員充足率  
 学校基本調査から抜粋。いずれも5月1日現在。

		H23	H24	H25	H26	H27
学部	学生数	956	951	944	958	980
	定員	929	929	929	969	953
	率	102.9%	102.37%	101.61%	98.86%	102.83%
院	学生数	57	47	54	57	58
	定員	40	40	40	40	40
	率	142.50%	117.50%	135.00%	142.50%	145.00%

※平成26年度～看護学科定員増10名 平成27年度～一部編入学廃止

資料 9-1-②-C 外部資金の獲得状況（過去5年間、科研費及び受託研究費、申請件数、採択件数、金額）

研究助成金交付状況															
単位： 千円	平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	申請 件数	採 択 件 数	交付金 額	申 請 件 数	採 択 件 数	交付金 額									
文部科研 *注1	19	4	19,495	21	7	23,060	14	6	22,530	31	8	24,960	30	9	28,385
厚生科研 *注2	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	0	1,780	0	0	1,650
受託研究 *注3	/	6	8,779	/	6	16,387	/	2	1,340	/	7	12,727	/	5	3,607
学内研究 助成金	19	19	7,918	20	20	7,278	22	22	6,744	22	22	6,236	23	23	6,162
合 計	38	29	36,192	41	33	46,725	36	30	35,614	53	37	45,703	53	37	39,804

注1 申請件数：前年度に本学から申請した件数  
採択件数：新規に採択された件数  
交付金額：継続分も含む当年度の直接経費総額

注2 交付金額：当年度の直接経費総額（全て分担者）

注3 交付金額：当年度の直接経費総額

資料 9-1-②-D 支出決算額の推移（過去5年間）

（金額：千円）

支出決算	H21		H22		H23		H24		H25	
	金額	%								
教職員給与費	1,130,836	44.04%	1,094,003	43.23%	1,096,954	45.60%	1,074,168	45.36%	981,149	46.40%
特定事業費	863,958	33.65%	863,958	34.14%	863,959	35.92%	863,959	36.48%	755,189	35.71%
維持運営費	470,262	18.32%	470,262	18.58%	379,323	15.77%	368,661	15.57%	320,366	15.15%
教授等研究費	102,429	3.99%	102,429	4.05%	65,278	2.71%	61,515	2.60%	57,871	2.74%
計(前年度比)	2,567,485	98.92%	2,530,652	98.57%	2,405,514	95.06%	2,368,303	98.45%	2,114,575	89.29%

【分析結果とその根拠理由】

収容定員はほぼ充足した状態で推移しており、主要な経常的収入である授業料、入学検定料及び入学金について安定的に収入を確保している。また、その他の収入も安定的に確保しているほか、外部資金の獲得にも努力している。

県の一般会計に予算を計上している本学は、特定財源の不足を全学一般財源で賄う仕組みとなっているため収入の不足は発生しないが、県の財政状況を反映して支出の削減に取り組んでいるため、一般財源の充当額は減少している。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

大学予算は設置者である神奈川県の子算の一部を構成するものとなっている。したがって、大学予算及び予算を含む事業計画については、県が他の施策事業と併せて調整し、策定している。予算については、地方自治法及び神奈川県財務規則等に基づいて調整し、県議会の審議を経て定められ、予算に係る情報は県の広報媒体等を通じて県民に公開している（資料 9-1-③-A）。

学内においては、大学予算案の調整がほぼ終了した時点以降、年度当初までの時期に学長、副学長、学部長、事務局長、総務課長が協議し、翌年度の予算要求に向けた課題と方向性を確認している。その後は、事務局が学内ニーズを把握したうえで、県から示された予算編成等の手続き、方針に則って大学予算の要求・調整に当たっている（資料 9-1-③-B）。その際、学内において必要な協議・調整については、関係委員会等で行っている。

また、予算確定後には大学予算の措置状況について、学長補佐会議で報告するほか、研究費等の大学教員に関係の深い経費については、関係委員会等で報告している。

資料 9-1-③-A 予算に係る情報公開（県HPアドレス）

- ・ 予算案の概要 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4873/>
- ・ 予算編成に係る情報提供（予算見積書の公開） <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4871/>
- ・ 県議会定例会議案（予算）、予算に関する説明書 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4872/>

資料 9-1-③-B 神奈川県の予算編成、政策審議手続（年間スケジュール）

○予算編成スケジュール（26年度実績）	
4月～5月	所管事業や懸案事項の確認、時限事業の点検
6月～7月	経常的経費の所要額調整、政策調整通知
7月～8月	政策調整知事ヒアリング
9月～10月	局内予算調整
10月	当初予算依命通知、要求額確定
11月～1月	財政担当部署との調整、幹部審査、知事査定
2月	予算案記者発表、議案提出

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算及び予算を含む事業計画については、県が他の施策事業と併せて調整し策定している。予算については地方自治法及び県財務規則等に基づいて調整し、県議会の審議を経て定められ、予算に係る情報は県の広報媒体等を通じて県民に公開している。

学内においては、学長等により予算要求に向けた課題と方向性を確認し、事務局が学内ニーズを把握したうえで、県の予算編成等の手続き、方針に従って予算調整に当たっている。学内で必要な協議・調整は、関係委員会等で行っている。さらに、予算の措置状況については、学長補佐会議で報告するほか、大学教員に関係の深い経費については、関係委員会等で報告し学内に明示している。

今後は、大学予算の編成にあたり、大学の主体性がより発揮できるよう、学内手続等の改善を検討する必要がある。

観点9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点到に係る状況】

本学の収支の手続きは地方自治法、神奈川県財務規則等に則り公会計の原則に従って処理している。特定財源の収入は、全体としては予算額をほぼ確保しており、観点9-1-②で分析したとおり安定的に確保している（資料9-1-④-A）。支出額は制度上予算額を超えることはできないため、過大な支出が発生することはない。支出決算額は毎年予算額を下回る状況であるが、これは効率的な予算執行に努めた結果である（資料9-1-④-B）。支出額と特定財源収入額との差額は、県の一般財源が充当されており、安定的な大学運営を担保している。

資料9-1-④-A 収入予算額及び決算額の推移（過去5年間、区分別、当初予算額、決算額）

歳入		H20	H21	H22	H23	H24	H25
授業料	予算	499,689	498,829	498,829	498,830	495,180	495,180
	決算	499,689	504,193	504,193	491,250	486,934	497,858
入学料	予算	98,051	102,143	99,001	99,001	102,366	103,179
	決算	98,051	98,483	98,483	99,546	103,437	101,097
入学検定料	予算	19,204	21,232	18,975	18,972	18,972	18,972
	決算	19,204	19,680	19,680	17,106	18,464	19,260
行政財産 使用料等	予算	3,697	3,306	3,781	4,502	7,048	5,745
	決算	3,697	3,930	3,930	5,420	6,378	6,990
受託収入等	予算	0	0	720	720	720	3,940
	決算	0	720	720	720	4,047	4,018
手数料等	予算	308	131	131	137	157	150
	決算	308	193	193	167	186	169
計	予算	620,949	625,641	621,437	622,162	624,443	627,166
	決算	620,949	627,199	627,199	614,209	619,446	629,392

※実践教育センター分を除く。

資料9-1-④-B 支出予算額及び決算額の推移（過去5年間、区分別、当初予算額、決算額）

歳出		H20	H21	H22	H23	H24	H25
特定事業費 (割賦料)	予算	722,841	627,601	627,601	627,600	627,601	571,009
	決算	627,600	627,600	627,600	627,600	627,600	518,826
特定事業費 (維持管理費)	予算	214,953	236,364	236,364	236,364	236,364	236,364
	決算	214,949	236,358	236,358	236,359	236,359	236,363
維持運営費	予算	541,138	500,794	434,537	412,842	387,361	377,175
	決算	466,865	470,262	470,262	379,323	368,661	320,366
教授等研究費	予算	138,889	122,546	83,924	78,444	70,384	63,705
	決算	118,847	102,429	102,429	65,278	61,515	57,871
計	予算	1,617,821	1,487,305	1,382,426	1,355,250	1,321,710	1,248,253
	決算	1,428,261	1,436,649	1,436,649	1,308,560	1,294,135	1,133,426

※実践教育センター分を除く。

【分析結果とその根拠理由】

本学の収支は公会計の原則に従って処理されており、支出額は制度上予算額を超えることはできないため、過大な支出は発生していない。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学に係る予算は、大学運営費と実践教育センター運営費に大別される（資料 9-1-⑤-A）。

大学運営費は、PFI 契約に基づく経費である特定事業費、大学運営全般にわたる維持運営費、教育研究活動に係る予算である教務運営費及び教授等研究費に区分される。大学運営費の資源配分については、毎年度、重要課題に対する対応方針について学長に確認したうえ、事務局総務課が学内各部署の意見を聴取し、県の予算編成方針に従って予算要求案を作成する。その後、県の予算編成手続により、必要な調整を経て決定する。

また、実践教育センター運営費は、維持運営費と研修事業費に区分される。実践教育センター運営費の資源配分は、センター内での検討調整を経てセンター長が配分案を定め、予算調整結果により決定する。

教育研究活動に係る予算のうち教務運営費は教育活動予算であり、非常勤講師の報酬等教務運営に必要となる消耗品費、使用料・賃借料及び備品購入費などの経費を予算計上し、施設・備品等の充実を図っている。

また、教授等研究費は研究活動予算であり、学部及び大学院研究科に対する配分するとともに、各教員に対してその職位に応じて研究活動に必要な経費の配分を行っている。さらに、学内公募を基本として、各教員の研究活動を積極的に支援していくため、平成 17 年度から複数の学科等の横断的研究を支援する協働研究助成制度、民間企業・大学・研究機関など学外の各機関等との共同研究を支援する共同研究助成制度、若手研究者の研究教育活動を支援するための研究助成制度を設けている。また、平成 25 年度に開設した地域貢献研究センターのプロジェクトとして推進する研究を支援するための研究費助成枠を平成 26 年度より設けた（別添資料 9-1-⑤-B）。

この他、教員の資質向上と本学の教育水準を高めるための制度として、教員海外研修等の制度を設け、毎年度各学科からの推薦を受けて、海外等での研修に教員を派遣している。

これらの教育研究活動経費は、平成 27 年度においては、大学運営費予算額の 16% を占めており、特定事業費を除く大学運営費が毎年減少している中で、必要な予算の確保に努力している。

教育研究活動に必要な施設・設備に係る予算については、本学施設は、大規模修繕を含め必要な維持管理を PFI 契約により行っている。これは、施設の建設及び 30 年間にわたる維持管理を選定された事業者が行うものであり、事業計画に基づき必要な予算を確保している（別添資料 9-1-⑤-C）。また、設備は、開学から 10 年以上が経過する中で重要な備品の更新が必要となっており、平成 26 年度に更新計画を作成して予算の確保に努めている。

資料 9-1-⑤-A 支出予算額及び構成比の推移（過去 5 年間、区分別、当初予算額）

支出予算										
	H21		H22		H23		H24		H25	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
大学										
特定事業費	863,965	36.74%	863,965	38.46%	863,965	38.93%	863,965	39.53%	807,373	39.28%
維持運営費	500,794	21.30%	434,537	19.34%	412,842	18.60%	387,361	17.72%	377,175	18.35%
教授等研究費	122,546	5.21%	83,924	3.74%	78,444	3.53%	70,384	3.22%	63,705	3.10%
計	2,351,270	100.00%	2,246,391	100.00%	2,219,216	100.00%	2,185,675	89.01%	2,055,626	100.00%
実践教育センター										
維持運営費	74390	77.9%	66802	73.9%	62978	74.8%	59176	77.8%	51087	75.1%
研修事業費	21066	22.1%	23607	26.1%	21168	25.2%	16934	22.2%	16934	24.9%
計	95456	100.0%	90409	100.0%	84146	100.0%	76110	100.0%	68021	100.0%

別添資料 9-1-⑤-B 研究費の配分方法

別添資料 9-1-⑤-C PFI 事業計画

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動に必要な経費は、各年度の予算において、教務運営費及び教授等研究費などの中で計上している。予算編成に当たっては、重要課題への対応方針に沿って、各部署からの要望を踏まえて予算要求を取りまとめ、県の財政状況が厳しい中で必要な予算の確保に努めており、適切な資源配分が維持されている。

また、施設については、PFI 契約により長期的に必要な維持管理ができるよう予算が確保されている。

また、大学の戦略的な取組みとして、学内公募を基本とした教員の教育研究活動を支援する制度を創設し、教員の教育研究活動の充実強化に努めている。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学は、法人化されていないことから財務諸表は作成していないが、本学に係る予算、決算、財産（建物）の状況については、神奈川県財務規則等の手続きに従って資料が作成され、県民に公開されている（資料 9-1-⑥-A）。また、平成 25 年度から県の「会計の見える化」及び「県公共施設の見える化」の取組に伴い、収支状況、業務実施状況等を示した業務運営進行表と施設の概要、財産価格、収支の状況等を示した県民利用施設一覧表（保健福祉大学分）を作成し、県ホームページで公表している（資料 9-1-⑥-B）。

本学の財務に係る監査等としては、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、毎年度監査委員による監査が実施されている。監査結果は、指摘事項等があった場合には、これに対する措置状況も含めて県民に公表されている（資料 9-1-⑥-C）。

また、平成 21 年度には、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査が行われており、その指摘事項等は、措置状況も含めて公表される。本学は平成 21 年度に受けた。（結果のホームページの公表は直近 3 年分のみ）そこでの指摘事項等は、措置状況も含めて公表されている（資料 9-1-⑥-D）。

このほか、県財務規則に基づいて、毎年度会計管理者による会計事務検査が実施されている（資料 9-1-⑥-E）。

資料 9-1-⑥-A 公表されている財務関係資料

- ・ 県財政のあらまし <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4779/>
- ・ 総資産と総負債の状況（バランスシート） <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6945/>
- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6937/>
- ・ 財政状況資料集 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f430057/>
  - (1) 普通会計の状況
  - (2) 各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率
  - (3) 財政比較分析表
  - (4) - 1 経常経費分析表。 - 2 経常経費分析表。（人件費・公債費・普通建設事業費の分析）
  - (5) 実質収支比率等に係る経年分析
  - (6) 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析
  - (7) 実質公債費比率（分子）の構造
  - (8) 将来負担比率（分子）の構造

資料9-1-⑥-B 「会計の見える化」(HPアドレス又は別添資料)

○掲載内容

- ・業務概要
- ・収支の状況
- ・職員配置状況
- ・業務実施状況(科目数、入学者選抜試験実施状況、国家試験結果、進路状況、その他業務実績)
- ・業務運営に関する評価

(神奈川県ホームページ<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480351/>  
保健福祉大学 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/2103/mieruka/26/15/260270.pdf>)

施設名	所在市町村	設置目的	施設概要	財産価格	収支の状況 (単位:千円)						利用状況の数値の内容	備考		
					H24(決算ベース)		H25(決算ベース)		H26(予算ベース)					
保健福祉大学 実践教育センター	横浜市	保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有する人材を育成するため	■敷地面積 37,821.79㎡(市有地) ■延床面積 41,861.45㎡ ■建築年 平成15年 ※実践教育センターは横浜看護専門学校内のため除く	土地 (市有地) 建物 5,371,469千円	【利用状況】	2,204人	2,431人	2,238人						
					【収入】	682,450	686,423	701,213						
					事業費	934,667	832,969	942,378						
					維持管理経費	343,738	336,858	325,052						
					人件費	1,931,406	1,686,955	1,715,468	常勤 155名 再任用 2名 臨時的任用 1名	147名 1名 2名	150名 1名 175名	学生、院生(修士)、研修生の数(実人員)		
					【支出】	3,209,811	2,856,782	2,982,898						
					収支差引	△ 2,527,361	△ 2,170,359	△ 2,281,685						
					利用者一人当たりコスト	1,456.4	1,175.1	1,332.8						
					利用者一人当たり県負担額	1,146.7	892.8	1,019.5						

(神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p676676.html>)

資料9-1-⑥-C 定期監査の状況(根拠法令、実施体制、公表内容)

○根拠法令

地方自治法第199条第1項に、監査委員が、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査すること(財務監査)、同条第4項に、この財務監査を、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行わなければならないことが定められており、この義務的な監査を神奈川県では、「定期監査」として、予算の執行権を有する全ての所属を単位に実施している。

また、同法第199条第2項は、監査委員が、必要があると認めるときは、県の事務の執行について監査することができることを定めています(事務監査)。本県では、同項が新設された平成3年の地方自治法一部改正を受け、平成4年監査からこの事務監査を実施しており、平成8年監査からは、事務の合理化・効率化などを図るため、定期監査の中で必要に応じて財務監査と一体的・総合的に実施している。

○実施体制

地方自治法第202条の規定に基づく「神奈川県監査委員に関する条例」により、議員のうちから選任される委員(議選委員)2人、識見を有する者のうちから選任される委員(識見委員)3人の計5人の監査委員が選任されている。監査委員が行うさまざまな監査を補助する機関として監査事務局が設置されている。

○公表内容

平成26年監査(平成25年度事業対象)

監査委員は、全ての県機関586箇所(本庁機関214箇所及び出先機関372箇所)について、平成25年12月24日から平成26年9月30日までに実施した定期監査の結果の全体をまとめた報告書を作成し、公表している。この報告書には、地方自治法第199条第10項の規定に基づく県の組織及び運営の合理化に資するための意見も記載している。

ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f491108/#teiki>

資料 9-1-⑥-D 包括外部監査の状況（根拠法令、実施体制、公表内容）

○根拠法令

外部監査は、都道府県等が、当該団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する弁護士、公認会計士等の外部の者（外部監査人）と外部監査契約を締結し、その外部監査人が監査を行うもので、平成 9 年の地方自治法の改正により導入され、神奈川県では、「神奈川県外部監査契約に基づく監査に関する条例」を定め、平成 11 年度から外部監査として、包括外部監査と個別外部監査を実施している。

○包括外部監査

包括外部監査は、県が、毎会計年度、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けるもので、包括外部監査人は、包括外部監査契約の期間内に、1 回以上、県の財務に関する事務の執行等のうち、自ら特定のテーマを決めて監査を行う。

○公表内容

外部監査人は、外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、知事、監査委員等に提出し、監査委員が公表することとされており、また、監査の結果に関する報告の提出を受けた議会、知事等はその結果に基づき、又はそれを参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表することになっている。

結果報告のホームページアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f491088/p16428.html>

資料 9-1-⑥-E 会計事務検査の状況（根拠規定、実施体制）

○根拠規程

神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号。以下「規則」という。）の第 179 条から第 185 条（第 179 条第 2 項、第 180 条及び第 185 条第 2 項を除く。）までの規定及び神奈川県税の収納事務の委託に関する規則（平成 16 年神奈川県規則第 54 号。以下「税収納委託規則」という。）第 6 条から第 8 条の規定により、県の公金の適正な執行及び管理並びに不適正経理の未然防止又は再発防止を図るとともに、会計管理システムの的確な利用を確保するため実施している。

○実施体制

検査は、定期検査、随時検査及び臨時検査があり、定期検査は、原則として年 1 回、随時検査は、随時の調査等の結果、必要に応じて、臨時検査は、県の公金の事故が起きたとき等、緊急に検査を行う必要が生じた場合行われ、検査は、会計管理者が自ら又は検査員（指導課の職員）が行う。

検査は、次に掲げる会計事務について行われる。

- ・支出負担行為、支出命令の状況
- ・現金及び有価証券の出納及び保管の状況
- ・物品の出納及び保管の状況（使用中及び貸付中等の物品並びに払出後の印紙類の状況を含む。）
- ・前渡金の出納及び保管の状況
- ・歳入の徴収及び収納事務の委託等

検査の結果は、当該検査に係る事務を所掌する部（局）長若しくは各所の長又は指定金融機関等に通知され、会計事務執行の向上を図るため、県庁内のグループウェアにより関係機関に情報提供が行われている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、財務諸表は作成していないが、本学に係る予算、決算、財産（建物）の状況については、県財務規則等の手続きに従って資料が作成され、県民に公開されている。

財務に係る監査については、地方自治法及び神奈川県財務規則等に基づき、監査委員による定期監査、包括外部監査、会計事務検査が、適正に行われている。

**観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。**

【観点到係る状況】

管理運営のための組織としては、評議会、教授会、研究科委員会、学内委員会等各種委員会、学長補佐会議などがある。

評議会は、学長等の大学幹部、大学を所管する副知事等の県幹部を構成員とし、教育公務員特例法に規定する事項のほか、大学運営に関する重要事項を審議する。

教授会及び研究科委員会は、それぞれの教育を担当する専任の教授、准教授、講師、学長が必要と認める者を構成員とし、教員の採用及び昇任に関する事項や教育研究に関する事項で学則に定められた事項を審議する。なお、議題調整は、教授会については学科長会議、研究科委員会については研究科運営会議が行っている（資料 9-2-①-A）。

教授会のもとに学部学内委員会、研究科委員会のもとに小委員会が置かれ、学内業務を分担して所管している。このほか、学内の業務を所管する各種の委員会が設置されている。これらの委員会には、事務局職員も参加している（資料 9-2-①-B）。なお、各種委員会は、組織が大きくなり過ぎないように各学科 1 名の委員選出を原則とするなど、コンパクトで効率的な運営に努めてきた。

学長補佐会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長等の大学幹部職員で構成され、大学運営に係る重要事項について、幹部の意思統一を図るとともに、大学としての方向性を議論することにより、学長を補佐している（資料 9-2-①-C）。

事務組織としては、事務局長の下に総務課、教務学生課、企画課の 3 課体制とし、専任の事務職員 19 名、臨時的任用職員 2 名、非常勤職員 21 名、さらに適宜、日々雇用職員を配置している。職員の配置数は、公立大学の平均を下回っており、効率的な体制であるが、今後、大学の教育研究・地域貢献活動を強化していくためには、体制の強化が課題となっている（資料 9-2-①-D）。

震災、火災、テロ、重篤な感染症等の発生などの危機管理については、「危機管理規定」を定め、学長を責任者とする危機管理体制を明確に定めている。また、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、別に「感染症対策要綱」を定め、体制を明示している。

これらの規定、要綱等に基づき、「新型インフルエンザ対応マニュアル」「学内の実習・実験・演習における事故防止・対応マニュアル」「地震・津波・火災 簡易対応マニュアル（学生用）」「暴風警報発令時等の対応について」等で具体的対応方法を明確にしている。また、防火・防災計画として、「消防計画（防火・防災管理規定）」や施設管理を行う事業者による「災害対策要綱」が定められている。

緊急連絡網や緊急配備については、施設管理を行う事業者の緊急連絡網、本学教職員の勤務時間外・休日緊急連絡系統図、自然災害等配備基準、緊急職員参集名簿等を整備し、体制を明示している。

これらの体制を踏まえ、毎年、防災訓練及び緊急職員参集訓練を実施している（資料 9-2-①-E）。

職員の不祥事・事故防止について、毎年、教員向けにはFD、事務局職員向けには不祥事防止研修を開催している。さらに全教職員に自己点検を促して注意喚起、意識の徹底を図っている。

科学研究費補助金等の研究費については、文部科学省のガイドラインに基づく学内規程を定め不正防止を徹底するとともに、研究費の執行は県の財務規則に則した手続きを行って、厳正な執行管理を行っている（資料9-2-①-F）。

資料9-2-①-A 評議会、教授会、研究科委員会の構成員と審議事項等

名 称	主 な 所 管 事 項	構 成 員
評議会 (大学条例第 8 条)	○大学の設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項 ○学則その他重要な学内規程の制定又は改廃に関する事項 ○大学の予算の見積もりに関する事項 ○教員の人事の方針に関する事項 ○大学の教育課程の編成の方針に関する事項 他	11 名 学長、副学長、事務局長、実践教育センター長、学部長、研究科長、図書館長、副知事、政策局長、保健福祉局長、県立病院機構副理事長
教授会 (条例施行規則第 8 条)	○学部の規程等の制定及び改廃に関する事項 ○学部長の選考に関する事項 ○教員の人事に関する事項 ○学部の教育課程及び授業科目、授業、試験等に関する事項 ○学部の教育研究に関する事項 他	専任の教授、准教授、講師、学長が必要と認める者
研究科委員会 (大学院学則第 5 条)	○本学大学院の規程等の制定及び改廃に関する事項 ○研究科長の選考に関する事項 ○教員の人事に関する事項 ○本学大学院の教育課程及び授業科目、授業、試験等に関する事項 ○本学大学院の教育研究に関する事項 他	専任の教授、准教授、講師、学長が必要と認める者
学科長会議 (教授会規程第 8 条)	○教授会の審議事項に関する協議を行う。	6 名 学部長、各学科長 [陪席]事務局長、各課長
研究科運営会議(大学院学則第 6 条)	○大学院内の連絡調整	14 名 研究科長、専攻長、事務局長、各課長、看護領域等各領域から 2 名
学長補佐会議	○大学運営に係る重要事項について、幹部の意思統一を図るとともに、大学としての方向性を議論することにより、学長を補佐する。	14 名 学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、担当科長、実践教育センター長、事務局長、各課長

資料9-2-①-B 学内委員会等 (名称、構成、担当事項)

名 称	主な所管事項	委員数 (あらかじめ定める委員) [陪席者]
総務・企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算・決算に関すること (研究費の配分を含む)</li> <li>○ 施設の整備・運営に関すること</li> <li>○ 環境保全・安全管理に関すること (学生・職員、ゴミ対策等を含む)</li> <li>○ 勤務評定 (教特法21条) に関すること</li> <li>○ 学内規程の整備に関すること</li> <li>○ 広報に関すること</li> <li>○ 国際交流に関すること</li> <li>○ A0 入試の検討に関すること</li> </ul>	6人 [事務局長]
FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ファカルティーディベロップメントに関すること</li> </ul>	6人 [事務局長]
地域貢献推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域貢献の推進に関すること</li> <li>○ 公開講座に関すること</li> </ul>	5人 [企画課長]
人権・倫理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハラスメント防止指針に関すること</li> <li>○ 差別と人権侵害の防止指針に関すること</li> <li>○ 審査体制の運営に関すること</li> <li>○ 倫理保持に関すること</li> </ul>	7人 (学外有識者1名を含む) [事務局長]
入試委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般選抜に関すること</li> <li>○ 特別選抜に関すること</li> <li>○ 編入学・転入学・研究生等の選考に関すること</li> <li>○ 選抜試験の実施に関すること</li> <li>○ A0 入試の実施に関すること</li> <li>○ 試験問題に関すること</li> </ul>	6人 [企画課長]
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間割の編成に関すること</li> <li>○ 履修指導に関すること</li> <li>○ 単位の認定に関すること</li> <li>○ 卒業の認定に関すること</li> <li>○ 編入学・転入学学生の履修に関すること</li> <li>○ 科目等履修生に関すること</li> <li>○ 入学生の既修得単位の取り扱いに関すること</li> <li>○ 学外実習の運営に関すること</li> <li>○ 連携実践教育科目の運営に関すること</li> </ul>	6人 [教務学生課長]
カリキュラム委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カリキュラムの検討・改正・実施に関すること</li> <li>○ カリキュラムの検討・改正・実施に係る授業担当教員及び学科等並びに関係委員会との調整に関すること</li> </ul>	10人 [教務学生課長]
学生委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生生活に関すること</li> <li>○ 学生の健康管理に関すること (健康診断の実施を含む)</li> <li>○ 学生相談に関すること</li> <li>○ 学生表彰に関すること</li> <li>○ 授業料等の減免審査に関すること</li> <li>○ 奨学金受給資格の審査に関すること</li> <li>○ 学生自治会に関すること</li> <li>○ ボランティアセンターに関すること</li> <li>○ 部活動指導に関すること</li> <li>○ 大学祭に関すること</li> </ul>	5人 [教務学生課長] [学生相談室]
進路支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就職・進路支援に関すること</li> </ul>	5人 [教務学生課長]
図書・情報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 附属図書館に関すること</li> <li>○ 図書資料等の収集管理に関すること</li> <li>○ 学内情報システムの活用に関すること</li> <li>○ 大学ホームページの運営に関すること</li> </ul>	6人 (図書館長を含む) [企画課長]
研究委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学誌の編集・発行に関すること</li> <li>○ 教育研究活動報告書の編集・発行に関すること</li> <li>○ 研究助成等の実施に関すること</li> <li>○ 実験動物の管理・審査に関すること</li> <li>○ 研究における安全の確保に関すること</li> </ul>	5人 [総務課長]
研究倫理審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究実施に際しての倫理的審査に関すること</li> </ul>	7人 (学外有識者2名を含む) [事務局長]
COI (利益相反) 委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利益相反に関する自己申告書の審査に関すること</li> <li>○ 利益相反防止に関する施策に関すること</li> <li>○ 利益相反管理のための調査に関すること</li> <li>○ その他利益相反に関する重要事項に関すること</li> </ul>	9人 (学外有識者1名を含む) [事務局長]

名 称	主な所管事項	委員数(あらかじめ定める委員) [陪席者]
研究科入試委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選抜に関すること</li> <li>○選抜試験の実施に関すること</li> <li>○試験問題に関すること</li> <li>○研究生等の選考に関すること</li> </ul>	6人
研究科博士課程 設置検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○博士課程の設置に係る必要事項の検討に関すること</li> <li>○博士課程の教育内容に関すること</li> <li>○施設・設備等の整備内容に関すること</li> <li>○県民・関連団体のニーズ調査に関すること</li> <li>○博士課程研究生等の選抜に関すること</li> <li>○その他</li> </ul>	16人 [教務学生課長]

資料9-2-①-C 学長補佐会議 (構成と審議内容)

<p>○構成員</p> <p>学長、副学長、学部長、研究科長、各学科長、担当科長、実践教育センター長、事務局長、各課長</p> <p>○主な審議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の法人化について</li> <li>・大学院博士課程の設置について</li> <li>・個人情報のセキュリティ対策について</li> <li>・入学者特別選抜の見直しについて</li> <li>・地域貢献の取組みについて</li> <li>・大学、病院、関係機関等との連携について</li> </ul>
--

資料9-2-①-D 事務局体制 (職員の配置状況、他の公立大学との比較)

<p>○専任事務職員</p> <p>事務局長 1名      ※同規模の公立大学の平均 24名</p> <p>総務課 6名      (「公立大学2014」公大協から)</p> <p>教務学生課 6名</p> <p>企画課 6名</p> <p>計 19名</p> <p>その他非常勤、日々雇用職員等</p>
---

資料9-2-①-E 危機管理体制（危機管理対応マニュアルの目次に概要を付記した資料）

- 緊急連絡網
  - ・緊急連絡網（大林ファシリティーズ株式会社）
  - ・保健福祉大学 勤務時間外・休日緊急連絡系統図
  - ・自然災害等配備基準
  - ・保健福祉局（保健福祉大学）職員緊急参集職員名簿
  - ・神奈川県立保健福祉大学自衛消防組織
  - ・保健福祉大学（現地災害対策本部）部別分担業務
- 各種マニュアル等
  - ・神奈川県立保健福祉大学危機管理規程
  - ・神奈川県立保健福祉大学感染症対策要綱
  - ・神奈川県立保健福祉大学における新型インフルエンザ対応マニュアル
  - ・学内の実習・実験・演習における事故防止・対応マニュアル
  - ・地震・津波・火災 簡易対応マニュアル（学生用）
  - ・災害時における施設利用
  - ・非常時使用可コンセント
- 関係機関との連携
  - ・横須賀三浦現地災害対策本部設置の代替え場所について
  - ・横須賀市との防災協定
- 災害時の対応及び避難訓練等
  - ・暴風警報発令時等の対応について
  - ・神奈川県立保健福祉大学防災訓練の実施内容（総合訓練及び避難訓練）
- 防火・防災計画等
  - ・神奈川県立保健福祉大学消防計画（防火・防災管理規程）
  - ・災害対策要綱（大林ファシリティーズ株式会社）

資料9-2-①-F 不祥事防止、研究費に係る不正防止のための取組

- ・職員不祥事防止研修会（事務局職員）
- ・公務員倫理・服務に関する研修会（全教職員対象 年1回）
- ・学長をトップとした取組体制を構築予定

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織は、役割に応じた組織が配置され、教職員が分担して役割を担う体制ができている。組織規模は課題とならないように配慮している。事務組織は職員を効率的に配置しているが、大学の活動を強化していくためには、体制の強化が課題となっている。

危機管理については、事象に応じて規定類、マニュアル等を整備しており、訓練、研修等も定期的に行っており、実効的な体制が整備されている。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教員については、教授会をはじめ各種委員会、各学科会議、その他の場を通じて大学の管理運営に対する意見を述べる機会を提供されている。

事務職員については、教授会をはじめとする各種委員会等の事務局を担当し、委員との話し合いを通じて、適正な事務手続に係る意見を述べているほか、日常の業務を通じて意見を述べる機会がある。

学生や卒業生の意見・ニーズ把握のためのアンケート調査等は実施しておらず検討課題である。学生は日常的には担当教員を通じて意見を述べることが多いが、授業に関してリアクションペーパーや授業評価を通じて意見を述べることができるほか、学生自治会、学長への手紙等を通じて大学の管理運営に対し、意見・要望を寄せることができる。また、卒業生については、教員を通じて意見が寄せられることが多いが、同窓会を通じて意見を述べることができる。

学外関係者については、大学及び県幹部職員からなる大学評議会、県内の保健医療福祉関係者や有識者等からなる大学懇談会、横須賀市長等幹部職員との懇談会、大学の基本理念に賛同する個人・団体からなる大学を支援する会等を毎年定期的開催し、意見交換を行っている（資料 9-2-②-A）。また、学園祭やオープンキャンパス、公開講座などを通じてのアンケート等による意見の聴取などを通じて、大学に関する様々なニーズを入手する機会としている。

大学の構成員及び来学者が、直接、学長に意見を提出する仕組みである「学長への意見・提案」を平成 25 年度から導入しており、管理運営に関する意見も寄せられている（資料 9-2-②-B）。このほか、ハラスメントに関しては、毎年、大学の全構成員を対象とするアンケートを実施し、積極的に意見を把握している。

これらの仕組みを通じて把握した管理運営に関する意見については、速やかに検討調整し、適切な形で管理運営に反映させている（資料 9-2-②-C）。

資料 9-2-②-A 学外関係者の意見把握に係る会議の状況（構成員、開催状況）

学外関係者の会議等	構 成 員	開 催 状 況
大学評議会	副知事 政策局長 保健福祉局長 県立病院機構副理事長	定期開催(3月) 随時開催
大学懇談会	医師会会長 横須賀市商工会議所名誉会頭 県病院協会副会長 県社会福祉協議会会長 県看護協会会長 横須賀市長 他	定期開催(5月)
横須賀市長等幹部との懇談会	横須賀市長	定期開催(年2回)
大学を支援する会	会長 副会長 理事 監事 会員 (団体役員、近隣事業者、一般住民等)	役員会・総会(7月)

資料9-2-②-B 学長への意見・提案の概要

<p>概要</p> <p>だれでも、いつでも、気軽に大学運営に関われるよう、「学長への意見・提案箱」を設け、寄せられた意見・要望・苦情などに対し、学長として適切な対応を行うとともに、今後の大学運営に反映させることを目的とし、平成25年10月から事務局ロビーに「意見・提案箱」を設置し、学内メールや掲示により周知を図っている。</p>
--

資料9-2-②-C 把握した意見の管理運営への反映状況（最近の主なもの）

横須賀市長等幹部との懇談会における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括連携協定の締結</li> </ul>
学長への意見・提案箱への意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館一般利用者の図書返却に係る入館時間の延長</li> <li>・教室入口等へのアルコールスプレーの設置</li> <li>・学生自治会からの申し入れによる屋上庭園の再生と活用</li> </ul>
大学評議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の法人化について</li> <li>・大学院博士課程の設置について</li> <li>・個人情報のセキュリティ対策について</li> <li>・入学者特別選抜の見直しについて 他</li> </ul>
大学懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのリニューアル</li> <li>・同窓会の設立について</li> <li>・大学の将来構想について 他</li> </ul>

【分析結果とその根拠理由】

教職員の意見やニーズは、各種委員会、学科会議等の各種や日常業務の中で把握されることが多いが、小規模な組織の利点が生かされている。また、学生のニーズ把握についても、少人数教育の体制の中で、教員を通じて把握されることが多い。卒業生の意見はアンケート等によって、学外者の意見、ニーズについては、定期的な会議により把握可能な体制をとっている。このほか、学長が直接意見を把握できる仕組みも構築しており、これらを通じて、管理運営に関する意見、ニーズが把握されている。

また、把握された意見、ニーズは速やかに処理しており、適切な形で管理運営に反映されている。

観点9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

事務職員については、県の職員キャリア開発支援センターが主催する階層別研修（階層に応じた職員の能力開発研修）への参加が義務付けられている。また、管理職職員等を対象とした①危機管理研修、②事故防止研修、③人権研修などに該当の職員を参加させ、職員の資質の向上に努めている（別添資料9-2-④-A）。

また、大学の管理運営という一般の行政事務とは異なる特性を有する業務に従事し、適切かつ効率的な業務の遂行をしていくため、OJTを重視しているほか、学内での集合研修、学外での各種研修会等も活用して、職員育成に努めている（資料9-2-④-B）。なお、学内での集合研修については、研修担当職員を置き、研修計画の調整に当たっている。

さらに、大学入試センターや公立大学協会等の主催する会議には、学長、副学長、事務局長のほか担当職員が出席し、管理運営に係る情報収集や知識のブラッシュアップを図っている。また、全教職員向けに、地方公務員としての教員の倫理・サービスをテーマとしたFDを開催している（資料9-2-④-C）。

本学では、常勤職員が県の他の部署との定期的な人事異動を経てキャリアアップする仕組みとなっているため、幅広い行政経験を有する職員を配置することができるが、大学職員として十分な経験と専門的知識を有する人材の確保には課題がある。今後は、事務職員等を対象としたSDの充実、専門的知識・経験を有する人材を配置するための人事方策の検討が必要である。

別添資料9-2-④-A 県が行っている職員研修(H27 研修受講ガイド)

資料9-2-④-B 学内での集合研修、学外での研修の実施状況

- ・職員不祥事防止研修会(事務局職員)
- ・人権男女共同参画に関する研修会(事務局職員)
- ・公務員倫理・サービスに関する研修会(全教職員対象 年1回)
- ・大学法人化に向けた会計システム研修派遣(予定)

資料9-2-④-C FD「地方公務員としての教員の立場を理解する」開催状況

開催年度 :平成25年度、26年度(25年度未参加の者対象)  
 テーマ :地方公務員としての教員の立場を理解する。  
 講師 :副学長  
 対象 :教員、(事務職員)  
 参加者数 :84名(25年度)47名(26年度)

【分析結果とその根拠理由】

事務職員については、県が行う各種研修に参加させているほか、OJTや各種研修の実施、会議等への出席を通じた状況把握などにより、資質向上を図っている。

本学では、常勤職員が県の他の部署との定期的な人事異動を経てキャリアアップする仕組みとなっており、十分な経験と専門的知識を有する人材の確保に課題があるため、今後、SDの充実や専門的知識経験を有する人材確保策の検討が必要である。

**観点 9-3-①：** 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

**【観点に係る状況】**

本学では、学則に自己評価を定め、平成 15 年の開学当初から学長、副学長、学部長、大学院研究科長等を構成員とし、副学長を委員長とする自己評価委員会を設置して、自己点検・評価の体制を整えてきた(資料 9-3-①-A、B)。

平成 18 年度には、平成 15 年度から 17 年度の大学の活動状況についての自己点検・評価を行い、平成 19 年度には、平成 20 年度の大学機関別認証評価に向けた自己点検・評価報告書を作成した。その後は、平成 20 年度の大学機関別認証評価の結果を踏まえた実践行動計画の策定に取り組み、平成 22 年度からは平成 22 年度から 24 年度の 3 年間を取組機関とする実践行動計画を指針として、毎年度の取組を自己点検・評価し、年度ごとの「取組結果」として取りまとめる形で、自己点検・評価を進めてきた。

開学 10 年を経て、今後 10 年間の大学の取組課題を明らかにした将来構想と将来構想に基づく 3 年間の取組方針を示した将来構想実施計画を作成したのに併せ、実践行動計画の改定を行い、将来構想、将来構想実施計画と併せ、ホームページで公表している(資料 9-3-①-C)。

こうした自己点検・評価は、自己評価委員会で全体の方針を定め、関係の各学内委員会、関係部署で実施状況を確認の上、自己点検・評価を行い、全体の状況を自己評価委員会が取りまとめ、全学の「取組結果」として整理している。最終的に取りまとめられた「取組結果」は、教授会等で報告するほか、大学のホームページでも公表している(資料 9-3-①-D)。

なお、各学内委員会等での自己点検・評価に当たっては、必要な教育活動の実態を示すデータや資料として、シラバス、講義の時間割、定期試験日程、授業評価報告書、履修状況、各学生の成績資料などがあり、これらは教務学生課が収集、蓄積している。このほか、毎年度の入学者選抜状況、卒業生の進路状況、国家試験合格状況等のデータに基づく分析も行っている。しかし、現在の取組結果では、根拠となる資料・データの明示が十分とは言えないため、今後これを充実させていく必要がある。

**資料 9-3-①-A 自己評価等 (学則第 2 条)**

- |   |
|---|
| <p>第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、外部からの点検及び評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。</p> <p>2 自己評価を行うため、本学に自己評価委員会を置く。</p> <p>3 自己評価委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 外部評価について必要な事項は、別に定める。</p> |
|---|

**資料 9-3-①-B 自己評価委員会規程（抜粋）**

（趣旨）

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）学則第2条第3項の規定に基づき、自己評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）学長
- （2）副学長
- （3）事務局長
- （4）実践教育センター長
- （5）保健福祉学部長
- （6）保健福祉学研究科長
- （7）附属図書館長
- （8）各学科並びに人間総合・専門基礎担当の教員組織が推薦する教員各1名

**資料 9-3-①-C 将来構想、実践行動計画、実践行動計画の公表**

（大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013072900022/>）

**資料 9-3-①-D 実践行動計画取組結果の公表**

（大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2014060900017/>）

**【分析結果とその根拠理由】**

自己点検・評価については、開学当初から全学的な体制を整備し、継続的に取り組んでいる。また、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているが、今後は、取組結果にこれをより明確に示す方向で改善する必要がある。

**観点 9-3-②：** 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

**【観点到に係る状況】**

外部者による評価としては、平成20年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構から大学機関別認証評価を受け、「神奈川県立保健福祉大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」との評価を得ている（資料9-3-②-A）。

本学は神奈川県の組織に位置付けられていることから、毎年、神奈川県の監査委員から事務事業等や予算執行状況、財産管理状況等について監査を受けている（資料9-3-②-B）。また、平成21年度には包括外部監査の対象施設として、事務処理について包括外部監査人から監査を受けた（資料9-3-②-C）。これらの監査結果で指摘事項や意見がある場合は神奈川県のホームページ等で公表されることになっており、対応状況の報告も求められている。さらに、大学の活動が県議会の審議でとりあげられる場合もある（資料9-3-②-D）。

このほか、大学幹部及び設置者である県幹部を構成員とする大学評議会、外部有識者を構成員とする大学懇談会において、大学の活動状況を報告し、意見を聴取する形で評価を受けている（資料9-3-②-E）。

資料9-3-②-A 平成20年度大学機関別認証評価結果(抜粋)

<p>認証評価結果</p> <p>神奈川県立保健福祉大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。</p> <p>●主な優れた点として、次のことが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的を明確に定め、「ヒューマンサービス」の理念が構成員に十分周知されている。</li> <li>○ 学科を越えて学ぶ連携実践教育科目により、保健・医療・福祉分野の幅広い視野を培う教育を実施している。</li> <li>○ 看護師、保健師、助産師、管理栄養士、社会福祉士、精神保健士、理学療法士、作業療法士の資格試験の合格率が全国平均より高い。</li> <li>○ リハビリテーション学科作業療法学専攻が世界作業利用法連盟(WFOT)の認定校審査に合格し、国際的教育機関として認定されている。</li> <li>○ 演習室、小講義室のほか、附属図書館のグループ研究室や広い個人ブースを多くの学生が自主的学習に有効に活用している。</li> <li>○ バリアフリー、セーフティー、クリーン、エコロジーの4つのコンセプトを基に、施設、設備及び附属図書館を十分な規模及び内容で整備しており、有効に活用されている。</li> <li>○ リアクションペーパーを、非常勤講師も含め全学で実施しており、学生からの意見、質問に対して教員が回答するとともに、配布資料や授業方法の改善等に学生の意見を反映している。</li> </ul> <p>●主な改善を要する点として、次のことが挙げられる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学士課程の3年次編入においては、入学定員充足率が低い。</li> </ul>
---

資料9-3-②-B 県定期監査結果

<p>平成26年度対象定期監査</p> <p>○職員調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施年月日 平成27年2月13日(金)、16日(月)、17日(火) (13日は実践教育センター分)</li> <li>・出席者 監査事務局職員 4名 大学事務局職員 11名 実践教育センター職員 4名</li> <li>・概要 平成26年度分の財務に関する事務の執行、事務事業の状況について、ヒアリング及び書類の確認、物品等の現物確認により監査を実施</li> </ul> <p>○本監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施年月日 平成27年3月17日(火)</li> <li>・出席者 監査委員 1名 監査事務局職員3名 県庁本課職員2名 学長、副学長、学部長、研究科長、各学科長、担当科長、事務局長、実践教育センター長他計25名</li> <li>・概要 平成26年度の事業の概要、財務状況説明、大学内視察、先に行われた職員調査結果の報告、監査委員からの質疑等を実施した。</li> </ul>
---

資料9-3-②-C 包括外部監査の結果に対する措置等

平成21年度実施

○監査の結果又は意見の内容

図書館の図書の購入にあたっては、入札を値引き率で行うのではなく、必要な図書を選定し、その金額について入札を行うことを要望する。

○これまでの措置（又は対応）状況

和雑誌及び外国語雑誌については、平成22年度から総額による入札を行うこととした。

図書館以外の図書については、平成25年度機種選定会議において図書発注方法について再検討を行い、新着図書は、選定後速やかな購入を要することから、「①購入確定（決裁）後、都度購入」と「②一冊あたりの値引き額による業者決定（年間）」とを比較検討した結果、①は少額となり随意契約となるため、年間総額では高額になること、②は一般競争入札であり、少額ではより廉価が見込まれること及び透明性が高いことから、「一冊あたりの値引き額による業者決定（年間）」を行うこととした。

資料9-3-②-D 県議会での審議事例

○「さがみロボット産業特区」で介護ロボットを含む生活支援ロボットの開発を推進していくにあたって、保健福祉大学をはじめとした介護・医療等の現場と積極的に連携し、そこでのニーズや知見を生活支援ロボットの実用化に生かしていくべきと考える。（平成26年度第2回定例会）

○県で推進している「未病を治すかながわ宣言」や地元市町が抱える政策課題への対応といった観点から、保健福祉大学が有する高度な専門知識を活用し、市町村と連携し、住民健診における受診率の向上や、医療費の抑制に向けた取り組みをおこなってほしい。（平成26年度第2回県議会定例会）

○保健福祉大学の研究活動の核となる「地域貢献研究センター」の開設に当たって、研究成果を地域に還元することはもちろんのこと、地域の臨床現場、病院や診療所等との交流、研修会等、まちづくりへの協力等も積極的に実施し、地域の発展に寄与する事業活動を展開してもらいたい。（平成25年度第3回県議会定例会）

資料9-3-②-E 大学懇談会での意見交換(平成23年度～26年度 抜粋)

○大学院博士課程の設置について

○他大学や関係団体との連携・交流の取り組みについて

○大学の地方独立行政法人化の検討について

○大学の将来構想について

○主要プロジェクト(看護学科定員増の取り組み・地域貢献研究センター設置の検討 他)について

○実践教育センター教員・教育担当者養成課程看護コースの県内専任教員推薦入学制度について

○学部に入試及び大学院入試の見直しについて

【分析結果とその根拠理由】

本学は法人化されていないこともあって、外部者の評価として制度的なものは大学機関別認証評価のみであるが、神奈川県の組織に位置づけられているため、県の監査委員や包括外部監査人の監査、さらには県議会の審議を通じて、外部者からの評価を受けている。さらに、大学評議会、大学懇談会でも大学の活動状況について評価を受けている。

以上のことから、本学では大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているといえる。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

実践行動計画に基づく自己点検・評価は、自己評価委員会で全体の方針を定め、関係の各学内委員会、関係部署で実践行動計画の取組状況を確認の上、自己点検・評価を行って、各委員会等の「取組結果」として整理し、自己評価委員会に提出する。全体の状況を自己評価委員会が取りまとめ、全学の「取組結果」として整理している。最終的に取りまとめられた「取組結果」は、教授会で報告するほか、大学のホームページでも公表している(9-3-③-A)。このように、自己点検・評価の取りまとめから公表に至る作業の中で、評価結果は繰り返し教員にフィードバックされ、改善のための取組に活かされることになっている。

また、各学科は、授業科目の配置年次等の決定に当たって授業評価の結果を活用し、カリキュラムの見直しや授業内容の改善を行っている。

さらに、平成 27 年度の機関別認証評価に向けた取組においては、自己評価書の作成の過程の中で表面化した課題を直ちにフィードバックし、改善に活かすこととしている。

現行の実践行動計画は、開学 10 年を経て、今後 10 年間の大学の取組課題を明らかにした将来構想と将来構想に基づく 3 年間の取組方針を示した将来構想実施計画を作成したのに併せ、それまでの計画を改定して策定したものである。実践行動計画については、平成 27 年度の大学機関別認証評価結果及び平成 25 年度から 27 年度の取組結果等を踏まえ、平成 28 年度には改定することを想定している。このように、計画の策定・実行・点検・改定といった流れの中で PDCA サイクルが機能するように設定している。

なお、平成 20 年度大学機関別認証評価において、「改善を要する点」として指摘を受けた事項については、その後策定した実践行動計画の中で、取組課題に位置づけ継続的に改善の取組を進めている。(資料 9-3-③-B)

資料 9-3-③-A 実践行動計画取組み結果年度まとめホームページアドレス

## 自己評価

### 平成25年度 実践行動計画取組み結果年度まとめ

「将来構想」に基づき、今後、教育・研究及び地域貢献活動を具体的に進めていくため策定した実践行動計画について、毎年度、計画の取組結果や課題等について自己点検・評価を行い、さらなる計画の推進に取り組んでいます。


[平成25年度 実践行動計画取組み結果 \(PDFファイル: 358KB\)](#)

(参考) [実践行動計画](#) (将来構想のページへ移動します)

---

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2014060900017/>)

資料9-3-③-B 平成20年度大学機関別認証評価で「改善を要する点」とされた事項への取組状況

改善を要する点	実践行動計画への位置づけ	取組結果
学士課程の3年次編入においては、入学定員充足率が低い。	5「学生の受け入れ」において、適切な定員管理に向けて、社会ニーズに応じた検討を行い必要に応じた見直しを行うよう位置付けた。	社会状況の変化等を踏まえ、編入学制度の改善に向けた検討を行い、志願者がいない、または少なく、今後の増加が見込まれない学科・年次の編入学については、平成27年度入試から廃止した。
シラバスの記述に教員による濃淡が見られる。	4 学生の学習を効果的に誘導・支援するため、シラバスを詳細な項目に対応して統一的に記載するようにしており、学生の授業外学習や履修登録で有効に利用されている。	シラバスの作成については、教務委員会が作成方法・留意点等を教員に指示している。シラバスの記述を改善し記述レベルの統一化を図るため、シラバス作成を画面と出力画面を分け、入力画面で順をおって必要事項を入力する操作だけでシラバスが完成するシステムを導入した。
学士課程の成績評価の正確さを担保するための措置が十分とはいえない。	4「教育内容及び方法と成果」において、成績評価をテーマとしたFD活動を各学科や関係委員会で行うなど、学士課程の望ましい成績評価のあり方を確保する取組を行うこととした。	成績評価の客観性、厳格性を担保するための取組を実践行動計画に位置づけ全学的に進めている。成績評価分布の分析や成績評価をテーマとしたFDにも取り組んでいるが、さらに効果的な取組を進める必要がある。学生からの異議申立制度は検討課題となっている。
TAに係る予算が措置されていない。	7「教育研究等の環境整備」において、本学の教育の特徴を踏まえ、TA等の導入について学生の教育研究支援体制の整備に向けた検討を行い。必要な対応を図ることとした。	TAについては現在導入していないが、実践行動計画において検討課題として位置付けている。本学大学院は社会人学生が多く、現状では、大学院生がTAとして学部学生の指導にあたることは困難であるが、現在検討を進めている大学院博士課程設置の際には、TA及びRAの導入を積極的に検討していくこととしている。
各学科等において分野の特性に応じたきめ細かいFD活動が必要である。	1「大学の理念・目的の実現」において、FDや、学内各委員会活動を通じ、基本理念・教育目標のより一層の浸透・普及を図る。特に、新任教職員に対するFDの実施のほか、非常勤講師・事務職員を含めた全教職員に対しても本学のミッションと基本理念の周知を図り、その浸透に努める。	平成21年8月に総務・企画委員会から分離し、10月からFD委員会としての活動を開始した。 (基準8 観点8-2-①の資料8-2-①-A 参照)

【分析結果とその根拠理由】

実践行動計画に基づく自己点検・評価の取組の過程で評価結果は繰り返しフィードバックされ、改善に活かされるようになっている。また、継続的にPDCAサイクルが機能するように、長期的な方向性を示した将来構想から、具体的な取組内容を詳細に示した実践行動計画までの体系を整備して取り組んでいる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育活動を展開するにあたって必要な資産を十分に有しており、授業料、入学料等の経常的な収入も安定的に確保されている。
- 法人化していない本学は、神奈川県の機関として財務その他の基盤が担保されている。
- 収支の手続きは、地方自治法等に基づいて処理されており、財務は安定かつ適正な状態となっている。
- 管理運営のための学内組織では教職員が分担して役割を担い、全学的に課題に取り組む体制が構築されている。
- 開学当初から自己点検・評価の全学的な体制を整備し、継続的な取組を進めている。

【改善を要する点】

- 県の財政状況を反映し、支出の削減を行ってきたため、改めて予算確保に努力する必要がある。
- 大学予算の編成において大学の主体性をより発揮できるよう学内手続等を検討する必要がある。
- 大学の活動を強化するために、事務組織の体制強化が課題となっている。
- 大学の構成員その他のニーズや意見をより組織的に把握することが検討課題となっている。

## 基準 10 教育情報等の公表

### (1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の目的、基本理念、教育理念・教育目標は、大学案内や大学ホームページに掲載し（資料 10-1-①-A）広く周知しているほか、学内向けには、これを掲載した学生便覧（資料 10-1-①-B）を全学生（大学院生を含む）、教職員に配布し周知を図っている。

学生に対しては、ヒューマンサービス論Ⅰを1年次、ヒューマンサービス論Ⅱを4年次に必修科目として開講し、学長以下、学部長、各学科長が本科目を担当し、本学の目的・基本理念を学生に理解させている（資料 10-1-①-C）。また、大学院生に対しては、ヒューマンサービス特論を必修科目として開講し、本学の目的・基本理念の理解を深めさせている。このほか、入学式、卒業式をはじめとする学内の行事における学長等の講話の中で、本学の目的・基本理念を取り上げ、学生に日常的に意識させるよう努めている。

教職員に対しては、毎年4月に全教職員を対象に、学長が講師となって「本学の基本理念」に係るFDを開催し、教職員の意識を高めるよう努めている（資料 10-1-①-D）。

#### 資料 10-1-①-A 大学の目的

本大学には、質の高い保健、医療、福祉の人材養成と現任者への教育の充実が求められています。そこで、これらを具現化するために、本大学は、ヒューマンサービスの理念に基づく実践力を持った人材の養成をミッションに掲げました。

対人支援には、人としての熱い思いと専門職としての知識や技術が必要です。さらに、それぞれの専門領域が有効に機能すべき連携の力が必要であり、本大学では、保健、医療、福祉の連携と統合を基本とした教育、研究、さらに地域貢献を目指しています。

（大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013072400225/> ）

#### 資料 10-1-①-B 平成 26 年度学生便覧目次：抜粋

目次

- I 組織の概要
- II 本学の理念
  - 1 大学の基本理念
  - 2 学部及び各学科の教育理念・教育目標
- III 教育課程及び履修等
- IV 学生生活
- V 附属図書館
- VI 学生関係規程

資料10-1-①-C ヒューマンサービス論Ⅰ、ヒューマンサービス論Ⅱ

ヒューマンサービス論Ⅰシラバス (抜粋)

授業の目的・ねらい

「ひと」を対象としたサービスを提供するためには、多様な分野の連携による総合的なサービスを形作る「ヒューマンサービス」の提供が必要になる。「ヒューマンサービス」を実践するために求められる幅広い知識と豊かな教養を身につける必要性を理解し、学部教育における様々な科目を学ぶ意義と意欲を育むことを目的とする。

授業の概要

ヒューマンサービスの基本理念、哲学、方法、背景等と各専門領域との関係を講義する。

授業終了時の達成課題 (到達目標)

ヒューマンサービスを学ぶことにより、本学が基本理念としている保健、医療、福祉の連携と統合化について、学生一人ひとりが理解することを到達目標としている。

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/2013072800124/> )

資料10-1-①-D 学長FD

平成27年4月15日 本学のミッション(教職員79名参加)

- ・大学の使命
- ・保健福祉大学の使命
- ・連携教育について
- ・いよいよ始まった大学改革
- ・保健福祉大学の取り組み
- ・我々の挑戦はまだこれからだ

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的、基本理念については、本学の構成員である教職員・学生に大学ホームページや印刷物により、適切に公表し、広く周知しているだけでなく、学生に対しては必修授業により、教職員に対しては学長FDにより、理解を深めるよう努めている。

観点10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学部の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針のあり方を包括的に見直すこととし、平成27年3月に、それぞれを改定あるいは新たな文書化を図った。これらの文書は、大学ホームページに掲載しているほか、今後、学生便覧等に掲載し、更に周知していくこととしている(資料10-1-②-A)。

入学者受入方針については、大学ホームページのほか大学のパンフレットに学部の教育理念、教育目標と併せて記載されており、本学の理念である豊かな人間性と倫理性を基盤に保健・医療・福祉に関する高度で専門的な知識と技術を持ち、深い洞察力と共感によって人・生活・社会のニーズを感じ取り、的確に対応するヒューマンサービスが実践できる学生を受け入れることを明示している(資料10-1-②-B)。

大学パンフレットは、例年、県内を中心に16,000部程配布されており、学外者に対して広く本学の受入方針を示している。また、本学の入学者受入方針は、県内高等学校の進路担当教員を対象とした入試説明会、高校生向け説明会、オープンキャンパス、大学祭開催日の入試説明会などをにおいても周知が図られている。

大学院においても、学部と同様、平成27年4月に入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針の新たな文書化を図った。これらの文書は、大学ホームページに掲載しているほか、今後、研究科便覧等に掲載し、更に周知していくこととしている（資料10-1-②-C）。入学者受入方針については、大学院の教育理念、教育目標、教育カリキュラムとあわせて大学パンフレットに記載されている（資料10-1-②-D）。さらに、年一回（6月中旬）開催している大学院説明会においては、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針等について説明を行うこととしている。学部及び大学院の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針等については、今回、策定段階で学内に十分周知が図られているが、今後は、FDその他の取組の中で継続的に浸透を図っていく予定である。

**資料10-1-②-A 学部の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針**

大学ホームページアドレス <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai>

**資料10-1-②-B 大学パンフでの学部入学者受入方針の記載**

○学部入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)

神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部では、教育理念のもと教育目標を達成するために必要な資質と能力を備えている人々を受け入れます。卒業後に保健・医療・福祉の専門職として、多職種連携のもとに本学の理念であるヒューマンサービスを実践するためには、豊かな人間性と高い倫理観および使命感と確かな技術を持って自ら行動する能力が必要です。本学部入学試験では、このような観点からすべての学科で面接試験を課すとともに、次のような学生を求めています。

- 1 ヒューマンサービス理解のために必要な人間に対する関心を持ち、生命の尊厳を重視する人
- 2 保健・医療・福祉の専門職として必要な学問、技術、資格の修得に意欲的な人
- 3 人文・社会・自然科学など幅広く学ぶために必要な基礎学力を有している人
- 4 地域社会とその保健・医療・福祉に関わる課題への理解を深める意欲のある人
- 5 創造性、社会性および責任感がある人
- 6 協調性を持ち、コミュニケーション能力を持つ人
- 7 グローバル社会に対応するための基礎的語学能力を持つ人
- 8 将来的に、保健・医療・福祉分野のリーダーとして活躍する意欲のある人

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、受験生の皆さんの持てる力を総合的に評価します。

**資料10-1-②-C 大学院の学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針**

大学ホームページアドレス <http://www.kuhs.ac.jp/shoukai>

資料 10-1-②-D 大学パンフでの大学院入学者受入方針の記載

○大学院入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科の教育理念を達成し、高度専門職業人を育成するため、本学では以下のような要件を備えた学生を求めています。

1. 人間や人間を取り巻く社会に関する深い理解を求め、保健福祉学の探求に自ら取り組む意欲のある人
2. 専門職や当事者と協働し、各種システムと連携して、課題を解決し、評価する能力を高めたい人
3. 保健・医療・福祉の課題を、科学的・論理的に研究するための基礎的な能力を備えている人
4. 地域社会の保健・医療・福祉分野のリーダー、管理者または教育者として貢献する意欲のある人

入学者選抜試験では、以上の観点に立って、それぞれの課題解決へ向けて意欲的に研究に取り組もうとする力を、総合的に評価します。

【分析結果とその根拠理由】

学部、大学院ともに入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ホームページに掲載する形で公表し、周知を図っている。また、これらの方針の内容については、入試関連イベント等を通じて、受験生のニーズに合った広報活動が行われている。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項については、大学ホームページに「教育情報の公表」として掲載し、公表している(資料 10-1-③-A)。

このほか、本学の教育研究活動についての情報は、大学ホームページ上に大学認証評価の自己評価書等を掲載して公開しているほか(資料 10-1-③-B)、「将来構想」及び、教育研究及び地域貢献活動を具体的に進めていくため策定した実践行動計画に基づいて、毎年度、計画の取組結果や課題等について自己点検・評価を行い、「実践行動計画取組み結果」として公開している(資料 10-1-③-C)。

財務諸表の公表については、行政運営の透明化を図り、コスト意識を持った計画的な行政運営を進める神奈川県政に歩調を合わせて、平成 25 年度から「会計の見える化」をはじめとする「見える化」に取り組んでいる。この中の「県民利用施設の見える化」の取組として、本学の各施設の目的、施設概要、財産価格(土地、建物)、利用状況・収支状況・利用者一人あたりのコスト等を示した情報を公表している(資料 10-1-③-D)。

また、本学ホームページ上に教員紹介とともに、その教員の教育研究活動等について公開を行っている。具体的には「所属」「略歴」「専門等」「研究等」という 4 つの項目により公表している(資料 10-1-③-E)。その他にも全学的に行っている研究活動についても別途大学ホームページ上で公表している(資料 10-1-③-F)。なお、平成 26 年度からは、大学ポートレートに参加し、任意公表項目を含め積極的に教育情報の公表に対応している。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動についての情報は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項については、大学ホームページに「教育情報の公表」として掲載し、公表しているほか、大学認証評価、毎年度の自己点検・評価結果を大学ホームページ上に掲載し、また、教員の教育研究活動等や全学的研究活動についても大学ホームページ上に掲載し、広く社会に対して公表している。

さらに、大学ポートレートによる教育情報の公表にも積極的に対応している。

資料 10-1-③-A 教育情報の公表

大学紹介	教育情報の公表
<p>大学紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">学長からのメッセージ</a></li> <li>▶ <a href="#">ヒューマンサービスとは</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の基本理念</a></li> <li>▶ <a href="#">将来構想</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の特色</a></li> <li>▶ <a href="#">組織</a></li> <li>▶ <a href="#">大学認証評価</a></li> </ul>	<p>学校教育法により、大学が教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するために公表することとされている、教育研究活動等の状況を掲載しています。</p> <p><b>大学の教育研究上の目的</b></p> <p>人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>本学の教育研究上の目的</b></li> <li>• 学部、大学院における教育理念・教育目標             <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ <a href="#">保健福祉学部 看護学科</a></li> <li>◦ <a href="#">保健福祉学部 栄養学科</a></li> <li>◦ <a href="#">保健福祉学部 社会福祉学科</a></li> <li>◦ <a href="#">保健福祉学部 リハビリテーション学科</a></li> <li>◦ <a href="#">大学院保健福祉学研究科 保健福祉学専攻</a></li> </ul> </li> </ul>
(大学ホームページ <a href="http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013122600032/">http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013122600032/</a> )	

資料 10-1-③-B 大学認証評価に伴う自己評価書(平成 20 年度)

大学紹介	大学 認証評価
<p>大学紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">学長からのメッセージ</a></li> <li>▶ <a href="#">ヒューマンサービスとは</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の基本理念</a></li> <li>▶ <a href="#">将来構想</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の特色</a></li> <li>▶ <a href="#">組織</a></li> <li>▶ <a href="#">大学認証評価</a></li> </ul>	<p>本学は、平成20年度に大学評価・学位授与機構により、同機構が定める大学評価基準を満たしている、との評価を受けています。</p> <p><b>本学が提出した自己評価書</b></p> <p><a href="#">大学機関別認証評価 自己評価書</a></p> <p>(別画面で、大学評価・学位授与機構が公開している大学機関別認証評価 自己評価書 (PDFファイル) を表示します)</p> <p><a href="#">選択的評価事項に係る評価 自己評価書</a></p> <p>(別画面で、大学評価・学位授与機構が公開している選択的評価事項に係る評価 自己評価書 (PDFファイル) を表示します)</p>
(大学ホームページ <a href="http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013071800064/">http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2013071800064/</a> )	

資料10-1-③-C 実践行動計画取組み結果(平成25年度)

大学紹介	自己評価
大学紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">学長からのメッセージ</a></li> <li>▶ <a href="#">ヒューマンサービスとは</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の基本理念</a></li> <li>▶ <a href="#">将来構想</a></li> <li>▶ <a href="#">本学の特色</a></li> <li>▶ <a href="#">組織</a></li> </ul> (大学ホームページ <a href="http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2014060900017/">http://www.kuhs.ac.jp/shoukai/2014060900017/</a> )	平成25年度 実践行動計画取組み結果年度まとめ 「将来構想」に基づき、今後、教育・研究及び地域貢献活動を具体的に進めていくため策定した実践行動計画について、毎年度、計画の取組結果や課題等について自己点検・評価を行い、さらなる計画の推進に取り組んでいます。  <a href="#">平成25年度 実践行動計画取組み結果 (PDFファイル: 358KB)</a> (参考) <a href="#">実践行動計画</a> (将来構想のページへ移動します)

資料10-1-③-D 県民利用施設の見える化

施設名	所在市町村	設置目的	施設概要	財産価格	収支の状況 (単位:千円)			利用状況の数値の内容	備考	
					H24(決算ベース)	H25(決算ベース)	H26(予算ベース)			
保健福祉大学 実践教育センター	保健福祉大学 横須賀市 実践教育センター 横浜市	保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有する人材を育成するため	■敷地面積 37,821.79㎡(市有地) ■延床面積 41,861.45㎡ ■建築年 平成15年 ※実践教育センターは横浜看護専門学校内のため除く	土地 (市有地) 建物 5,371,469千円	【利用状況】	2,204人	2,431人	2,238人	学生、院生(修士)、研修生の数(実人員)	
					【収入】	682,450	686,423	701,213		
					事業費	934,667	832,969	942,378		
					維持管理経費	343,738	336,858	325,052		
					人件費	常勤	155名	147名		150名
						再任用	2名	1名		1名
						臨時的任用	1名	2名		1名
					非常勤	313名	173名	175名		
					【支出】	3,209,811	2,856,782	2,982,898		
					収支差引	△ 2,527,361	△ 2,170,359	△ 2,281,685		
利用者一人当たりコスト	1,456.4	1,175.1	1,332.8							
利用者一人当たり県負担額	1,146.7	892.8	1,019.5							

(神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p676676.html>)

資料10-1-③-E 教員紹介 (学科別教員一覧)

学部	教員紹介(看護学科)																								
保健福祉学部 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <a href="#">保健福祉学部の教育理念・教育目標</a></li> <li>▶ <a href="#">学部長メッセージ</a></li> <li>▶ <a href="#">教育カリキュラム</a></li> <li>▶ <a href="#">カリキュラムの構成と時間割</a></li> <li>▶ <a href="#">入学年次別カリキュラム表</a></li> <li>▶ <a href="#">学科専攻別シラバス</a></li> </ul> 看護学科	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学科長、教授</td> <td><a href="#">村上 明美</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">加納 佳代子</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">北岡 英子</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">白水 眞理子</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">谷口 千絵</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">野中 淳子</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">野村 美香</a></td> </tr> <tr> <td>教授</td> <td><a href="#">水戸 優子</a></td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td><a href="#">伊関 敏男</a></td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td><a href="#">金 壽子</a></td> </tr> <tr> <td>准教授</td> <td><a href="#">小林 珠実</a></td> </tr> </tbody> </table> (大学ホームページ <a href="http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/">http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/</a> )	職名	氏名	学科長、教授	<a href="#">村上 明美</a>	教授	<a href="#">加納 佳代子</a>	教授	<a href="#">北岡 英子</a>	教授	<a href="#">白水 眞理子</a>	教授	<a href="#">谷口 千絵</a>	教授	<a href="#">野中 淳子</a>	教授	<a href="#">野村 美香</a>	教授	<a href="#">水戸 優子</a>	准教授	<a href="#">伊関 敏男</a>	准教授	<a href="#">金 壽子</a>	准教授	<a href="#">小林 珠実</a>
職名	氏名																								
学科長、教授	<a href="#">村上 明美</a>																								
教授	<a href="#">加納 佳代子</a>																								
教授	<a href="#">北岡 英子</a>																								
教授	<a href="#">白水 眞理子</a>																								
教授	<a href="#">谷口 千絵</a>																								
教授	<a href="#">野中 淳子</a>																								
教授	<a href="#">野村 美香</a>																								
教授	<a href="#">水戸 優子</a>																								
准教授	<a href="#">伊関 敏男</a>																								
准教授	<a href="#">金 壽子</a>																								
准教授	<a href="#">小林 珠実</a>																								

資料10-1-③-(E) 教員紹介（個人別）

学部	村上 明美 (Akemi Murakami)
保健福祉学部	
▶ 保健福祉学部の教育理念・教育目標	<b>所属</b>
▶ 学部長メッセージ	<b>所属(学科)</b>
▶ 教育カリキュラム	保健福祉学部 看護学科 大学院保健福祉学研究所
▶ カリキュラムの構成と時間割	<b>職位</b>
▶ 入学年次別カリキュラム表	看護学科長 教授
▶ 学科専攻別シラバス	<b>略歴等</b>
看護学科	<b>最終学歴・学位</b>

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/gakubu/2013121200011/> )

資料10-1-③-F 全学的な研究活動

資料請求	研究活動	本学で開催される学会、研究会等
▶ <a href="#">ドリコム デジタルライブラリーを見る</a>	▶ <a href="#">教員、学生が受けた表彰</a>	▶ <a href="#">成人・老年（慢性期）看護研究会</a>
▶ <a href="#">資料請求をする</a>	▶ <a href="#">医食農同源の取組み</a>	▶ <a href="#">日本臨床作業療法学会 第1回学術大会</a>
<a href="#">資料請求のご案内</a>	▶ <a href="#">機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト</a>	▶ <a href="#">日本発達系作業療法学会 第2回学術大会</a>
	▶ <a href="#">AMF栄養ケアステーション</a>	▶ <a href="#">第3回 日本栄養学教育学会学術総会</a>
	▶ <a href="#">性暴力対応医療者養成プログラムの開発及び実施に関する研究</a>	
	▶ <a href="#">ヒューマンサービス研究会</a>	

(大学ホームページ <http://www.kuhs.ac.jp/kenkyuu/> )

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学の目的・基本理念についての認識を共有するため、学生に対しては必修科目で、教職員に対しては学長によるFD等を通して継続的に意識を高め、理解を深めるよう努めている。

【改善を要する点】

- 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、平成27年4月に改定を通してさらなる明確化を図り、大学ホームページ等で周知を図っているが、今後は、大学パンフレット、学生便覧、学生募集要項等にも掲載し、より周知に努める必要がある。